

平成29年第3回山江村議会6月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	6月7日	水	本会議	議会議場	午前10時	・開 会 ・提案理由説明
			休 会	委員会室	午後 1時	・議 案 審 議
2	6月8日	木	本会議	議会議場	午前10時	・一 般 質 問
3	6月9日	金	本会議	議会議場	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

6 月 7 日 (水)

平成29年第3回山江村議会6月定例会（第1号）

平成29年6月7日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議案第 7号 | 山江村債権管理条例の制定について（平成29年第1回
議会定例会付託案件の総務文教常任委員長報告） |
| 日程第 4 | 議案第15号 | 山江村営住宅条例及び山江村特定公共賃貸住宅管理条例
の一部を改正する条例の制定について（平成29年第1
回議会定例会付託案件の産業厚生常任委員長報告） |
| 日程第 5 | 報告第 1号 | 平成28年度繰越明許費（一般会計）の報告について |
| 日程第 6 | 報告第 2号 | 平成28年度繰越明許費（特別会計ケーブルテレビ事業）
の報告について |
| 日程第 7 | 承認第 2号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年
度山江村一般会計補正予算（第8号）） |
| 日程第 8 | 承認第 3号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年
度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5
号）） |
| 日程第 9 | 承認第 4号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年
度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）） |
| 日程第10 | 承認第 5号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年
度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5
号）） |
| 日程第11 | 承認第 6号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年
度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）） |
| 日程第12 | 承認第 7号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年
度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3
号）） |
| 日程第13 | 承認第 8号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年
度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4
号）） |

- 日程第14 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第15 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第16 同意第 1号 山江村農業委員会委員の任命に係る要件の同意を求めることについて
- 日程第17 同意第 2号 山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
- 日程第18 議案第27号 平成29年7月における山江村長の給与の減額に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第28号 公共工事請負変更契約の締結について
- 日程第20 議案第29号 平成29年度山江村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第30号 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第31号 平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）
- 日程第23 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 赤坂 修君 | 2番 横谷 巡君 |
| 3番 森田 俊介君 | 4番 西 孝恒君 |
| 5番 立道 徹君 | 6番 谷口 予志之君 |
| 7番 秋丸 光明君 | 8番 中竹 耕一郎君 |
| 9番 秋丸 安弘君 | 10番 松本 佳久君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治 君	教 育 長	藤本 誠一 君
総務課長	北田 愛介 君	税務課長	山口 明 君
企画調整課長	松尾 充章 君	産業振興課長	平山 辰也 君

健康福祉課長	一二三 信 幸 君	建設課長	白 川 俊 博 君
教育課長	蕨 野 昭 憲 君	会計管理者	迫 田 教 文 君
農業委員会 農務局長	柳 瀬 真奈美 君	代表監査委員	木 下 久 人 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） 平成29年第3回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

3月30日の臨時議会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告については、お手元に配付してあります。

3月30日、西川内地区公営住宅建設工事上棟式が工事現場で行われております。議員全員が参加しております。

4月3日、山江村デジタル防災無線開局式が役場大会議室で開催されております。

4月11日、山田小、万江小、山江中学校の入学式が行われ、議員全員が参加しております。

4月14日、熊本地震犠牲者追悼式が県庁地下大会議室で行われまして、私が参加しております。

4月15日、山江村戦没者慰霊祭が高寺院で開催されております。

4月16日、やまえつつじ祭が丸岡公園一帯で開催されております。

4月23日、山江村畜霊祭が永シ切の畜霊碑と山江村肉用牛振興会総会が山江温泉ほたるで開催されております。

4月27日、山江村体育協会総会が山江温泉ほたるで開催されております。

4月30日、やまえ福祉まつりが山江村体育館で行われ、議員全員が参加しております。

5月10日、郡定例議長会が開催されまして、役員改選がなされておりました、会長に多良木町議会議長の村山議長が選任されました。副会長にあさぎり町議会議長山口議長が選任されました。副会長に球磨村選出の松野議長が副会長に選任されました。監事に水上村議会議長の富山議長が選任されまして、もう1人、私、秋丸が下球磨のほうから選任されております。

5月15日、溝口幸治県議会副議長就任祝賀会があゆの里で開催されております。

5月21日、山田小学校、万江小学校、山江村物産館の総会が山江温泉ほたるで

開催されております。

5月22日、県町村議長会研修が市町村自治会館で開催されております。「災害と自治体の危機管理」ということで、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究所、室崎益輝氏から講演が行われております。

5月23日、議会常任委員会合同視察研修会があさぎり町松尾集落、球磨村内布集落において議員全員で参加し、研修を行ったわけでございます。

5月24日、平成29年度山江村文化協会総会が山江温泉ほたるで開催されております。

5月28日、山江村消防小型ポンプ操法大会が役場駐車場で開催され、議員全員が参加しております。

5月30日、国道219号整備促進期成会同盟会総会が宮崎県西都市で開催され、産業厚生常任委員長の横谷議員のほうに参加されております。

5月31日、6月1日、第42回全国町村議会正副議長会が中野サンプラザで開催され、私と副議長が参加しております。報告は副議長のほうで報告させていただきます。

6月1日、山江村防災連絡協議会に総務文教常任委員長の西孝恒議員が参加しております。

6月5日、町村議会議長会臨時総会が市町村自治会館で開催されまして、役員改選が行われまして、会長に芦北町議会議長の寺本修一氏が会長に就任されました。副会長に高森町議会議長、田上更生氏が再任されました。また、副会長に美里町議会議長、中川政司氏が再任されました。監事に大津町議会議長、桐原則雄氏が任命されまして、もう1人が私、秋丸が監事に任命されております。

以上で報告を終わります。

以上を申し上げまして、議長の開会のあいさつに代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催されております。関係議員の報告を質問席からお願い申し上げます。

なお、お手元に資料が配付されております。また5月31日、6月1日にかけて全国町村議会正副議長研修会が開催されましたので、研修報告を副議長からお願い申し上げます。

まず、人吉球磨広域行政組合議会議員、3番、森田俊介議員より報告をお願いいたします。

○3番（森田俊介君） おはようございます。平成29年度第1回人吉球磨広域行政組合定例会、2日目が3月24日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催されました。

日程第1、一般質問では、人吉市選出の1番、塩見寿子議員が、クリーンプラザ延命について質問し、執行部の考えを質しました。

次に日程第2、議案第8号、人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第3、議案第9号、人吉球磨広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第4、議案第10号、人吉球磨広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第5、議案第11号、人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム福寿荘民営化検討委員会設置条例の制定について。

日程第6、議案第4号、平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算。

日程第7、議案第5号、平成29年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算。

日程第8、議案第6号、平成29年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算。

日程第9、議案第7号、平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担の総額までの8件を一括して執行部の補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、異議なく原案どおり可決されました。

次に、日程第10、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

最後に、組合会議規則第43条の規定により、議決された事件について、その条項、字句、数字、そのほかの整理は議長に選任することが決定され、閉会しました。

以上、平成29年度第1回人吉球磨広域行政組合定例会、2日目の会議結果について報告いたします。

続きまして、平成29年度第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時議会が5月26日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催されました。

まず、日程第1、議席の指定では、相良村議会議員の任期満了に伴う改選に至り、新たに選出された議員の議席が相良村選出の茂吉隆典議員を19番、中村重道氏を20番に指名され、併せて欠員が生じていた組合員の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に2名が指名されました。

日程第2、会議録署名議員の指名は、17番、米良哲議員、16番、山崎隆浩議員が指名されました。

日程第3、会期の決定については、本日1日限りとすることに決定し、次に日程

第4では、議会運営委員会の選任が行われ、同じく相良村議員の改選により欠員となっていた下球磨地区の委員の補充があり、11番、藤川喜一氏（錦町）が選任、指名されました。

次に、日程第5、同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、質疑、採決の結果、原案どおり代表監査委員に牛草敏憲氏（人吉市）を選任することに同意し、決定いたしました。

最後に、日程第6、議員の派遣については、平成29年度の議員の派遣について、配付された資料のとおり実施することに決定がなされ、閉会しました。

以上で、平成29年度第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会の会議の結果を報告いたします。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） おはようございます。平成29年第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会が開催されておりますので、その結果をご報告申し上げます。

去る5月10日、人吉下球磨消防組合議会臨時会が開催されました。議員は、人吉下球磨消防組合管内の6市町村から8名全員が参加し、執行部は、代表管理者である内山慶治山江村長ほか5市町村長、ほかに職員の参加を得て開催しました。

日程第2の議長選挙について報告申し上げます。今回、相良村議会の任期満了に伴い、これまでの人吉下球磨消防組合議会の議長、黒木正照氏に代わり、福田雄二議員が消防組合議員となりましたので、議長の選挙を行いました。その結果、指名推薦により議長に球磨村議会選出の高沢康成氏が選出されました。その後、追加日程で議席の指定等を決定したところです。

以上で報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 次に正副議長研修報告をお願いいたします。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） おはようございます。平成29年度全国町村議会正副議長研修及び要望について報告をいたします。お手元に配付しております資料で、朗読をもって報告に代えさせていただきます。

去る5月31日から6月1日にかけて、平成29年度全国町村議会正副議長会研修会が東京にて開催をされました。全国から約1,700名が参加をし、31日午後、地方自治総合研究所主任研究員、今井照氏の「大震災における自治体と議会の使命」と題して講演がありました。震災にどう対応すべきか、議会としてどう対策をとるかなど有意義な内容でありました。

次に、全国町村議会特別表彰を受けた二つの自治体から実践発表がありました。議会の活性化とか議員のなり手不足の課題の検証を行い、一步一步前進する議会を

目指した北海道の十勝郡浦幌町議会の田村寛邦氏の報告がありました。

次に、議会基本条例を基本とした活性化事務事業の評価など、定期的に立ち止まり原点に戻る次代の地方自治を動かす議会を目指した京都府精華町の議会、杉浦正省氏からの報告がありました。

その後、まとめとして議会学の権威、新潟県立大学の田口一博教授の「議長・副議長のあり方」と題して、講演がありました。

翌6月1日は、全国町村会館で午前中、熊本県町村議会参加者約60名ですが、全員で要望、意見交換を行ったところです。県選出の国会議員団12人、もちろん秘書を含めて代理を含めてであります。参加を得て、熊本地震からの復旧・復興に関する特別決議ほか、各郡提出要望からそれぞれ要望活動を行いました。球磨郡は、球磨川における抜本的な治水対策の促進、球磨地域幹線道路網の整備促進、2項目の要望であります。特に国道の整備について要望をしたところです。

今回は初めて合同要望形式で行われ、熊本県全体が抱えている課題の全容がわかり、大変有意義であったと思えました。議員団からは「財政の厳しい中であるが、優先順位を確認しながら、鋭意努力をしていく」との回答でありました。

今回の研修では、ほかに先んじて用地の確保とか、調査など済ませ、いつでもすぐに事業に取り掛かれる体制が必要であると、要望と併せて準備しておくことが実際優先されるものであるということ、大切であるなというふう感じた次第でありました。

以上で報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 以上で、一部事務組合議会及び研修報告を終わります。

それでは、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。
村長。

○村長（内山慶治君） 皆様おはようございます。議長には発言の機会を与您いただき、ありがとうございます。

本日ここに、平成29年第3回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には、全員出席いただく中に開催できますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

それでは、まず先般の臨時会後の行政報告、主なもののみ申し上げたいと思います。

3月31日は、退任者の辞令交付式、課長2名でありますけれども、行っております。

4月1日、株式会社やまへの辞令交付式を行いました。特に不在でありました支

配人の人事であります。今まで公募をしてきたところではありましたが、なかなか適任者が見当たらないということであり、いつまでも支配人不在のまま会社経営をするということとは不適切ということでもありました。従いまして、内部登用として、総務部長でありました中渡総務部長を支配人に、それから物産部長でありました川村部長を副支配人として、辞令を交付させていただいたところでございます。

それから4月3日、山江村の辞令交付式を行いました。2人の課長が退任いたしておりましたので、新しく2名の課長の人事、またそれに伴う各課の人事の見直しを行ったところであります。特に今回は、健康福祉課の課題をどのように解決していくかということに重きを置いて人事をしたところでございました。従いまして、健康福祉課の人事を確定しながら、他の各課の人事をしたところであります。

同じく3日ではありますが、平成29年度の区長、区長代理の合同会議を行いました。辞令交付式をしたということではありますが、その後、先ほど議長からもご報告がありましたとおり、山江村のデジタル防災行政無線の開局式を行ったということでもあります。現在、各地区で座談会を開催しておりますけれども、デジタル防災無線におきましては、不都合の意見も聞くところであります。また加入率がですね、80%程度でございます。加入料は無料としておりますし、もし避難勧告等々をですね、発令する場合、村民全体に行き渡らないという可能性もあるわけですので、加入促進についても呼び掛けをしているところでございます。

それから、飛びまして4月11日でありますけれども、山田小学校の入学式と山江中学校の入学式に私出向いております。

4月14日ではありますが、熊本地震犠牲者追悼式のほうに私も議長とともに参加をしてきております。

同じく14日ではありますが、県民体育祭人吉球磨大会実行委員会の総会がございまして、いよいよ本年9月に行われます県民体育祭人吉球磨大会の歩みが始まったというようなことでございます。

4月15日でございます。平成29年度つつじ祭の協賛の四半的弓道大会を行いました。県内はもとより鹿児島、宮崎からたくさんの方参加いただきながら、にぎわったところでございました。

そして翌日、やまえつつじ祭でございます。天候に恵まれたということで、各地から多くの方参加いただいたということでもあります。ただ残念ながら、つつじの花が咲いていないというようなことでもございました。花の祭りの非常に難しさを感じるところであります。管内ではまた水上村がサクラのない桜まつりをされたということでもございますけれども、年々といいますか、最近では花の開花がどうも遅れて

いるような気がしてなりません。従いまして、開催日をですね、1週間ずらす等の検討もしなくてはいけないのではないかと感じたところでございます。

それから4月17日でありますけれども、地域おこし協力隊の辞令交付式を行いまして、高橋あかねさんが山江村の地域おこし協力隊として着任をされたということでございます。

それから、特徴的なものとして、4月18日には、本年度の第1回目になります衛生委員会を開催をしております。これは昨年から開催をさせてもらっているものでありますけれども、職員のもろもろのストレスの問題の開放、それから職場環境の改善等々を目指すものでありまして、昨年は職員のストレスチェックも行わせてもらったということであります。働きやすい環境をいかにつくるか、ストレスのたまらない職場環境を職員全体でどう形成していくかということについての話し合いを吉田病院の興野先生を中心に行っているところでございます。

それから4月23日は、畜霊祭のほうに参加をしてきました。

それから4月24日におきましては、祭りも終わりましたので、関係各課と私との村長との事業打ち合わせを行ったということでございます。この日から大体一日に二つの課を打ち合わせをさせてもらっているということでございます。

それから4月28日には、山江村の消防団、新旧幹部が入れ替わりましたので、新旧幹部の会議を開催させてもらっております。

4月30日は、議長から報告がありましたとおり、福祉まつり、2年ぶりの開催だったということでございます。議員の皆様にも参加をいただいて大変ありがたく思っております。

それから5月に飛びまして、15日、溝口幸治氏の熊本県議会副議長の就任祝賀会のほうに私も出向かさせてもらっております。300人を超える方が参加をいただいたいということでございます。

それから5月16日から、いよいよ郡民体育祭が始まりました。ゲートボールを皮切りにということでございましたけれども、山江村は男子が2位に入賞されるというような好成績を残しております。今年の郡民体育祭、県民体育祭を見据えての郡民体育祭となっておるわけでありまして、日程も若干、通年とは違った日程も組まれているものもありますけれども、山江村選手団の健闘をお祈りしながら、数多くの方がですね、地元県体を目指していただきたいと思っているところでございます。

それから同じく16日には、村政懇談会、第1区から始めております。本年は私の班、村長班と教育長の班の2班に分かれて、奇数の区を村長班、偶数の区を教育長班と分かれて実施をしております。現在、11区と12区まで終了したというこ

とでありまして、あと万江地区のほうに議会終了後、出向くということになります。

5月17日から19日までであります、全国ICT教育首長協議会の総会のほうに私、それから教育長、それから蕨野課長と黒木指導主事、4人で参加をしたということでございます。ICT教育ソリューションがですね、ビッグサイトで盛大に行われているのに合わせての今回の首長協議会の総会の開催でありました。全国で106の自治体が参加をしているということでありますけれども、当分200の自治体を目指す、加入自治体を目指すということであります。

それぞれの自治体から、特に私役員をしておりますので、発言を求められたということではありますが、特に強く発言させてもらったのは、小中学校ではしっかりとICT教育、いわゆる電子黒板とタブレットによる教育がなされているわけですが、一旦高校に行きますと、また黒板と教科書のスタイルに戻るということでありまして、そのギャップに子どもたちが順応できるのかという心配もあります。従いまして、首長協議会でありますから、県知事も当然入っていいわけでありませう。またそういう全国的なですね、そのICT教育の取り組みを望みたいという旨の発言をしたところでございます。また、ICTソリューションの中の企業のブースにおきまして、教育長のほうが一コマ講義をされたというようなことでございます。

それから5月20日でございますが、株式会社やまへの取締役会並びに株主総会を開催をさせていただきました。人吉新聞等で報道はなされているということでありますけれども、本年28年度に限っては、1,000万1,321円だったと思いますが、の黒字が出ております。今年は黒字が出る予想でありましたので、社員にも期末手当としてですね、170万円ぐらいを配付しているというようなことでありましたけれども、さらにそういうことを励みにしながらですね、通算ではまだ1,000万円以上の赤字は残っているという状況でありますので、その赤字解消に向けてですね、また取り組んでいくということになります。村民の皆様、議会の皆様、変わらぬですね、ご愛顧をよろしくお願いを申し上げます。

それから5月21日でありますけれども、山田小学校、万江小学校の運動会に参加した後、午後は(株)やまへのですね、出荷協議会の総会に参加をいたしてきました。長年勤められた川村出荷協議会長が勇退をされ、新しく蕨野正信会長が決まったというようなことでございます。

それから、5月23日から24日にかけて、全国森林環境税創設総決起大会並びに全国治水砂防協会の通常総会及び全国治水期成同盟連合会の通常総会に参加をいたしました。特に全国森林環境税創設総決起大会でございますが、全国町

村会館の2階で開催されたわけでありますけれども、2階の会場が満席になりました、いつになく活気に満ちたものでありました。と申しますのも、本年末に向けてですね、新しく森林環境税の創設が期待をされているところであります。これはちょっと後ほど詳しくお伝えしたいと思っておりますけれども、非常に活気に満ちた総決起大会でありました。

それから5月26日は、本村の総合エネルギー検討委員会を開催しました。また、山江村の商工会の通常総会が行われております。

5月28日でございます。山江村消防団の第6回のポンプ操法大会が行われまして、第4分団が優勝したところであります。議員の皆様方にもたくさん参加をいただき、感謝を申し上げるところでございます。

それから5月30日は、全国簡易水道大会のほうに30、31日と長崎で開催されましたので参加をしております。山江村、本年度で終了しますけれども、簡易水道の補助金を尾崎の椎屋地区の簡易水道に予算をもらうようにしておりますので、水道大会のほうに参加しているわけでありますが、これも前回申し述べたことかもしれませんが、現在、簡易水道がですね、特別会計から公営企業会計へ移行するというようなことを総務省、厚労省とも申しております。どういうことかと言いますと、公営企業法は、基本的には独立採算制でやりなさいというようなことになりまして、一般会計からの繰り入れにつきましては、極力抑えなさいということになります。ということになりますと、水道の使用料だけで全てを運営しなくてはいけないというようなことになるわけでありまして、到底そういうことがその簡易水道を抱える全国の小さな自治体で可能なわけではなく、その付近については、何らかの手立ても必要かということでもあります。そういう意見も交わされたというような大会でございました。

それから6月2日は、平成29年度の人吉球磨管内の主要事業説明会が振興局、また県南本部も参加の中に行われております。もろもろと各課部長から29年度の事業について説明があったところでありますけれども、また特徴的なものは、山江村がですね、今回、中山間の指定を受けてその事業に取り組むというようなことでございます。

それから6月4日ですが、球磨郡のPTA研究集会在山江村で行われております。私参加して歓迎のあいさつを述べたところでございます。

それから6月5日であります。これは自民党の定例会とそれから記念講演がございました。「日本の未来を切り拓く政治セミナー」というのが開催されております。議員の方にも4名ほど参加をいただいておりますということでございます。大変ありがとうございました。

あと引き続き、4月以降ですね、3カ月程度しかたっておりませんが、いろんな動きがあつてございますので、その動きについてご紹介をおつなぎをしたいと思います。

まず、地方創生絡みで、山村活性化支援交付金事業の動きでございます。これにつきましては、県の100%の交付金事業でございます。本年度でいよいよ最終年度の3年目を迎えるというようなことであります。この迎えることによって、今までいろんな山江栗の生産、それから加工、それから包装等の検討、そして流通を検討してまいったところでもありますけれども、一応その付近が栗まつりを行い、また生産向上委員会もでき、流通もですね、今頑張つてやっているところでもありますけれども、もう一つの動きとして、海外へ輸出を試みたいというような取り組みを行わせてもらいます。栗の本場であるフランスの人に山江栗の商品の評価を見たいということで、今回、6月21日から6月27日まで四泊六日、活動は4日間になるわけでもありますけれども、山江の栗の商品を持って行って評価を見るということでもあります。これにつきましても、松村経産副大臣とのやり取りの中で協力も得ることができました。フランスの大使館の職員もですね、その同行をさせたいというようなことも申し出ていただいているところでもあります。どういうことをやるかということでもあります。現地での物産展に参加しまして、テスト販売をやってみます。セボンジャパンというような物産展、イベントに対しまして山江栗の販売を行うと。商品の味、価格、パッケージ等について、消費者の反応、意見等を直接リサーチを行ってまいります。それから、現地の高級レストラン、菓子店等に商材のサンプルを提供しまして、モニタリングを実施をさせていただきます。もちろん山江村今まで開発しましたユズの粉末もありますので、そのサンプルも一緒に現地企業を介して、そういう高級レストラン、菓子店等に提供してみたいと思っております。

それから帰国後は、フォローアップ事業といたしまして、上記の二つの取り組みに対しまして、その成果や反応につきまして、プレリリースやホームページを介して広く広報を行ってまいりますと同時に、報告会をやろうというようなことを呼び掛けております。現地の消費者の意見を基に、味やパッケージ等の見直しについての検討も含めて、報告会も開催させていただきたいと思っております。

参加します人員であります。県庁出身の五木の商品をフランスに届けた山うに豆腐ですね、今フランスで非常に人気だそうですね、その久保田さんという、元県職員の会社であります。その人を通じまして山江村物産館の川村副支配人、それからやまえ堂の中竹社長、それから役場からは中村担当が参加する、4人で参加してくるということでもあります。もろもろとフランス今事件等も起きている

ところでありまして、あまりあちこちは用心しながらですね、しっかりと成果を出してきていただきたいと思うものでございます。

それから、先ほど申し上げました森林環境税の創設の件でございます。これは自民党の税制調査会におきましては、地球温暖化の対策の一環として、市町村の森林整備を支援する森林環境税を創設しましょうという方針を固めておられるということでありまして、いよいよ山場がさしかかっているということでもあります。税額について、また導入時期などについて、具体的な制度設計を行う。また2018年度改正で結論を得るということでありまして、詳細は今後煮詰めるということになっております。ただ12月には、しっかりとこの中身が見えてこようかと思っているところでもあります。もちろんこの森林環境税でありますけれども、農業もそうでありまして、非常に農業、林業とも本村の基幹産業であり、農業立村、林業立村をどうやって目指していくかという中にあり、今回の森林環境税の創設の動きは、大変ありがたいと思っているところでもあります。当然林業の再生はですね、木材価格の低迷をしておりますですね、これ外国産材が70%程度だと思っておりますが、まだ入ってきているということで、その競争にさらされ、どんどん安くなってきているというような問題は、構造的な問題でありますので、単独の市町村ではとても対応できる問題ではないということで、国策としてその振興策に期待をしているということは、この場で何度も申し上げてきているところでもあります。そのことにつきまして、今回やっとその日の目を見るのかなという気がいたしております。山江村議会におきましても、森林環境税創設の議員連盟に加入をしていただいているところでもありますので、一緒になって更なるご協力もお願いしたいと思っているところでございます。

この提案に当たりまして、大会に当たりまして、来賓あいさつとして、それぞれの関連の国の議員の皆さん方が発言をされました。野田毅、この方は熊本県の自民党の税制調査会会長でありますけれども、本年度末には税制を発足させたいということであります。使い道についてはですね、市町村でしっかり考えてほしいというようなことを言われました。

また、石破前地方創生大臣でありますけれども、31年前に水源税として発足といたしますか、としてこういう話が持ち上がったのが、31年後、やっここにきて森林環境税が創設の動きがあるというようなことでありまして、CLPの活用、積極的に高くてもそういう木材を活用して、自治体から活用していく。また、有害鳥獣の問題としてジビエの問題等をどうするかという問題も考えてほしい。要するに、森林がですね、具体的に言いますと、山江村の山林がどうしたら金を生んでいくのかというような課題について、地元のほうで内なる課題と向き合って、その解

決方策を見つけてほしいというようなことであります。この森林環境税が創設されますと、森林がある市町村に交付されるというようなことになっているようでありますので、しっかりとその事業対策をなされたところから優先的にまた交付金でありますのでなされるのかなという気がいたしております。

帰りまして、私職員にも、この問題は産業振興課だけの問題ではなく、我々が住む山江村全体の問題だとして、職員全体でこの課題については考えていこうではないかというような呼び掛けをさせてもらったところでございます。

それからもう一つは、山江未来塾100人委員会の動きであります。これは昨年の4月27日にシンポジウムを開催しまして、それ以降、100人委員会が動き出したということであります。これまで9部門に分かれまして、全体で61回ですね、ワークショップ等々の話合いがなされてきました。これは話合いをして政策提言をお願いしますというものではなく、当然、できるものは100人委員会の委員さん方で実践をしていってもらうというような目途を持っているわけでございます。そういうことから、先般は、時代の駅前朝市として、4月23日に時代の駅前広場において行われました。中身は山江のおいしい米とタマゴを使ったタマゴご飯セット、これに味噌汁ですが、ある意味では非常に贅沢にも思いますけれども、そういう提供をはじめとしまして、10店舗の出店者の中に200人が参加されたというようなことであります。野菜や米や山菜、苗やアクセサリーも出たということでありますし、フリマのほうの洋服とかぜんざいとか朝食セットは、先ほど申し上げましたタマゴご飯セットであります。も出されながら非常ににぎわったと伺っております。売り上げが14万円程度あったというようなことでございまして、完売する店舗も見られたと。来場者の中からは、定期的な開催を要望する声があったということで、さらに定期的にすると、それを目処としてですね、村内だけではなく、村内外からいろんな方が客足が伸びるということが予想されるところでございます。朝市ののぼりをつくったりされておりましたけれども、そういうものを増やし、県道沿いに出店を可能な限りするなど、軽トラ市も含めた出店者を増やしながらのにぎわった朝市をやっていければと思っているところであります。

いずれにしても、今のは食の提供部会の話でありますけれども、また八つの部会がそれぞれ検討を行っております。この件につきましては、6月18日、今月の18日でありますけれども、その中間発表としてシンポジウムを計画をいたしております。未来塾に参加をいただいております村民の皆様に本当に感謝をいたすところでありますけれども、同時に、さらに住民の方の参加による村政といいますか、地域づくり、住民主役の村政のあり方、地域づくりのあり方を目指し、また支援もしていきたいと思っているところでございます。

それから、先ほど県の振興局が主要事業の説明会を行われた折に、山江村としては本年、万江地区で集落営農が設立される、6月24日を予定しておりますけれども、ある意味では、今後の山江村の農政を占う画期的な一日でもあろうかと思えます。そういうこともありまして、以前よりお願いをしておりましたけれども、県のほうで中山間農業モデル地区支援事業というのを山江村に持ってきていただきました。このモデル地区におきましては、県内の11カ所で設置予定されているということでもあります。中山間地域でも条件の厳しい地域を選定され、それから地域とともに地区の農業ビジョンを作成して、目標達成のために関連事業を起こしていくということでもあります。

概要としてはですね、県庁の農林水産部に本庁中山間地域農業支援プロジェクトチームを置かれます。と同時に、各広域本部及び各地域振興局ごとに中山間地域農業支援プロジェクトチームを設置をされます。このプロジェクトチームとともに、山江村の今回の集落営農の方々がいろんな話合いをしていくというようなこととなります。モデル地区の農業ビジョンづくりの支援及びその実現に向けて技術支援を行うというようなことになっております。球磨管内は一カ町村だけでありまして、山江村の万江地区に内定をしているところでありまして、今後は話合い活動やビジョンづくりに向けた取り組みが行われていくということになります。目指すは、高単価が見込める作物の掘り起こし、圃場の整備、施設の導入等、地域の将来像を具体化するための取り組みを進めていくということでもあります。ビジョンづくりに対しましては、30万円から50万円の予算が来ますし、基盤の整備におきましては、事業種ごとに事業費をつくられますし、施設の整備費におきましては、これは10アール当たり150万円、これ2分の1だったと思えますけれども、の助成があるというようなことでございます。

いずれにいたしましても、今回の集落営農を是非成功に導きながら、末ゆくはですね、やはり山田地域のほうにもこの農業法人化、同じような状況でありますので、また山田地域の方々と農業者のみならず地域住民の方々を巻き込みながら、この地域の農業のあり方、また地域そのもののあり方について、話合いをしていただければなと思っているところでございます。

最後になりますが、平成29年事業、先ほど申し上げましたとおり、始まったばかりでございますが、この間、役場各課との打ち合わせを行いまして、職員には自分の担当業務の工程表を作成させております。そしてその進捗状況をチェックをさせながら、課長を中心に、組織として事業推進に当たるように指示をしているところでございます。また、年度途中から新規事業が始まるということも当然考えられますので、臨機応変に対応するという事を求めているところであります。

いずれにしましても、低迷する農産物や木材価格による農林業の苦しい現状もまだまだ続いております。そういう地方経済がなかなか活性化しないという状況の中ではあり、また今後、高齢化、介護社会への対応、暮らしへの対応としてですね、暮らしへの不安を抱えていらっしゃる方々もたくさんおられます。山江村の産業振興をどうするか、医療介護の不安を取り除く福祉の現場をどう充実をさせていくのか、道路、橋梁をはじめ防災対策としての生活環境も整備しなくてはなりませんし、新しい社会へ向けて、今や第4次産業革命の時代と言われておりますから、その時代へ向けての人材育成等々、課題をしっかりと直視する必要があるかと思えます。村民の皆様が村づくりの主役となる場である山江未来塾も2年目を迎え、実践活動も始まろうかと思っております。今後ともさらに村民の所得の向上、暮らしやすい福祉の充実、生活環境の整備、村民が輝く人材育成を柱に、村民の皆様とともに現場をしっかりと見据えながら、全力で取り組んでまいります。改めまして、議員並びに村民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

本日、村長提案の議案は、繰越明許費の報告が2件、専決処分が9件、同意案件が2件、条例制定案件が1件、条例の制定が1件、公共工事請負変更契約が1件、補正予算が3件の計18件であります。どうぞ慎重にご審議いただきまして、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げ、あいさつといたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） これで、村長の行政報告、あいさつが終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長（秋丸安弘君） ただいまから、平成29年第3回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秋丸安弘君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、3番、森田俊介君、4番、西孝恒君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきまして、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、松本佳久議員。

○議会運営委員長（松本佳久君） それでは、報告いたします。

平成29年第3回山江村議会定例会につきまして、去る5月29日、議会委員会室にて議会運営委員会を開催し、本議会定例会全般について協議いたしております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6月7日から9日までの3日間としております。本日は開会、提案理由の説明後、議案審議をすることにしております。8日は一般質問で、6名の議員より通告が出ており、終了後散会としております。発言の順序は事前にくじ引きで決定している順で、時間については、質問、答弁を含めて60分となっております。3日目、9日に質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） これで、議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第7号 山江村債権管理条例の制定について（平成29年第1回議会定例会付託案件の総務文教常任委員長報告）

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第3、議案第7号、山江村債権管理条例の制定について（平成29年第1回議会定例会付託案件の総務文教常任委員長報告）を議題とし、委員長の報告を求めます。

4番、西孝恒議員。委員長は答弁席からお願いします。

○4番（西 孝恒君） それでは、議案第7号について報告します。

平成29年6月7日、山江村議会議長、秋丸安弘様。山江村議会総務文教常任委員会委員長、西孝恒。

委員会審査報告書。

平成29年第1回議会定例会で、本委員会に付託された事件は、閉会中の継続審査の結果、次のとおり決定しましたので、山江村議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

事件の番号、議案第7号。

件名、山江村債権管理条例の制定について。

当委員会は、4月26日、5月9日、5月25日のいずれも午前中に3回、委員会会議を開催し、議案について審査、協議いたしました。委員会審査の結果は、委員全会一致で別紙のとおり修正議決すべきものと決定しました。なお、別紙のとおり修正案として、まず原案の第2条第1項第8号の「債権管理者、村長を言う。」のところを削除し、その後の条文中にある「債権管理者」のところを「村長」に改めるものであります。

次に、原案の第15条は第16条へ改め、新たに第15条には「報告の義務として、村長は債権を放棄したときは、規則で定めるところにより議会に報告しなければならない。」と加えております。

また、附則の施行期日を平成29年4月1日から平成29年7月1日へ改めるものです。

以上、報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第15号 山江村営住宅条例及び山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について（平成29年第1回議会定例会付託案件の産業厚生常任委員長報告）

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第4、議案第15号、山江村営住宅条例及び山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について（平成29年第1回議会定例会付託案件の産業厚生常任委員長報告）を議題とし、委員長の報告を求めます。委員長は答弁席より報告をお願いいたします。

横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） それでは、議案第15号について報告します。

平成29年6月7日、山江村議会議長、秋丸安弘様。山江村議会産業厚生常任委員会委員長、横谷巡。

委員会審査報告書。

平成29年第1回議会定例会で、本委員会に付託された事件は、閉会中の継続審査の結果、次のとおり決定しましたので、山江村議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

事件の番号、議案第15号。

件名、山江村営住宅条例及び山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

当委員会は、4月26日午前9時から、5月9日午前10時からの2回、委員会会議を開催し、議案について協議いたしました。委員会審査の結果は、委員全会一致で別紙のとおり修正議決すべきものと決定をしました。審査結果の付帯意見として、「山江村債権管理条例の制定に伴い、債権員の根拠となる住宅使用料徴収に万全を尽くし、遅延無きよう努力されたい。」という意見を付けております。なお、別紙に修正案として、附則の条例施行日を「公布の日から施行する。」のところを「山江村債権管理条例制定の関係から7月1日から施行する。」に修正するものがあります。

以上、報告いたします。

-----○-----

日程第5 報告第1号 平成28年度繰越明許費（一般会計）の報告について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第5、報告第1号、平成28年度繰越明許費（一般会計）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、報告第1号についてご説明を申し上げます。

平成28年度繰越明許費（一般会計）の報告についてでございます。

平成28年度繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、山江村一般会計予算に係る繰越明許費を別紙のとおり報告させてもらうものでございます。

平成29年6月7日提出、村長でございます。

提案理由でございます。繰越明許費につきましては、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告する必要がありますので、提案をさせてもらうというものでございます。

1枚開けていただきますと、平成28年度山江村繰越明許費繰越計算書（一般会計）の表がございます。横に款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、そして左の財源内訳となっておりますが、まず、1番目に総務費、総務管理費、地方創生拠点整備交付金事業5,180万円、繰越額が5,180万円でございます。財源内訳は、国庫支出金が2,165万円、地方債が2,000万円、一般財源が1,015万円となっております。

次に、総務費、戸籍住民登録費、マイナンバーカード交付事業でございます。これにつきましては、金額85万4,000円に対しまして、28万5,000円を繰り越すというものでございます。内訳は、国庫補助金が28万5,000円でございます。これにつきましては、県の繰越金に基づきまして繰り越すということですが、マイナンバーカードの伸び悩みによりまして、県のほうが繰り越しをし

たというようなことをございます。当初の地方創生整備交付金事業は、年度末に交付金が確定されたということに伴いまして、具体的に言いますと、交付決定が29年2月24日であったということに伴いまして、繰り越すというものでございます。

3番目でございます。農林水産業費、項は農業費でございます。事業名が栗選果施設整備負担金であります。金額が272万円、翌年度繰越額が272万円でございますが、これはJAが整備をします栗の剪定、集荷設備につきまして、各市町村が補助金を出すというものでありますけれども、熊本地震により工事作業員等が確保できなかったというような事情を聞いておりまして、先般5月27日にその竣工がなされたということをございます。竣工が終わった後に、その補助金でありますので支出するということをございますので、全額繰り越しをするということをございます。

次に、土木費、道路橋梁費、村道山江錦線歩道新設事業でございます。1,625万円の事業に対しまして、繰り越しが同じく1,625万円でございます。内訳は、国庫支出金が1,050万円、地方債が470万円、一般財源につきましては、1,005万円となっております。これにつきましては、民有地の土地がですね、売買がなされようとしておりまして、その売買につきましての経緯を見守ってきたところであります。ただ、その民間による売買につきましては破棄をされ、新たに役場と売買契約をしたというような経緯もございまして、事業着手が土地の購入ができなかった、遅延したということに伴いまして繰り越しをさせていただくというものでございます。

続きまして、土木費、道路橋梁費、村道県道下段線下之段橋の下部工でございます。金額が1億2,938万4,000円に対しまして、繰り越しが7,838万4,000円でございます。内訳につきましては、2,371万円が国庫でございます。地方債が5,460万円ございまして、一般財源としては740万円を充てているというようなことをございます。これにつきましてもですね、熊本地震の関係で機械、資材がなかなかそろわなかったという事情がございます。そのことに伴いまして、今回その分につきまして繰り越しをさせていただくということをございます。

それから次に、土木費、道路橋梁費、村道新小山田人吉線舗装補修事業でございます。1,760万円に対しまして1,080万円を繰り越したということをございます。財源内訳といたしまして721万円を国庫、地方債として310万円、一般財源は49万円を充てているところであります。これにつきましても地震の関係で、なかなか資材、人員等がそろわなかったと同時に、これには県の指導等もござ

いまして、慌てて工事をして劣悪な工事状況等もないようにと、適切な予定価格の設定などを踏まえてですね、地域の実情に応じた工期を設定しなさいという指示もあっております。そのことに伴いまして、今回繰り越しをさせていただくというものでございます。

次に、土木費、道路橋梁費、村道吐合宇那川線防災事業でございます。事業費につきましては、1,502万4,000円でございます。繰り越しは全額の1,502万4,000円を繰り越すというものでございます。財源内訳といたしまして国庫が546万円、地方債が450万円、そして一般財源として506万4,000円を充てるものでございます。これにつきましても同様でございます。平成28年12月の国の追加補正対象となりまして、12月議会で補正予算を計上させてもらいまして、事業を追加したというものでございます。今、設計業務といえますか、委託業務の測量調査の期間をやっております。山腹の転石などの大きさの位置や状況などを調査中でありまして、測量、調査及び工事完了まで不測の日数を要するということが判明しましたので、今回繰り越しをお願いするものでございます。

次に、土木費、住宅費、西川内地区公営住宅建設事業でございます。7,539万4,000円に対しまして、4,292万円を繰り越しさせていただくというものでございます。財源内訳であります。国庫が2,925万円、地方債が1,360万円、一般財源は7万円としておるところであります。これは前の議会で議論させていただいたとおりでありまして、ここに来てやっと完成を竣工を迎えようかということでございます。

以上の8事業につきまして、繰り越しをさせていただくというものでございます。

平成29年6月7日提出、山江村長、内山慶治でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（秋丸安弘君） 10番、松本議員。

○10番（松本佳久君） ただいま村長より提案理由を説明していただきましたが、一部の金額、特に一般財源については、この表に書いてあるのと違うのではないかと思いましたが、間違いであれば訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今、私も気付きませんでした。総務課長のほうが気付いておりまして、款が土木費、項が道路橋梁費でございます。ご指摘のとおり、一般財源を私1,050万円か5万円と言ったんですかね、と言ったと思いますが、ここに記載してあるとおり105万円でございますので、訂正してご了解をよろしくお願

いします。

何か読み上げると、何か自分では気付かないものですから、大変失礼いたします。そして次の土木費、道路橋梁費でございます。村道県道下段下之段橋下部工（A1・P1）事業でございますが、このところの一般財源を740万円と読んだそうではありますが、7万4,000円が正解でありますので、大変失礼をいたしました。訂正して、ご理解をよろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第6 報告第2号 平成28年度繰越明許費（特別会計ケーブルテレビ事業）の報告について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第6、報告第2号、平成28年度繰越明許費（特別会計ケーブルテレビ事業）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 大変失礼いたしました。今回は間違えないように読み上げます。報告第2号でございます。

平成28年度繰越明許費（特別会計ケーブルテレビ事業）の報告についてでございます。

平成28年度繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、山江村特別会計予算に係る繰越明許費を別紙のとおり報告するというものでございます。

平成29年6月7日提出であります。村長名でございます。

提案理由でございます。繰越明許費についても、地方自治法施行令の規定に基づき報告する必要がありますので、提案をさせてもらうというものでございます。

1枚開けていただきますと、平成28年度山江村繰越明許費繰越計算書（特別会計ケーブルテレビ事業）でございます。この繰り越しにつきましても、横に款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、左の財源内訳として、記、収入、特定財源、未収入の特定財源として、国庫支出金、次に地方債、次にその他、該当しないものを一般財源といたしております。款の事業であります。2のケーブルテレビ事業費でございます。次に、項につきましても、1のケーブルテレビ事業費でございます。事業名が西川内地区公営住宅ケーブルテレビ引込事業でございます。金額が139万円ございまして、繰越額も同じく139万円でございます。財源内訳につきましても、全額一般財源でございまして139万円でございます。合計につきましても同様でございます。この理由につきましても、先ほどの西川内の公営住宅の整備に伴いまして、このケーブルテレビの引込事業を行いますので、完成後、この

事業を行うというものでございますので、今回繰り越しを提案させていただくというものでございます。

平成29年6月7日提出、村長でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時25分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時17分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） 休憩前に引き続き再開いたします。

-----○-----

日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村一般会計補正予算（第8号））

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第7、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村一般会計補正予算（第8号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第2号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。

平成29年6月7日提出でございます。

提案理由でございますけれども、地方揮発油譲与税等が平成29年3月末日に確定をいたしました。そのために平成28年度山江村一般会計補正予算（第8号）を専決処分をさせていただいたというものでございます。

1枚めくってもらいますと、専第1号でございます。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度山江村一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分するというものでございます。この専決処分につきましては、平成29年3月31日に行わせてもらったものでございます。

それでは、専第1号でございます。

平成28年度山江村一般会計補正予算（第8号）でございます。

平成28年度山江村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,833万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,972万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

先ほど申し上げました29年3月31日に専決をさせてもらったものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） それでは、専第1号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第8号）について説明申し上げます。

補正前の額に歳入歳出それぞれ1,833万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ36億8,972万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容について申し上げます。

1 ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入でございます。

2、地方譲与税592万6,000円、5、株式等譲渡所得割交付金29万2,000円、6、自動車取得税交付金362万8,000円、10、地方消費税交付金1,725万6,000円の追加につきましては、譲与税交付金等の確定によるものでございます。

2 ページをお開きください。13、国庫支出金488万6,000円、14、県支出金345万1,000円の減額につきましては、補助金等の確定によるものでございます。

3 ページをお開きください。歳出でございます。2、総務費1,283万4,000円の減額は、一般管理費657万円、企画情報費190万円の減額、3、民生費2,013万7,000円の減額は、障害者福祉費519万円、老人福祉費546万円、児童措置費397万4,000円の減額が主なものでございます。4、衛生費808万4,000円の減額は、子育て支援事業費337万1,000円の減額、5、農林水産業費452万6,000円の減額は、農業振興費186万3,000円及び林業振興費84万7,000円の減額が主なものでございます。6、商工費122万1,000円の減額は、商工費46万円、観光費23万5,000円の減額、

8、消防費125万2,000円の減額は、非常備消防費61万1,000円及び防災行政無線維持管理費51万9,000円の減額が主なものでございます。12、予備費に不用額6,711万7,000円を追加するものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第8 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号））

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第8、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第3号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。

平成29年6月7日提出でございます。

提案理由でございますが、前期高齢者交付金等が平成29年3月末日に確定をいたしました。そのために平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）を専決処分させていただいたというものでございます。

めくっていただきますと、専第2号でございます。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分するというものでございます。平成29年3月31日に専決させてもらったものでございます。

それでは、専第2号でございます。

平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,063万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億430万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

同じく平成29年3月31日に専決させてもらったものでございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、専第2号について説明いたします。

補正前の額6億1,493万7,000円から1,063万円を減額し、歳入歳出それぞれ6億430万7,000円とするものでございます。

1 ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、1、国民健康保険税につきましては、88万8,000円の減額であります。3、国庫支出金につきましては、負担金等の額が決定したことにより189万3,000円を増額するものでありまして、療養給付費負担金359万8,000円の増額が主なものであります。4、療養給付費交付金につきましては、16万1,000円を増額するものであります。5、前期高齢者交付金につきましては、494万1,000円を減額するものであります。6、県支出金につきましては、負担金等の額が決定したことにより194万8,000円を増額するものでありまして、財政調整交付金178万円の増額が主なものです。7、共同事業交付金につきましては、交付額が決定したことにより849万4,000円を減額するものでありまして、保険財政共同安定化事業交付金590万1,000円の減額が主なものであります。9、繰入金を46万3,000円減額し、11、諸収入を15万4,000円増額するものであります。

2 ページをお開きください。歳出でございますが、1、総務費につきましては、3万円を減額するものであります。2、保険給付費につきましては、給付実績によりまして1,992万4,000円を減額するものであります。3、後期高齢者支援金等につきましては、実績額により771万6,000円を減額するものであります。6、介護納付金につきましては、202万7,000円を減額するものであります。7、共同事業拠出金につきましては、実績額により669万9,000円を減額するものでありまして、保険財政共同安定化事業拠出金658万9,000円の減額が主なものであります。8、保険事業費につきましては、特定健康診査の実績等により71万4,000円を減額するものであります。11、諸支出金の保険税還付金を21万3,000円減額し、予備費を2,669万3,000円増額するものであります。

以上でございます。

-----○-----

日程第9 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号））

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第9、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第4号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。

平成29年6月7日、本日提出でございます。

提案理由であります。水道使用料が平成29年3月末日に確定をいたしましたために、平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）を専決処分させていただいたというものでございます。

専第3号でございます。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分するとしたものでございまして、平成29年3月31日に処分させてもらったということでございます。

そして専第3号でございます。

平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,687万4,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。地方債の補正につきましては、第2条地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるというものでございます。

同じく29年3月31日に専決させていただいたというものでございますが、内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、専第3号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、使用料、水道使用料（現年度分）50万円を減額するもの。村債、工事完了に伴い、簡易水道事業債

を10万円減額しまして、歳入合計、補正前の額から60万円を減額しまして、1億7,687万4,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、簡易水道施設運営費、消費税確定に伴う中間納付分60万円を減額しまして、歳出合計1億7,687万4,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。地方債の補正、第2表。簡易水道事業でございまして、補正前の限度額1,130万円を補正後の限度額1,120万円とするものでございます。起債の方法等は、記載内容のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第10 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号））

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第10、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第5号について説明を申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告しまして、その承認を求めるというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、農業集落排水施設使用料が平成29年3月末日に確定をしたため、平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）を専決処分させてもらったというものでございます。

1枚開けてもらいますと、専第4号でございます。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分するというものでございまして、平成29年3月31日に専決させてもらったということでございます。

次に、専第4号でございますが、平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,183万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

29年3月31日に専決させてもらったものでございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、専第4号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、使用料、農業施設使用料を59万円増額し、歳入合計、補正前の額に59万円を増額しまして、1億4,183万3,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、総務管理費、消費税確定に伴う中間納付分45万円を減額するもの。農業集落排水施設管理費、工事費、光熱費等の不用額70万円を減額するもの。予備費174万円を増額しまして、歳出合計、補正前の額に59万円を増額しまして1億4,183万3,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第11 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号））

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第11、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第6号についてご説明を申し上げます。

同様に専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、介護保険料等が平成29年3月末日に確定をいたしましたために、平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）を専決処分させてもらったというものでございます。

次に、専第5号でございます。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分するというものでございます。平成29年3月31日に専決させてもらったというものでございます。

次に、予算でありますけれども、専第5号、平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第5号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,845万3,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,025万5,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

平成29年3月31日に専決させてもらったというものでございまして、内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、専第5号について説明いたします。

補正前の額4億5,870万8,000円から1,845万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億4,025万5,000円とするものであります。

1 ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、1、保険料につきましては、介護保険料の額が確定したことによりまして133万8,000円を減額するものであります。3、国庫支出金につきましては、負担金等の額が決定したことにより364万5,000円を減額するものでありまして、介護給付費負担金292万2,000円の減額が主なものであります。4、支払基金交付金につきましては、772万6,000円を減額するものであります。5、県支出金につきましては、負担金等の額が決定したことにより332万9,000円を減額するものでありまして、介護給付負担金310万2,000円の減額が主なものです。7、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を240万9,000円減額するものであります。9、諸収入につきましては、6,000円を減額するものであります。

2 ページをお開きください。歳出でございますが、1、総務費につきましては、認定調査費等の額の確定により26万1,000円を減額するものであります。2、保険給付費につきましては、介護サービス給付費等の実績によりまして3,473万4,000円を減額するものであります。居宅介護サービス給付費1,058万円、施設介護サービス給付費1,380万1,000円の減額が主なものでありま

す。4、地域支援事業費につきましては、事業実績によりまして172万9,000円を減額するものであります。8、予備費につきましては、1,827万1,000円を追加するものであります。

以上でございます。

-----○-----

日程第12 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号））

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第12、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第7号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございます。後期高齢者医療保険料等が平成29年3月末日に確定をいたしましたため、平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）を専決処分させてもらったというものでございます。

開けていただきまして、専第6号でございます。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分するというものでございます。平成29年3月31日に専決処分させてもらったというものでございます。

次に、専第6号でございます。平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ113万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,202万5,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

同じく平成29年3月31日に専決させてもらったというものでございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、専第6号について説明をいたします。

補正前の額3,316万3,000円から113万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3,202万5,000円とするものであります。

1 ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、1、後期高齢者医療保険料につきましては、保険料の額が確定したことにより97万4,000円を減額するものであります。2、使用料及び手数料につきましては、督促手数料の減額により6,000円を減額するものであります。3、繰入金につきましては、事業実績によりまして一般会計からの事務費繰入金を10万5,000円減額するものであります。5、諸収入につきましては、5万3,000円を減額するものであります。

2 ページをお開きください。歳出でございますが、1、総務費を10万5,000円減額するものでありまして、需用費等の実績による減額であります。2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、91万7,000円を減額するものであります。被保険者保険料負担金の確定によるものであります。3、諸支出金を5万1,000円、4、予備費を6万5,000円減額するものであります。

以上でございます。

-----○-----

日程第13 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号））

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第13、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第8号について説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、ケーブルテレビ使用料が平成29年3月末日に確定をしたために、平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）を専決処分させていただいたというものでございます。

次に、専第7号、専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分をしたというものでございます。これにつきましても平成29年3月31日に専決処分をさせていただいたというものでございます。

次に、専第7号でございます。平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,672万6,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

同じく平成29年3月31日に専決させてもらったということでございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、専第7号についてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、2、使用料及び手数料、使用料、ケーブルテレビ使用料を現年度分60万円を増額、過年度分を13万円減額いたしまして、計47万円を増額するものでございます。歳入合計4,625万6,000円に補正額47万円を追加し、4,672万6,000円とするものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。歳出、2、ケーブルテレビ事業費、1、ケーブルテレビ事業費、修繕料及び工事請負費の不用額67万円を減額し、4、予備費、1、予備費に114万円を増額、計47万円を増額いたしまして、歳出合計、補正前の額4,625万6,000円に47万円を増額いたしまして、歳出合計4,672万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第14 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第14、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第9号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。

平成29年6月7日、本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号及び第27号）が、平成29年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、山江村税条例の一部を改正する必要があるので専決処分をしたというものでございます。

1枚開けていただきますと、専第8号でございます。

専決処分書。

山江村税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するつもりでございます。平成29年3月31日に専決処分をさせてもらったということですが、開けてもらいますと、山江村税条例の一部を改正する条例でございます。内容については、審議でお願いしたいと思っておりますけれども、13の10ページを開けていただきますと、この条例は、平成29年4月1日から施行させていただいているというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第15 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第15、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第10号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものでございます。

平成29年6月7日提出でございます。村長名でございます。

提案理由でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第26号）が平成29年2月22日に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号及び第27号）が、平成29年3月31日に公布されたことに伴いまして、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるもので専決処分したものでございます。

専第9号でございます。

専決処分書。

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するとしたものでございます。平成29年3月31日に専決処分をさせていただいたというものでございます。

1枚開けていただきますと、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。山江村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するとして、内容を書いてございます。

この条例は、平成29年4月1日から施行させていただいているというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第16 同意第1号 山江村農業委員会委員の任命に係る要件の同意を求めることについて

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第16、同意第1号、山江村農業委員会委員の任命に係る要件の同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 同意第1号についてご説明申し上げます。

山江村農業委員会委員の任命に係る要件の同意を求めることについてでございます。

農業委員会等に関する法律第8条第5項に基づく認定農業者等の要件について、同項但し書き並びに農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項に基づく認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しないこと並びに同項第2号の内容を適用させることについて、議会の同意を求めるというものでございます。

本日提出でございます。村長名でございます。

提案理由でございますが、山江村農業委員会の区域内における認定農業者の数が

少ないなどの原因により、委員構成が困難である場合として、この要件を適用させるためには、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第2号の規定により、議会の同意が必要ということであるために、今回の同意をお願いするものでございます。

-----○-----

日程第17 同意第2号 山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第17、同意第2号、山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第2号についてご説明申し上げます。

山江村農業委員会委員の任命に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村農業委員会委員に任命をしたいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

本日提出でございます。村長名で提出でございます。

記として、住所、氏名、生年月日を記しております。敬称は失礼ながら略させていただきます。

住所、山江村大字山田丁1982番地。氏名、又村元規。生年月日、昭和24年1月9日。

次に、住所、山江村大字山田丙1360番地。氏名、小崎健二。生年月日、昭和31年7月28日。

次に、住所、山江村大字山田乙2133番地の1。氏名、白川正博。生年月日につきましては、昭和34年1月17日でございます。

次に、住所、山江村大字山田甲1691番地の2。氏名、田上喜三郎。生年月日、昭和34年8月2日。

開けてもらいまして、次の方であります、住所は山江村大字万江甲106番地。氏名、本田りか。生年月日につきましては、昭和40年1月6日でございます。

次に、住所、山江村大字山田乙1402番地。氏名、簗田和広。生年月日につきましては、昭和44年9月8日でございます。

次に、住所、山江村大字万江甲822番地。氏名、松本聖司。生年月日につきましては、昭和58年2月14日でございます。

次に、住所、山江村大字山田丁99番地の1。氏名、淵田和代。生年月日につきましては、昭和42年12月17日。この方につきましては、全く農地を持たない

方が必要ということで、選任をさせてもらっております。

提案理由でございますが、農業委員会委員を任命するに当たっては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、議会の同意が必要であるということでもありますので、提案をさせてもらうものでございます。よろしく願いいたします。

-----○-----

**日程第18 議案第27号 平成29年7月における山江村長の給与の減額に関する
条例の制定について**

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第18、議案第27号、平成29年7月における山江村長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第27号についてご説明を申し上げます。

平成29年7月における山江村長の給与の減額に関する条例の制定についてでございます。

平成29年7月における山江村長の給与の減額に関する条例を別案のとおり制定するというものでございます。

本日提出でございます。提案者は私であります。

提案理由、職員の懲戒処分に伴いまして、その監督責任を負うため提案をさせてもらうというものでございます。

1枚開けてもらいますと、平成29年7月における山江村長の給与の減額に関する条例がございます。中身は、100分の10を乗じて得た額を減じた額を支給する。要するに10%減額の条例制定でございます。

附則として、この条例は7月1日から施行いたしまして、本条例につきましては、平成29年7月31日限りその効力を失うというものでございます。

これにつきましては、内容を少し説明を申し上げたほうがいいかと思えます。昨年の12月の議会におきまして、森林環境保全直接支払事業の補助金返還が発生をいたしました。内容につきましてはですね、平成23年から平成27年分の返還額271万5,920円につきまして、山江村森林組合時の事業に係る返還金、苗木の残数、ネット残数の差し引き後の87万5,616円は、山江村へ返還が難しくなっているということでございます。いわゆる山江森林組合時の返還には応じないと中央森林組合が言ってきたということでございます。

それともう1点は、国民健康保険事業の事務処理に係るものでございます。これにつきましては、いわゆる不作為の責任、これは双方ともそうありますけれど

も、不作為の責任を問うというものでございまして、国民健康保険事業のやるべきことをやっていなかったために、特別調整交付金等の影響があったということが判明したということでございます。

これにつきましては、3月29日に山江村職員の懲戒処分に当たりましての懲罰委員会を開催をいただきました。その結果を受けて、職員を処分したというものでございまして、まさに12月議会でも、その山江村に不利益を与えるということであれば、懲罰委員会も開催しますというような答弁を私しておりましたので、それに基づきまして、また今後のしっかりとした事務処理を含めて懲罰委員会を開催させていただきました。委員長には、教育長でございましたけれども、まず国民健康保険事業の事務処理に係る懲戒でございます。処分者の所属、階級、年齢、処分の種類でございますが、処分対象者は、当事者でございます。現所属は会計室であります。現職級が主査3級でございます。年齢は36歳。戒告処分といたしております。平成26年4月1日から国民健康保険事業を担当して2年間担当したということでありまして、その間におけることで起きたことではございますが、事実の概要につきましては、国民健康保険事業において交付金等の申請事務を怠り、国民健康保険事業会計及び山江村に財政的な損害を与えたとともに、高額療養費についても、村民へ制度内容の説明及び申請を促すことがなく、問い合わせに対して適切な対応をしなかったという事由であります。この件につきましては、監督者、責任者として、現所属産業振興課長をですね、年齢52歳であります。訓告処分にしております。処分発令日につきましては、平成29年3月30日でございます。

次に、森林環境税直接支払事業に係る懲罰でありましたけれども、処分者の所属、階級、年齢、処分の種類であります。当事者は、現所属は総務課でございます。主幹級であります。38歳であります。処分の種類につきましては、減給10分の1を1カ月させていただきまして。併せて、監督責任者として、当時の課長でありました職員を全て戒告処分にしたということではございます。3月30日現在の総務課長、会計室の管理者、教育課長の3人を戒告の処分にさせていただきました。

事実の概要でございますが、森林環境保全直接支払事業において、数年にわたり虚偽の事実、実績報告、県確認検査の事業場所の偽りによる補助金の不正受領が発覚し、補助金返還の事態に至り、本村の信用を失墜し、財政的にも損害を与えたというようなことではございまして、これは先ほど申し上げましたとおり、今の森林組合分は返ってきたということではございますけれども、山江村森林組合時の金額につきましては、現の森林組合の理事会において「返還には応じがたし」というような回答がありました。いわゆる87万5,000円が損害を被ったというようなことでは

ございます。処分の発令日は、平成29年3月30日といたしております。

そういう処分をして公告もいたしておるところであります。私の処分につきましては、この議会において提案をするしかありませんので、処分をした後の本議会におきまして、自らの処分につきまして提案をさせていただくというものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

-----○-----

日程第19 議案第28号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第19、議案第28号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第28号についてご説明申し上げます。

公共工事請負変更契約の締結についてでございます。

次のとおり公共工事請負変更契約を締結するものとするというものでございます。

平成29年6月7日、本日提出でございます。村長名でございます。

記といたしまして、表を掲げております。横に工事名、事業料、契約金額、円でですね。金額の相手方、入札の方法がありますが、順に読み上げたいと思います。

工事名、平成28年度村道県道下段線下之段橋下部工（A1・P1）工事になります。事業量といたしましては、橋台工1基、橋脚工1基、仮設工1式でございます。

契約金額でございますが、当初は1億2,938万4,000円でしたが、変更後につきましては、1億1,610万6,238円となります。従いまして、変更後につきましては、減額の1,327万7,762円となるわけでございます。

契約の相手方でございますが、球磨郡山江村大字山田甲857-19、山本中央建設工事共同企業体でございます。代表者につきましては、有限会社山本建設、代表取締役、山本征治氏であります。

入札の方法であります。指名競争入札で当初行っておりましたので、入札率によります変更契約を今回させてもらうということでございます。

提案理由でございます。この工事請負変更契約の締結については、いわゆる5,000万円以上の工事でありますので、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定がありまして、それによります議会の議決を経る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1,300万円の減額につきましては、矢板工を継ぎ矢板をするということでありましたが、それを1枚矢板で行えたということと、歩掛かりが見積もりの歩掛か

りと県から指示があった歩掛かりの差があったということによりまして、1,327万7,762円を減額するというものでございます。

-----○-----

日程第20 議案第29号 平成29年度山江村一般会計補正予算（第1号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第20、議案第29号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第29号についてご説明申し上げます。

平成29年度山江村一般会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度山江村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,938万9,000円を追加をいたします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,938万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債の補正でございます。第2条、地方債の追加、変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

平成29年6月7日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 議案第29号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

補正前の額に歳入歳出それぞれ5,938万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を32億1,938万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容について申し上げます。1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。まず歳入でございますけれども、13、国庫支出金4,175万円の減額は、社会資本整備総合交付金の減額及び携帯電話等エリア整備事業補助金の内示によります追加によるものでございます。20、村債1億70万円の追加につきましては、携帯電話基地局整備事業、道路新設改良事業、公営住宅建設事業等によるものでございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。2、総務費8,905万9,000円の追加は、携帯電話機地局整備事業8,569万5,000円による追加が主なものでございます。3、民生費183万2,000円の減額、4、衛生費885万

8,000円の追加、5、農林水産業費468万円の追加は、人事異動に伴います人件費等の組み替えによるものでございます。7、土木費3,121万9,000円の減額は、社会資本整備事業によるものでございます。9、教育費375万2,000円の追加は、学校管理費、小学校修繕費の追加によるものでございます。12、予備費1,424万4,000円減額するものでございます。

次に4ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。まず、追加でございまして、携帯電話基地局整備事業の実施に伴いまして、新たに限度額2,850万円を追加いたしております。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に変更でございますが、社会資本整備総合交付金の減額によりまして、起債の限度額を引き上げるものでございます。道路新設改良事業の限度額9,720万円を1億6,060万円に、公営住宅建設事業の限度額7,170万円を8,050万円とするものでございます。起債の方法、利率償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第21 議案第30号 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第1号)**

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第21、議案第30号、平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第30号についてご説明申し上げます。

平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）でございます。

平成29年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億425万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第30号について説明いたします。

補正前の額6億400万円に25万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億425万9,000円とするものでございます。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、3、国庫支出金を25万9,000円増額するものでありまして、特別調整交付金を77万4,000円減額し、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金を103万3,000円増額するものであります。これは、30年度都道府県移行に伴いますシステム改修に対する補助であり、補助金の上限額が増額となったことによるものであります。

2ページをお開きください。歳出でございますが、1、総務費を27万6,000円増額するものでございます。こちらも先ほど申しましたとおり、30年度の都道府県移行に伴いまして、事業報告システム等の改修が必要となったために、新たに25万9,000円を追加するものが主なものです。12、予備費につきましては、1万7,000円を減額するものであります。

以上でございます。

-----○-----

日程第22 議案第31号 平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第22、議案第31号、平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第31号についてご説明を申し上げます。

平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）でございます。

平成29年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第31号について説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額の4億4,500万円とする

ものであります。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、歳入の補正額はございません。

2 ページをお開きください。歳出でございますが、4、地域支援事業費の項4、一般介護予防事業費の報償費21万円を減額し、委託料を21万円増額するものでありまして、歳出の補正額はゼロでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第23 議員派遣の件

○議長（秋丸安弘君） 日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の議決が必要であることから、会議規則第126条の規定により提案するものであります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後0時28分

第 2 号

6 月 8 日 (木)

平成29年第3回山江村議会6月定例会（第2号）

平成29年6月8日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治君	教育 長	藤本 誠一君
総務課長	北田 愛介君	税務課長	山口 明君
企画調整課長	松尾 充章君	産業振興課長	平山 辰也君
健康福祉課長	一二三 信幸君	建設課長	白川 俊博君
教育課長	蕨野 昭憲君	会計管理者	迫田 教文君
農業委員会 事務局長	柳瀬 真奈美君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（秋丸安弘君） 会期日程、日次第2の一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、6名から一般質問の通告がなされております。

通告順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしく願いいたします。

はじめに2番議員、横谷巡議員より、1、基幹産業である農林業振興の展望について、2、地方創生拠点づくりについての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。2番、横谷巡議員。

横谷 巡君の一般質問

○2番（横谷 巡君） 梅雨に入り、農家にとりましては田植えなど大変忙しい時期となっております。また、熊本地震発生から1年を過ぎ、私たちは自然災害に対する初動対応や防災体制など多くの教訓を学びました。これから防災・減災の意識を高め、災害の備えに万全を期さなければなりません。

それでは、議長のお許しをいただきましたので一般質問に入ります。

質問事項の1点目、基幹産業である農林業振興の展望についてであります。本村の基幹産業は農林業であると位置付けし、農林業の振興なくしては村の将来はないと考えています。このことは、皆さんと共通した認識だと思っております。しかし現実には、農林業従事者の高齢化、後継者・担い手の減少、耕作放棄地の発生、米価下落、木材価格の長期低迷、鳥獣害の頻発、森林の管理放置など深刻化し、その状況は常態化しています。

このような現状を放置しておく、農山村全体が有する国土の保全や水源涵養など多面的機能が著しく低下し、土砂災害や洪水災害等が発生する頻度が高くなるとともに、耕作放棄地の増大により、農地の保全や食料の生産に悪影響を及ぼすなど、村全体の財産、暮らしが脅かされることとなります。

このように、基幹産業である農林業が著しく衰退している上、他の経済対策、企

業誘致などが望めない状況では、何よりもその地域の資源を生かして生活できる社会、経済環境を確保する必要があります。

そのようなことから、本村の基幹産業である農林業の現状と課題、そして再生について伺ってまいりますので、よろしくお願いします。

まず、農業振興についてであります。2015年の農林業センサスでは、本村の農家戸数は378戸、2010年は427戸、2005年は470戸と、5年ごとにそれぞれ50戸程度ずつ減少をたどっています。今後5年、10年先の農家の存在を考えると、大変危惧されるところであります。村の基幹産業である農業を維持、再生させていくためには、担い手の確保を含めた後継者対策等が重要であります。

そこで、平成28年度現在の農業後継者と新規就農者の数、また、それに係る国・県・村の育成支援助成制度の利用状況、効果について説明をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 農業後継者につきましては、先ほど議員申されました2015年に行われました農林業センサスによりますと、本村の農家戸数は250戸ということであります。そのうち後継者がいる農家数は、本人の聞き取りと本人の意思ということですが、120戸ということでありまして、約半数の50%の農家の方の後継者がいるという集計が出ております。しかし、この50%という数字は、会社の勤務や同居されていない方の数値でありまして、専業農家の実際の後継者数は10戸にも満たないという状況ではないかと思われまして、また、新規就農者につきましては、平成25年度から現在まで4名の方が新規就農として農業に従事されております。

育成支援ということでございますけれども、今後、農業に対します育成支援としましては、後継者、もしくは新規就農者に対します育成支援ということは、農用地の取得、そして農用地の賃借料、そして農業経営に必要な施設及び機械の取得経費、農作業に必要な車両の免許取得に伴う経費に対しまして助成をしております。また、経営の不安定な新規就農者、青年就農者に対しましては、就農の意欲と喚起と就農後の定着を図るために、国の補助事業を活用しまして、青年就農給付金として5年間、年間に150万円を給付をいたしております。

ちなみに、青年就農給付金制度は、平成29年度、今年度から名称が変わりまして、農業次世代人材投資事業ということになります。これは何が変わったかといいますと、今までは給付金という形でありましたけれども、今年度から交付金という形でありまして、条件が多少変わるといってございまして、この給付金、交付金の利用状況につきましては、給付金は4名の新規就農者全員が活用されております。

す。そのほか、農業用機械の購入や免許取得の助成制度も活用をされております。5年間ということでありますけれども、これを機に、現在もですね、この制度を活用されまして、規模の拡大に向けて一生懸命農業に頑張っておられるということでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今、後継者と新規就農者、新規就農者は4名ということで、是非定着をしていただきたいと思えます。

次に、認定農業者について伺います。まず、認定農業者とは一般農家とどう違うのか。平成28年度現在における本村における認定農業者の数とその経営別内訳、また今後の認定農業者に対する育成支援対策について考えを伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 認定農業者の定義ということでございます。認定農業者は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想というのがありますけれども、これに示されました経営の目標に向けてですね、農業経営改善計画を立てまして、市町村にそれを提出します。そして、その認定を受けた農業者が認定農業者という位置付けであります。

農業経営改善計画の具体的内容とはいいますと、本村の農業経営基盤強化促進基本構想によりますと、将来、おおむね10年後には、年間の農業所得が300万円程度、年間の就労時間が2,000時間程度の経営が見込まれる計画書ということでありまして、この計画書が提出されましたら、その計画が達成される見込みが確実であることというふうに条件としてなっております。

そして、認定農業者の数ということでございますけれども、本村の認定農業者数は現在21名であります。経営別の内訳としましては、延べ戸数ではありますけれども、水稻が19戸、畜産が10戸、タバコが4戸、栗が7戸、その他が9戸ということであります。この認定農業者の21名という数は、人吉球磨の市町村に対しましては、ちょっと少ない数字かなというふうには思っております。

育成支援ということでありますけれども、現在は認定農業者の知識習得のための研修会や、そして農地流動化を推進しまして規模拡大への支援を行っているというところであります。今後も有機農地をするための農地流動化の推進、そして規模拡大に向けて、さらに支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 認定農業者は、私たち村の農業のですね、中核を担って、農

業、そしてまた地域でのリーダーでもあります。今、説明がありましたように、300万円の収入をしなければならないと。それを達成するためには、経営計画をつくってしていかなければならないということですから、やはりこのことについては、この達成に向けては、行政とJA等が連携をよくして、経営力の向上とか改善のために応援しないと、どうもうまくいくかなというふうに思います。是非指導や研修会の実施を進めてほしいというふうに思います。

それから、本村の農家の多くは兼業農家、小規模農家であります。これは山江の典型的な経営方法であります。農業を守り、担っていく上で、この一般農家の存在と役割は大きいものがあります。そして高齢化ゆえに農地を維持し、農作業をするためには、トラクター等の機械を必要とします。厳しいと思いますけれども、このトラクター等の導入について、一部助成する考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 農業用機械の購入経費の一部助成ということでございます。確かに、認定農業者に対しましては、購入機械の2分の1の補助が国・県からの合わせてですね、ありますけれども、一般の小規模農家に対しましては補助金はないのが現状であります。ただ、農業経営に必要な施設、機械の取得の初期投資に係る経費に対しましては、2分の1以内で100万円を限度として助成する要項が本村独自であります。この要項は、その経営を継承することが見込まれる者で、18歳から50歳までの就農後継者や新規就農者という条件がありますので、自ら個人で経営されてる方、一般農家の方、小規模農家の方の助成とはならないのが現状ということであります。この制度は、本村の担い手を育成するという目的で制定をされた制度でありますので、現在は後継者と新規就農者ということに限られているところでございます。しかし、5名以上の組織で農林産物の加工、栽培に必要な機械の購入に対する経費の9割、上限90万円ですけれども、を助成する小さな産業づくり事業交付要項というのが村独自で設けておりますので、これも是非活用をしていただきたいというふうに思っております。また、一農家、個人に対します支援としましては、今後の農家のニーズが強まってきたら、検討させていただきたいというふうに思っております。

今後も認定農業者だけではなくて、一般農家もですね、小規模農家も育成するために、やっぱり行政と農家が一体になって、今後どのような経営をしていくのか、そして今農家にとって必要な支援策は何なのか等、しっかり現場の意見を聞きながら協議していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今ですね、まさしく農業経営の転換期、やはり体制づくりがやがてそこにやっけてまいります。しかし、それまで維持していくためには、やはり何らかの支援制度も必要かなというふうに思いますので、是非検討方をお願いしたいと思っております。

平成30年度から減反、生産調整については、国は配分を廃止します。新たな仕組みと変わります。本村における生産調整量の目安、提示方法、また農家の不安を払拭できるような目安は提示できるのか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 議員おっしゃるとおり、平成30年産から行政による米の作付け数量の配分はなくなります。今後は、じゃあどうなるかということでございますけれども、今後は国及び県の米の需要の見通しや販売需要動向の情報が提示されまして、それを受けて、地域協議会、山江村でございますと山江村農業再生協議会というのがありますけれども、そこで山江村の米の販売需要動向を把握しまして、山江村の水田でどの作物をどれだけ推進するかを決定しまして、農家の方々にその情報を提供いたします。農家の方々は、その提供されました情報を踏まえて、自ら経営戦略に基づきまして作付けするという方法であります。

この方法によりまして、これは国の施策でありますけれども、情報提供ばかりではなくてですね、本村ではどういう手段でいくのか、そしてまた国の交付金いろいろありますけれども、これを活用した作物の奨励にも力を入れていかなければならないと認識しております。

また、農家の方に不安を与えることはないかということでございますけれども、不安を与えないようにですね、JAと行政が一体となって情報を提供しまして、連携していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 本村の減反制度では、作付け6割、減反4割程度だったと思っております。生産の調整いかなんでは、耕作放棄地の増大や農地の活用と集積の課題が出てきますし、今の農業の現状を見ると、担い手不足、高齢化等で先行き不安、また水稲作付け中心で米価が下落しており、本村の農家の経営実態から野菜類への作付け転換を図るなど、先を見通した農業振興対策が必要になってくると考えます。

そこで、農地を守り、営農をしていくための受皿になる組織化等について、その対策についてどのように考えているか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 農地を守るということの受皿という組織でございます。

けれども、農地の集積のための受皿になる組織の推進をしております。今後は、農地は高齢化とか担い手不足によりまして、荒れ果てて、遊休農地がますます増加することがもちろん懸念されるというところでもありますけれども、本村の基幹産業であります農業を衰退させることは、もう絶対避けなければならないというふうに認識をいたしております。今後、耕作されなくなった農地を守っていく地域ぐるみの組織が不可欠であります。現在、農地を守るために認定農業者を中心にですね、集積を推進しておりますけれども、また、今月設立予定であります万江地区の集落営農法人が今月6月に設立予定ですので、万江地区の農地は、この法人を中心にですね、地域の農地は地域で守るんだという意識を図りまして、農地集積の推進を図っていききたいというふうに思っております。

今後は万江地区ばかりではなく、山田地区にもですね、受皿となる組織の設立の推進に対しまして積極的に推進し、また支援していききたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） ただいまですね、受皿として設立が予定されております万江地区の営農法人化等、本当に先駆的な取り組みをされておりますが、やはりこれにはいいこともあれば課題もあるわけです。ですので、やはりこれも行政、JAの連携、サポートの体制の確立が必要と思われまます。また、できれば農業技術専門員等の配置をしていただいて、営農の方向性、組織化や一般農家の技術指導ができればいいなというふうに考えます。このことについても検討いただければというふうに思います。

村においては、栗まつり、海外輸出戦略など栗のブランド化の取り組み、発信をされておられますが、まず、何よりも重要なことは、高齢化、後継者不足、老木化、荒廃地、鳥獣被害などの問題を抱えている生産現場の実態把握と対策、そしていかにして生産収量を増やしていくかにかかっていると思います。平成29年度当初予算では、栗などの果樹振興費予算、約880万円、山村活性化支援交付金による海外輸出戦略に係る商品改良、パッケージデザイン開発などの業務委託料は約760万円であります。例えば、この760万円程度を増額して、生産現場に投入、支援すれば、栗の再生と振興、ひいては生産の増にどれだけつながることでしょうか。現在の本村の生産量は、約100トン前後で推移しています。この生産量は国内でも十分に需要を賄えます。海外までとなると本当に大丈夫なのか、素人考えかもしれませんが、心配するところでもあります。確かに情報発信も大切で、ブランド力が増しますので需要先の開拓は必要であります。しかし現状では、商品化が先行していますので、供給の源である生産現場に、「桃栗三年」ということわざがあ

りますように、3年間程度不適切な言葉かもしれませんが、爆弾予算を付けて集中投下するなどの対策も必要ではないかなと考えます。栗の生産収量の確保について、どのような対策を考えておられるか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。本村の栗園で生産される栗の収穫量は、議員おっしゃられるとおり約100トン前後ということであり、数量がピークでありました昭和61年頃には、400トンの生産量があったということでございます。そのピーク時の現在は3分の1の数量ということであり、このまま数量が減少していきますと、ブランド化、ブランド化と言っていますけれども、やっぱりブランド化ではなくなるということが言えると思います。

そこで、どうするかといいますと、もちろん増産も図る必要があるし、品質の向上も図らなければならないというふうに考えております。そこで、昨年山江栗生産向上推進委員という委員を立ち上げて、栗園の圃場を現場を視察していただきまして、圃場の状況を確認いただいたところであります。その結果、その栗園の収量が少ないところは、どういう状況かといいますと、やっぱり剪定不足、そして肥料不足という結果が多いということであり、そこで、肥料の助成につきましては、昨年度までは購入価格の2分の1、上限1万円ということでありましたが、今年度から購入価格の80%、上限なしという要項に改めたところでございます。栗農家の皆様もですね、是非この事業を活用していただきまして、反収の増加と品質の向上を図っていただければというふうに思っております。

山江栗のブランド化、そして栗農家の所得向上に向けては、もちろん議員おっしゃられるとおり、生産現場が非常に大事というふうに認識をいたしております。生産基盤の整備はもとより増産、品質向上に向けて、議員先ほどおっしゃられましたけれども、ここ3年ぐらいは大幅な支援策も考えなければならないかなというふうに思っておりますし、また現場で助言、指導できる指導専門員の配置なども視野に入れながら、前向きに検討し、今後も増産、品質向上を図っていきたいというふうに思っております。

また、今度も山江栗生産向上推進委員の方々などと協議しまして、生産者の意見を聞きながら、増産、品質向上のためにはどのような支援が必要なのか協議していきたいと思っておりますし、また、JAの栗選果機もですね、最近新しく導入されましたので、JAとの連携もしっかりと図っていき、栗の振興も推進していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 栗の増産体制をお尋ねでありました。その対策については、今課長のほうから説明をしたとおりであります。と同時に、議員のほうから山村活性化支援交付金事業760万円だったですかね、のことにちよっとお尋ねがありまして、これを生産体制に回すことはできないかというような質問のように聞こえましたので、ちよっとその付近のところも中身を説明すると同時に、現状につきましての話をちよっとさせていただきたいと思います。

もともと山村活性化支援交付金事業はですね、国の交付金事業、いわゆる100%国からの補助事業であります。従いまして、その補助金を申請するに当たって、どうやってこの山村を活性化させていくか、山江村を活性化させていくかということについての申請を出さなくちゃいけない、補助金の要望書を出さなくちゃいけないというようなことであります。それに当たっては、山江村もちろんいろんな作物があるわけでありまして、栗だけではなくユズもありますし、米もありますし、畜産もありますし、もろもろ、最近では新規作物の栽培も始まったところでありまして、じゃあ何にですね、焦点を当てるかということについては、山江村は栗という昭和52年から天皇陛下に献上された以来、その注目が集まっている。ただ、その栗がどんどんどんどん生産量が減ってきている。しっかりその増産体制をつくりながら、また加工品を県のフードバレー構想と協働しながら、連携しながら、加工品をしっかりと作り、またパッケージデザインをしながら流通体制に乗せる、いわゆる生産、加工、パッケージ、それと流通体制という3本建てで申請を申請をしているというようなことでありますので、そういう目的に使っているというようなことでございます。

従いまして、生産についても、もろもろの対策も打っておりますし、課長申しましたとおり、山江栗生産向上推進委員会、栗農家の方々20名程度の方々に委嘱をいたしました。その委員の皆さん方から、私は「やっとならで初めて『山江栗』と堂々と言えるんだ」というような意見をいただきまして、あれっと思ったわけですけど、なるほど今まで球磨栗では農協を通じて出ていたわけですけども、山江栗としての流通のやり方といいますか、なかった。山江栗と通称呼んでいたけど、正式にその行政並びに生産者の方が山江栗と呼ぶのは初めてであったろうかと思いません。

併せてほかの補助事業を使いながら、川辺川造成地に機械を使って掘ってですね、そこに栗を新植したりもしております。特に山江栗生産向上推進委員のほうはですね、今、反平均120キロ当たりの収量があるのを200キロ以上に伸ばしたい。そのために地域を回りたい、管理の仕方を共有したい、また肥料のやり方等々につきましても検討していきたいというようなことを自ら動いてもらっているとい

うことでもありますし、山江栗、今120トンと課長申しましたけれども、そのうちのそのまま計算しますと7,000万円ぐらいになるのかなと思いますが、加工しますとですね、その10トンぐらいが5,400万円、これは物産館であります。やまえ堂もしておりますので、これだけで1億を超える、いわゆるフードバレー構想そのものでありますけれども、加工しながら新しい産業をつくっていくというような構想の中で動いているところであります。

それから、流通であります。先ほど言いました生産と加工と流通という交付金も760万円もらっているということで、その流通のほうは、昨年これは関連してですね、県の補助金をもらって栗まつりを行いました。この問い合わせがですね、大勢の人数でにぎわったということでもあります。全国各地から多数来ております。その半分以上は断っている。またローソンとタイアップしながら、山江栗モンブランを出しているというようなこともございまして、山江栗が今は全く足りない状況になったということもございまして、と同時に、もちろん増産と同時に、価格をいかに引き上げていくかということが、やっぱり一つ我々行政の役割の大きなものであろうかと思っておりますし、そのためには流通発信をどのように捉えるかというようなことを考えて、国にはしっかりその付近の発信について、このやり方でやりますというように認めてもらっているところであります。

現在では、国内におきましてはですね、東京、それから京都、関西、それからJALの国際便にも乗っておりますし、いわゆる日本航空の国際便にも乗っておりますし、JRの七つ星に山江村の栗を使ったスイーツが乗っていることもご案内のとおりであります。また加えて、その取引が多くなったということでもありますので、その取引が多くなれば多くなる、またものが足りなければ足りないほど、山江栗の価格は需要と供給のバランスから、当然価格が上がるというように狙っていききたいということも思っておりますし、それにより生産者の所得向上を考えるというようにあります。

最後に、海外戦略であります。もちろん国内で山江栗を食べてもらう、流通を図るということですが、国内には栗の生産地、栗サミットもしておりますし、本当に名産地が多数あるというようにあります。もちろんそういう栗の名産地同士がですね、切磋琢磨するということも大事であります。海外で、特に栗をよく食べる所ですね、一つのブームを起こせないかというようにも考えているところであります。

実は私、村長に就任しましてすぐに、東京のまちむら交流機構というところが、フランスのほうに農家民泊の調査に行きました。その折に、現地の国際都市交流機構ですか、のほうに山江村から申請をして、その国際都市交流機構がまちむらの応

援をしたという形になったんですけれども、そういう縁もあって、山江栗をその折に持って行ってもらった。都市農村交流機構という、まちむら交流機構とところの職員にですね。そこで、フランスのほうに食べてもらったら、食べさせて評価を聞いたらですね、「こんなに大きくて風味がある栗は初めて食べた」というふうにフランスの方がおっしゃったそうであります。

そういう意味も含めて、非常に可能性はあるなということも考えておりますし、今後、世界の中の山江村として、いろんな世界各国に山江の栗を植えてもいいと思いますし、そういう山江は栗の村なんだという発信をしながら、しっかり取引をしながら、また生産をしながら、先般子どもがですね、「将来は山江村に残って農業をしたい、栗をつくりたい」と言っている子どもたちのためにも、そういう環境を残していきたいということでもあります。

そういう考えを申請として出しております、その内容を認められての今回の交付金事業、29年度が3カ年計画の3年度となるわけですけれども、予定どおりもろもろのことを積み上げてきましたので、今回はパリのほうに持って行って食べてもらうというようなことでもありますので、どうぞよろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 山村活性化交付金の取り組みはですね、これは評価をします。

しかし、何事も栗がなくてはどうにもしょうがない、100トン前後ではどうにもしょうがないわけですよ。現場の人に意見を聞くと、やはり生産現場の充実、振興をしっかりとして発信をする。こういった取り組みからやはり山江の生産量を上げないと、せっかくいい計画をしても実現できませんので、そういった意味で申し上げます。決して活性化交付金を使うのではなくて、やはり同等の金額をそれだけ打ち込むのならば一般財源でもいいから、山江の経営面積の小面積で高収益、高品質を上げる栗のために、そこに予算を投入して生産量を図っていただけたらというようなことを申し上げたところです。

それから、私たち中山間地域の集落は、今過疎化、高齢化、担い手不足、ひいては人口減少で集落の維持や農地保全など、その対策は喫緊の課題となっています。この課題は再生に立ち向かう地域リーダーの存在が不可欠であります。

そこで研修制度の提案であります。以前、40年前ぐらいには、農業の派遣研修であったり、先進地研修など、国・県・市町村独自の事業として盛んに行われていました。現在は情報化社会ということで、いながらにして、その地域や産地、また農家の状況を知ることができるわけですが、「百聞は一見にしかず」ということわざもあります。現地で直に目で見、生の声を聞き、肌に触れることは、何ものに

増しても貴重なことだと思います。農業後継者と地域の再生を図るリーダーづくりの一環として、村を自分たちの集落をどのようにして守っていくのか。営農や集落を維持し、再生、活性化していくための農業の根幹に関わる研修制度はできないのかと提案するものです。このことは是非村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。それぞれの村民の方々が研修に行きながら、資質の向上をされながら、またそれを持ち帰り、山江村の振興のために生かすというようなことをおっしゃっているんだと思いますけれども、まさにおっしゃるとおりであります。私も職員も含めてですね、人生奨学金制度というのをつくりながら、全国各地また海外へでも行ってきて、いろいろな研修をしながらこの地域を守ってほしいというような制度もつくったこともございます。

現在では、各生産の部会ごとにですね、補助金を出しておりまして、その中においていろいろなことをやっておられると、いろんな研修をやっておられるというようなことでございます。もちろん各種生産部会のその課題解決のための研修だけで、もっと大きな観点から、農業に対する人材育成はどうかというようなこともおっしゃっているんだと思います。

このことについてはですね、議員最初からおっしゃっております農業の振興についてでございますが、山江村が抱える問題は2点あります。一つはおっしゃるとおり、営農、今後の大きな農業の流れに対してどう対応していくかということが第1点目でございます。まさに農業、いろんな呼び名をしておりますけれども、多面的機能だとか、再生協議会だとかありますが、その根本にありますのは、今、人・農地プランというのを策定しながら、それで進めているわけですが、まさに人は担い手であります。担い手イコール今回組織化した万江の集落営農もそうあります。この担い手の方々にはですね、国は優先的にいろんな作物に対する支援、先ほども出ましたけれども、を措置しておるわけでありまして。こういうのをせっかくでありますから、しっかりこう使っていくということもありますし、それをどのようにしてですね、活用していくかということについては、まだまだ山江村は有効に活用しきれていないというふうに思います。

そういう中、今回冒頭のあいさつでも申し上げましたとおりですね、中山間です、農業モデル地区支援事業に手を挙げたら、山江村の万江地区が採択されたということでもあります。そこにはいろんな産地交付も含めて、どういう作物をつくりながら、そういう大きな農業をすることによってお金を産むかということ、熊本県庁がプロジェクトチームをつくる、また振興局でも地域と一緒にプロジェクト

クトチームをつくり、いわゆる高単価が見込める作物をどうつくるか、そして圃場や施設導入をどうつくるかというような検討がなされるわけでありまして、このこと自体はですね、まさに人材育成そのものにつながってこようかと思っているところでもあります。

もう1点はですね、これがその大きな農業から外れたといいますか、乗っていかない兼業農家の方々をどういうふうに支援するかということが2点目にあります。これは新しい、要するに流通体制をつくると、ものをつくったら売るということが大切ですので、新しい流通体制を構築する、私は「近道ネットワーク」と言っておりますけれども、それは消費者と直接つながるようなネットワークをつくっていくというようなことを考えていかなきゃいけないと思っております。給食が今、地産地消化を進めているところではありますが、改めて村民の方々、食卓自給率の向上といいますか、我が家の食卓に我が家で作ったものを並べるようにしましょうというような積み重ねがその兼業農家対策にもなりますし、「近道ネットワーク」がしっかりとした支援策にもなっていくようなことを考えているところでございます。

人材育成につきましては、もちろん農業だけではなく、福祉、教育、それぞれの分野に広がるわけでありまして。今回はその生活困窮者対策としてですね、蛇足でありますけれども、民生委員の方々に四国のほうにも行ってもらいながら、現場を見てきて山江で活用してほしいというようなことも申しておりますし、おっしゃいますとおり、人材のリーダー育成につきましては、今後ともしっかり進めていきたいと思っているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 前向きな検討をいただきました。やはりこれから集落営農など、何ごとでもやっぱりリーダーの存在が不可欠であります。研修経費等については、中山間地域モデル事業交付金などが充てられればいいなというふうに思っています。

次に、林業振興についてということですが、限られた時間もありますので、林業振興については、次回に質問させていただきます。

2点目に入ります。質問事項の2点目、地方創生拠点づくりについて、合戦ノ峰観音堂周辺整備について質問いたします。平成28年度補正予算（第6号）で、日本遺産構成施設ということで、地方創生拠点整備交付金2,150万円が付き、まち・ひと・しごと創生対策費として補正前額1,976万2,000円に3,782万1,000円を追加し、総額5,758万3,000円で観音堂周辺整備事業が計画されています。

まず、事業の計画概要について説明をお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、議員ご質問の合戦ノ峰観音堂周辺整備事業についてお答えいたします。先ほど議員が申されましたとおり、今回の事業につきましては、地方創生拠点整備交付金を活用して整備を行うものでございます。

まず、地方創生拠点整備交付金ですが、未来への投資という観点から地方創生総合戦略に位置付けられ、地方公共団体が自主的、主体的に実施する先導的な事業に必要な施設の新設、改修を支援するものでございます。当初、この交付金を活用し、日本遺産に認定されている施設周辺のハード整備を球磨人吉10市町村で一体となっていくことを検討しておりましたが、結局申請した自治体で交付金が該当したのが本村を含め、ごくわずかの自治体ということになっております。

今回の計画では、平成27年4月、文化庁によって相良三十三観音めぐりをはじめとする人吉球磨地域の有形・無形文化財が日本遺産に認定されたことを受け、相良三十三観音めぐりの12番札所である合戦ノ峰観音堂に、春と秋の彼岸時期に参拝される方々や史跡めぐりの一環として訪れられる方が年々増加する傾向にございます。地域を挙げて参拝者を受け入れていらっしゃるけれども、観音堂へ行くアクセスですね、駐車場等が整備をされていないということで、交通アクセスの改善をするために、まず駐車場の整備を行うということにしております。

一方、地方創生の観点から見れば、山江村「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の四つの柱の一つ、村の活力につながる雇用づくりの中の稼げる仕事づくりの実現、観光資源の磨き上げに合致するものとして、観光客の増加による山江栗をはじめとした特産物販売等が可能となり、生産量の拡大や収益性を生み出す仕組みを構築するとともに、外部からの集客による交流人口の拡大も期待され、地域での仕事創出などにつながることも期待されます。以上のようなことから、交付金の申請を行い、認定を受けたところでございます。

今回の事業の概要といたしましては、合戦ノ峰観音堂横に物産販売所、休憩所、トイレの整備を行い、併せて駐車場の整備を行うことというふうにいたしております。一部造成工事の入札が終わりましたので、今月より造成工事のほうには入っているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 事業の概要については、よくわかったと思います。ただこの事業について、地元地区ではですね、説明が不十分であると。そして地区においても知らない人も結構多いようです。村の事業であるので、説明会等で周知を図る必要

があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、地元の方への説明会の必要性ということでご質問がっておりますのでお答えをいたします。地元、当地区第1区への説明会の必要性といたしましては、工事の円滑な進捗及び完成後の運営がスムーズに進むことを念頭に置いておりますので、開催する必要があるというふうに考えております。地区役員の方々への説明会は行っておりましたが、近隣住民の方への説明がまだ行ってなかったもので、造成工事着工後ではありますが、先日意見交換会をさせていただいたところでございます。安全対策や騒音防止対策を施工業者へ再度の徹底を図ったところでございます。

また、造成工事や今後のスケジュールについて、第1区住民の方々への説明会を今月中に開催するように、区長と今現在打ち合わせをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 是非ですね、説明会等をしていただきたいと思います。

次に、用地購入等の経過について伺います。用地は村の基準がありますので、財産取得審議会とも諮られ、村の基準で購入をされたと思います。公共事業用地ということで、当初税金がかからないとの説明であったようですが、実際にはかかるということでもあります。公共事業の場合、土地収用ということで、事業計画書を税務署に提出し、事前協議をしておけば免除されるということもあるわけですが、その対応はされたのでしょうか、伺います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、用地購入に係る経緯ということでお答えいたします。まず、今回の用地につきましては、平成27年11月、山江村議会議長宛に駐車場公衆トイレの整備についてという要望書が地域より出されております。その後、議会のほうでもですね、慎重に審議をされまして、当時の総務常任委員長名でですね、「審査の結果、要望は採択するものとする」ということで、平成28年3月の議会で報告がなされております。また付帯意見として「用地については、他の候補地も含め、慎重に検討されることを望む」という意見が記載されておりました。

村としても単独の整備はなかなかできないということと、補助金等がないと、なかなか整備ができないというようなことはですね、地元のほうへもまず説明をしておりました。その後、今回の交付金事業で周辺整備をするということになりましたの

で、他の自治体も含めてですね、用地を検討いたしました。どうしても観音堂と県道を横断しなければならない所にしか用地がないと。また交通事情が非常に悪いということで、当初要望書に上がっておった土地をですね、選定して購入を進めていくということになりました。交渉を進めていく過程においてですね、今回の土地売買には税制の優遇措置が発生しない。先ほど議員がおっしゃいました公共工事であれば税制の優遇措置があるということなんですが、駐車場整備等にはですね、該当しないということでしたので、税金がかかりますということや国保税等がですね、取得した翌年度、来年度からですね、平成30年度から税金がかかりますと、正確な額は申しておりませんが、増額になりますということは説明をいたしまして、おおむね内諾をいただいているというふうに思っております。

平成28年10月に村有財産審議会より諮問事項による答申がなされまして、購入価格の提示がなされております。その後、先ほど申されました11月臨時議会にですね、補正予算を計上いたしまして、その中でも公有財産購入費として項目がありますけれども、可決、決定いただき、用地の交渉に入らせていただいたところで、購入価格等はここでは申し上げませんが、公有財産購入費の範囲内で購入をしたという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 地権者の方のお話を聞きますとですね、地区のある方が「役場に売れば税金はかからないので、協力をお願いします」と、この言葉を信じ切っておられたようです。やはり村の事業ですので、役場担当課が責任を持って相談、交渉し、やはり税金のこと、これは今言われましたように、国の税金、国保税、住民税など上がるわけですから、このことをきちんと説明すべきであったと思います。

それから当初ですね、用地購入時の関係予算が1,965万円であったので、この金額を地区の方が見られて、非常に高額で売られたとの風評、しかも税金がかかるということで大変困っておられるような感じを受けました。説明をお聞きすると今担当から聞きましたけれども、単価的にも基準内ですし、村のため観音堂周辺整備のために、気持ちよく協力いただいたことに心から感謝をしたいというふうに思います。

それから、最後の質問ですけれども、昨年11月の議会臨時会時に、設計費、用地購入費、造成費などの予算が計上された際に、合戦ノ峰観音堂は、日本遺産構成施設で重要な文化財であることは理解するが、他の地区集落の御堂、祠なども大切な保護すべき文化財、歴史遺産である。地域の公平、バランス等からも、補助金交付要綱等をつくり、保護整備をしていくべきではないかと質疑をいたしました。村

長からは要項等の作成をし、対応をする旨の答弁があったところです。

この保護整備に係る補助金交付要項上の整備状況についてお尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。文化財につきましては、村内各地域に点在しておりまして、先代の方々から大切に守られてきたものであり、後世に大切に継承する必要があることは認識しているところでございます。

そのようなことから、山江村文化財保護条例に基づきまして、文化財の保護、保存に関して、補助の内容を具体的に規定いたしました山江村文化財保存事業補助金交付要項を整備いたしまして、平成29年4月1日に施行いたしました。

内容といたしましては、指定文化財のうち有形文化財は、建造物の修理や警備設備、防火設備などの防災管理、そして美術工芸品の修理等、それから無形文化財につきましては、伝承者養成や資料収集など、保存のための措置、史跡・名勝・天然記念物につきましては、復旧や環境整備など、それから、その他の保存のために特に必要と認めた事業などにつきましても、申請に基づき補助金を交付することとし、それぞれの補助対象経費、ただし国・県またはその他の補助金が交付された場合は、その額を控除した額の2分の1以内を補助するものでございます。なお、種別ごとに補助限度額を定めております。ちなみに有形文化財につきましては、200万円でございます。

また、未指定文化財につきましても、調査を引き続き行いまして、文化財関係職員による調査や専門家に依頼しての調査などを実施しておりますので、調査後、報告書などの資料を参考といたしまして、本村にとって重要な文化財であると確認できたものにつきましては、村指定文化財の指定につきましても検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 是非ですね、議員の皆様方にもできておれば写しをください。

今回のこの合戦ノ峰観音堂周辺整備事業は、本村における文化財の保護、整備と伝承の在り方の先例となり得るものです。それゆえに、文化財に係る保護整備補助金交付要項の策定は、国・県・村指定の文化財、地区集落の文化財を含め、後世に遺すべき価値ある文化財、歴史遺産の保護と整備を図る大切な要項と考えます。この要項が本村の文化財の振興、発展につながることを大いに期待し、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に8番議員、中竹耕一郎議員より、1、地方創生事業におけるドローン活用について、2、予防接種事業について、3、北朝鮮の動向についての通告が出ております。

中竹耕一郎議員の質問を許します。8番、中竹耕一郎議員。

中竹耕一郎君の一般質問

○8番（中竹耕一郎君） ただいま議長のお許しが出ましたので、8番、中竹です。一般質問をさせていただきます。その前にお断りを申し上げたいと思いますが、質問の中で予防接種事業につきまして、一部パネルを利用させていただきたいと思いますが、お許しいただけますか。

○議長（秋丸安弘君） はい。

○8番（中竹耕一郎君） じゃあそのときはよろしくお願いします。

では早速質問に入りたいと思いますが、今日は先ほどからいろいろ出ておりました地方創生事業に伴いますドローンの活用をどのようにしていくのか。それから2番目に、予防接種事業についてお尋ねをしたいと思います。それから3番目に、もう早速今日朝発射がありましたが、北朝鮮の動向につきまして、対応といたしますか、村としてどうすればいいか、以上3点についてお尋ねをしたいと思いますので、それぞれ関係課課長におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

では、まず最初に、ドローンの活用についてお尋ねをしたいと思いますが、実は先般、3月の定例会の一般質問の折に、地方創生に関してドローン活用についてお尋ねをする予定でありましたが、時間が足りなくて質問できませんでしたので、今回その一部についてお尋ねをしたいというふうに思います。

さて、2020年の東京オリンピックに向けまして、技術の進歩で最も大きなものとしては、皆さんご存じのとおり、自動車の自動運転、次にAI機能、いわゆる人工知能を使った技術の進歩等々あるわけですが、その中にドローンの活用も入っているわけでありまして。本村でもドローンを使ってですね、撮影したものをメディ

ア材料として情報としてケーブルテレビで放送をされておりますが、また一方、地方創生の切り口として、事業を立ち上げているところもあるわけです。

使われ方もさまざまでありますけれども、まず航空法とかそれから地方の条例などに絡み、何らかの規制があるんじゃないかというふうに思います。そういう規制をクリアできればですね、多方面にも利用できるんじゃないかなというふうに思います。利用できる箇所、それから高さの問題、活用できる方法、禁止されていること等々あると思いますが、どんな法的な規制があるのか、まずお尋ねを申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、地方創生事業におけるドローンの活用についてということで、まずドローンを活用する際に法的な規制があるかというご質問ですけれども、議員お尋ねの規則等についてはですけれども、ドローン規制法、改正航空法による規制、地方自治体の条例による規制等があります。

まず、ドローン規制法についてですが、近年発生いたしました首相官邸上空へのドローン落下事件や大使館等へのドローン落下事故を受け、国の重要施設、国会議事堂であるとか首相官邸、皇居、原子力発電施設などの上空、おおむね周囲300メートルを飛行することは禁止されているということになっております。

続きまして、航空法による規制でございます。この中ではドローンを無人航空機と定義することや国土交通省が定める人口密集地域や皇居周辺の上空などを飛行してはいけないということが定められており、また、ドローンを飛行させる場合には、日の出から日没までに限る、ドローンと周囲の状況を目視で常時監視する、ドローンと人または物件の間に省令で定める距離を保つこと、イベントなど多くの人が集まる催しが行われる上空では飛行できない、これは主催者が許可すればその限りではないというふうになっております。などの制限を原則として満たさなければならぬということになっております。例外的に制限を外れて飛行する場合は、国土交通大臣の承認を受ける必要があります。

最後に、地方自治体の条例による規制についてですが、都道府県をはじめとする地方自治体において、ドローン飛行による規制を条例で定めているところはあるというふうに聞いております。多くがイベント時にですね、個人でドローンを飛行することを禁止するなどがうたっておりますが、本村では今のところ条例制定はございません。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） ドローン規制法とか、それから航空法、地方自治体の条例、

そういうところにかからなければですね、自由に使えると。先ほどお答えがありましたように、本村の場合は今のところは条例もありませんので、規制という規制はないわけですね。自由に使えるわけですね。はい、わかりました。

次にですね、幅広く使えるものに災害発生時の情報の確保とか、それから有害鳥獣被害対策のセンサーなどに使えるんじゃないかなというふうに思います。そのほか林業作業とか、それから工事の状況の確認、宅地分譲を進める上においてですね、土地開発等々使えるんじゃないかと思います。先般、有明海のノリの養殖の状況確認にそのドローンを使って非常に役立ててるというふうな話題もありましたが、これからもですね、物流面でも、ある程度軽量であればコンパクトなものとして運ぶこともできるわけですね。そういうものとしては大変便利なものだということが期待をされるわけですが、さて、地方創生に絡んでですね、今のところ、うちの山江のほうではそういうメディアに使ってるだけなんですけど、率直なところ、ドローンを活用する場面があるのか、あるとすればどういうものに活用して地方創生につなげていくか、その辺お考えがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、議員の質問にお答えいたします。まず、地方創生関連の前にですね、本村の業務で活用できる場面があるかということでございますけれども、何と言いましても、これからの時期、災害等が発生する場面が多くなるかもしれません。

本村で考えられる災害としては、大雨による河川の増水や土砂崩れによる道路の崩壊、山林火災、地震等が考えられます。雨天時での飛行はですね、なかなか厳しいということではございますが、河川の増水状況をですね、上空からリアルタイムに撮影することもできますし、また道路の崩壊が発生した場合には、その先にですね、孤立集落などが発生すれば、発生した時点でですね、ドローンを飛ばして孤立集落の安否確認などにも利用できるのではないかなというふうに考えております。

また、去年は災害現場の撮影や農業関係補助金の申請書の添付書類として航空撮影を行っているというふうに活用しております。

また、有害鳥獣対策ではですね、先ほど議員も申されましたとおり、これはドローンの技術が進めばということですけども、高周波装置などを搭載し、害獣を追い払ったり、生息データなどを調査いたしまして、一網打尽にですね、有害鳥獣の捕獲ができるのではないかなということも考えられます。農業面につきましては、ドローンを水稻等の消毒に活用してですね、作業の省力化が図られるのではないかなというふうに思っております。

また、公共工事等につきましても上空からの撮影でですね、平面からではなく上

空からの撮影で、リアルタイムに工事の進捗状況が把握できるとともに、隣接地との位置関係等も把握できるのではないかなというふうに考えております。技術革新が伴えばですね、簡易な測量等も上空からできるのではないかなというふうに考えております。

また、地方創生におきましては、先進自治体におきましては、このドローンを活用した産業発展を主体とするドローン特区として積極的な活動を行っていらっしゃる場所もございます。ドローンによる宅配や日用品の配達、処方箋が出た薬などの配送を実証実験として行い、数年後には実用可能になるというようなことの実験を行っていらっしゃる場所もあります。また、地域おこしの一環としてドローンレース大会を開催している自治体もございます。

本村での将来的な活用といたしましては、例えば、丸岡公園農村広場一帯でドローンのレース大会などを開催し、外部からの交流人口の拡大等が期待できますし、フットパスコースの撮影を上空から行い、PR動画の作成、自然豊かな風景が撮影できる空撮スポット、ドローンを飛ばして、ここのスポット、観光名所を撮影してくださいというようなことを情報提供も行うことができますし、観光入り込み客数を増やすことができるのではないかなというふうに期待をしております。

先ほど議員が申されましたとおり、今後技術革新が進むと思いますので、業務等でドローンの活用が進むことがあれば、また職員の資質向上、またドローンの購入についてもですね、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 今、いろいろお答えいただきました。いずれにしても、便利な道具であるわけですから、もし使えるような場面が出ればですね、そういうのを十分に使ってやっていただきたいというふうに思います。今、ドローン特区とかされてるところはですね、要するにドローンを使ってその地域をPRしていく、そして人を呼び込んで、人の交流をつくるというような一つのドローンの特区の在り方で進められておりますが、それも一つの方法だろうと思いますが、特異な使い方ですね、ドローンをうまく使う。例えば、お年寄りに対してですね、先ほど言いましたように、品物をちょっと運ぶとか、そういうのは非常に今から先、実験してですね、していければ実現できるものだろうというふうに思いますので、是非その辺を視野に入れて、ドローンの活用を促していただければというふうに思います。

次に、2番目になりますが、予防接種事業についてお尋ねをしたいと思います。

これは健康福祉課長のほうにお答えをしていただきたいと思いますが、現在さまざまな予防接種があるわけです。まず、努力接種については努力義務があるのと、努力義務はないけれども個人的には予防しなければならないと。A類の疾病、B類の疾病というふうにあるわけですが、現在の実績ですね、含めてその現況と実績、それからその効果について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの中竹議員の質問にお答えします。先ほど申されましたとおり、予防接種にはA類疾病とB類疾病の2種類の予防接種があります。まず予防接種の種類には、主に集団での蔓延予防、重篤な疾患の予防を目的として、接種対象、またはその保護者等に努力義務が課されるA類疾病と努力義務のない主に個人予防に重点を置いたB類疾病の2種類があります。A類疾病には、日本脳炎や水痘、ヒブワクチン、麻疹、風疹、B型肝炎等の11種類の予防接種がございます。B類疾病には、インフルエンザ、成人用肺炎球菌予防接種の2種類がございます。A類疾病につきましては、予防接種の種類と同じ予防接種でも数回接種するものもあるため、それぞれ数えますと39項目ぐらいになりますので、具体的な数値については割愛をさせていただきますが、全体としてですね、7割から8割の間で推移をしているところでございます。A類疾病の予防接種につきましては、接種時期が到達する対象者には、健康福祉課から接種の案内を送付しており、おおむね接種を受けられている状況です。B類疾病のインフルエンザ予防接種につきましては、平成28年度は767名、成人用肺炎球菌予防接種については、28年度は135名が接種されております。

効果につきましては、先ほども申しましたが、伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防し、感染しても重篤化を防ぐ効果があり、村民の皆様の健康の保持に寄与するものであり、ひいては医療費の削減にもつながると考えております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 今、状況についてお話をいただきましたが、A類疾病、それからB類疾病合わせて、全て含めてですね、いわゆる公費で負担している経費は、総額では幾らぐらいになりますか。わかりますか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） ただいまの質問にお答えします。公費で負担している費用総額につきましてはですが、子どものインフルエンザの予防接種につきましては、助成金という形で出しております。自己負担を1,000円いただいて、残りのかかった費用を助成金として償還払いをしている。それから風疹予防につきまし

ても助成金で出しております。大人のインフルエンザと高齢者の肺炎球菌予防接種につきましては、自己負担を除いた分のほうをですね、委託料として医療機関のほうに払っております。A類疾病につきましては、全額村の負担で行っております。委託料と助成金等々を含めまして、予防接種にかかります総額は1,057万254円というふうになっております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 総額が1,057万円ということであります。当然費用対効果が必要になるわけですが、その辺の観点からですね、接種の効果についてお尋ねしたいと思いますが、例えば、インフルエンザの予防接種をすることによって、発症率が非常に急激に減ったとか、そういうふうな現象はありますか。その辺はどうですか。減ったとかどうか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） ただいまの質問にお答えします。インフルエンザにつきましては、その年にはやりそうなので、A型、B型の型をして予防するわけですが、昨年もありインフルエンザのほうはやりましたので、その年に流行する型ががっちり合うとか、そういうところもありますので、実際劇的に減ったとかですね、そういったところは、ちょっとこちらのほうでも把握をしておりますが、肺炎球菌につきましては、一つですね、研究がされておまして、その中の一つの例を紹介しますと、日本の高齢者施設の入所者100人を対象にした研究で、ワクチンを打っているグループとワクチンを接種してないグループに分けた場合にですね、肺炎の発症率が低かったという結果が出ているということです。ワクチンを接種したほうにつきましてはですね、肺炎にかかる率が63.8%で、肺炎全体をしたときも44.8%の発症を抑えられるということがわかっているということです。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） インフルエンザについては、その年その年で型があるからですね、わからないということですが、肺炎球菌については発症率が減ったというようなご報告です。

次に、私がお尋ねしたいと思ったのは、先ほど言いましたその肺炎球菌の予防接種についてであります。平成26年の10月から始まったこの肺炎球菌の予防接種なんです。最近死亡の原因は、主なものとして、がん、それから脳疾患など挙げられるわけですが、3番目に多いのがこの肺炎というふうに聞いております。高

齢になれば、最後には肺炎を患って亡くなるというようなケースが多いわけですね。肺炎で死亡する人のうち65歳以上の高齢者が95%も占めるというような報告もあるようです。肺炎が原因で亡くなったというその数ですね、はっきりはつかめるかどうかわかりませんが、多分つかめないかもわかりませんが、本村の場合ほどのような状況ですか。つかめますか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。平成26年のデータになりますが、肺炎が原因で亡くなった方の人数は、山江村で3名となっております。人吉市保健所管内では145名となっております。平成26年の死因の1位は悪性新生物、いわゆるがんで10名、2位は心疾患で7名、3位は脳血管疾患で5名となっております、肺炎は4位となっております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） これは死亡診断書によって見ないとかなかなかわかりませんから、恐らくははっきりつかめないんじゃないかなというふうに思います。そこですね、肺炎球菌のこの予防接種は、個人負担で受けますと2,700円ですよ。65歳から100歳まで5歳刻みで受けれるようなんですが、これは要するに接種効果が5年間しかもたないということが原因ですか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。肺炎球菌の予防接種につきましては、効果が5年程度ということで、5年ということではありますが、現在特例措置としてですね、今まで成人用肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方を対象に、30年度までの間に1人1回定期接種の機会を設けております。5歳刻みということで、5年の効果ということでありまして、2回目以降につきましてはですね、2009年に厚生労働省が再接種を認可しまして、それからは2回目以降の接種が可能となっておりますが、2回目以降につきましては、全額個人負担となっております。

それから、予防接種の間隔については、5年以内に再接種を行うと注射部位の痛みなどが強く出る恐れがあるので、1回目の接種から5年以上の間隔を開けてくださいということになっております。再接種の場合はですね、医療機関にご相談をいただいたほうがよろしいかと思っております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） そういうことで5年をめぐりにして、5年たったらまた自分で

受けなさいということだろうと思いますが、補助で受けられるのはですね、先ほど言いましたように、厚生省の指導かもわかりませんが、補助を受けるのは生涯で1回だけしかできないということなんです、これは法的に予防接種法か何かで決まってるわけですか。1回しかできないというのは、補助を受ければですね。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） ただいまの質問ですけれども、1回というのはですね、予防接種法のほうで、この肺炎球菌のほうはB類疾病ということで、26年にですね、定期接種になったときにですね、1回限りということで、予防接種法と国の指針に基づいてやっておられますので、公費負担については1回ということで今のところは決まっているところです。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 補助を受けてやれるのは生涯に1回限りということのお答えのようではありますが、およそ医療費で実費額をいきますと、約8,700円ほどかかるわけですね。これはなぜかという、私も実は肺炎になったもんですから聞いたわけですが、8,700円、予防接種の場合はですね、かかるということです。ただ、肺炎にかかってしまってますね、何らかの治療をしますね。入院する人もおるでしょうし、点滴で回復する人もおるかもわかりませんが、もしも肺炎にかかって、何らかの治療をして回復した場合ですね、どれくらいその医療費の実費がかかるのかわかりますか。わからなければ、結構です。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。肺炎の治療の費用ですけれども、軽度な肺炎とかですね、重症化して入院される場合もありますので、通院によって点滴、服薬等もあるというところで治されるところもあるということで、完治までの期間もさまざまではないかということもありますので、ケースによって異なるということから、ちょっとこちらでは把握はできていない状態です。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 次に、ちょっと準備しましたんですが、このパネルをですね、見ていただきたいと思います。これがインフルエンザ、こっちが肺炎球菌の予防接種の場合ですが、これは28年度の実績ですね。先ほどお答えしていただきましたけれども、インフルエンザはちょっと説明しますと、子どもが138人、残りが大人が受けたわけですが905人、総額が458万2,000円かかっているわけですね。うち交付税が大体ちょっと多いですが30%として見た場合ですね、これは低所得者の30%ということなんですけれども、交付税率の措置率を30%で見た場合に約98万8,000円、個人負担が128万8,000円、村負担が23

0万円と、これが28年度でありました。これとですね、それから肺炎球菌の予防接種、これは28年度は先ほど課長から報告ありました135名、かかった経費が117万9,000円、交付税これも30%と見て、ちょっと多く見過ぎてますけれども24万4,000円、個人負担が36万4,000円、村負担が57万円というふうな28年度の結果はですね。

私は何で準備したかといいますとですね、今の時点でこの村の負担がですね、多いか少ないかは別にして、既に予防接種をした者であってもですね、この肺炎球菌の予防接種について、5年たってもですね、ずっと毎年補助を受けて100歳まで、100歳まで生きればですね、受けられないかなということを下のほうに書いてるわけですが、これでいくと、村負担がインフルエンザは230万円、肺炎球菌が57万円であったわけですね。仮に、今から先は団塊の時代に入りますから、どんどんお年寄りが増えていくわけです。増えていってインフルエンザを子どもが200、大人が1,000人、肺炎球菌は大人が1,000人のうちの半分、500人受けたとします。でいくと今の単価で総額でいきますと、肺炎球菌が436万7,000円、うち交付税措置が90万5,000円、個人負担が135万円、村負担が211万円ということなんです。ですから、回復して治ればですね、この金額じゃなくてはるかに高い金額に多分なると思います。これはですね、これは負担してますけれども、負担なくても340万円では上がるわけですね、村負担が。だから今からどんどん肺炎になって亡くなる方が多いわけですので、この辺はですね、この211万円という金額がですね、多いか少ないか。治療して治してしたほうがいいのか、それともこっちで予防してしたほうがはるかに安いのかですね、比較検討をされたらどうかというふうに思います。

この検討してみるというのはなかなか難しいんですが、特に国保財政も今もう瀬戸際で、いわゆる待ったなしであります。状況がですね。ですから医療費とか財源の観点からですね、総合的にこう分析をされて、比較してみたらどうかというふうに思います。現在比較されたことはありますか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） ただいまの質問ですが、医療費と予防接種の費用との効果の分析ということでございますが、現段階ではですね、まだそこまではうちのほうでは分析をしておりませんが、いろいろ先ほども申しましたように、さまざまな肺炎が治るまでですね、いろんなケースもありまして、そちらの治療費のほうを拾い上げるというのも大変難しいところがあると思いますので、そういったものをわかるようでしたら、治療費がどれぐらいかかるのかということと予防接種をするときの財源の比較等を比べることは、数値がわかればですね、やっていければ

と思います。よろしいでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 何べんも言いますけれども、この村の負担額、500名受けてもですね、200万円しかかからないと。それから個人負担があった場合はこれですけど、個人負担しなくても340万円に上がるという、非常にその国保財政の医療費抑制につながるんじゃないかなというふうな希望的な観測を持つわけですね。その辺、いろんな厚労省のデータとか、県の国保の財政指標など見られてですね、データを集めて、比較、分析されればどうかなというふうに思います。以上、よろしく願い申し上げたいと思います。

それから最後になりますが、最近時々思うんですけれども、日々進歩する医療技術の高度化に伴ってですね、私は思うんですが、認知症に効果のある予防接種が出てくるんじゃないかなと思うんですが、その辺の情報はありますか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えしますというか、私も医者ではないですので、そこまではすみません、把握しておりませんが、今まだ認知症には発症とかを抑えるというような画期的な医療はまだ確立されていないというような情報はネットとかでも見ますけれども、予防するという観点ではですね、食生活とか運動とかですね、そういったものとか会話をするとかですね、そういったもので予防していくというところでありますので、まだ予防できるワクチンとか予防接種等はないと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 今のは余談ですけども、そのうちですね、特効薬ではないかもしれませんが、それに多分近いものがですね、脳の発達の低下を抑えるワクチンとか、多分私は出てくると思うんですよ、近いうちに。その出てきたときはですね、やっぱりすぐさま取り込んで健康寿命を伸ばしてつなげていくと。そして豊かな終活を迎えるというのがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上、よろしく検討方お願いしたいと思います。これで予防接種については終わりたいと思います。

もう一つ、最終的にですね、山江村として予防接種を行政がしていく上でですね、非常に大事なこと、それから今後の方向について、課長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） ただいまの質問にお答えします。今後の予防接種の方向性ということで、村としましては、国の方針ですね、国が定める予防接種法に

基づいて、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済等を行っていきたいと考えております。特に接種時期の誤りなど、過誤接種が発生しないように、医療機関とのチェック体制を強化して、村民の健康維持に努めていきたいと思っております。先ほど議員が申されました認知症の特効薬等が国が認めるようでありましたらですね、国の指針に従って導入していきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 頑張ってくださいと思います。

次にですね、最後の質問になります。一般質問としては、本定例会では必ずしも適切ではないかもわかりませんが、憂慮すべき問題としてですね、北朝鮮の問題があると思います。これは国レベルの外交問題でありますから、適切ではないかもわかりませんが、あえてお尋ねをしたいと思っております。外交問題でありまして、村としてのそのどうこうという見解は要りませんので、あくまでも不測の事態を想定して、現段階で考えられる範囲で答弁をお願いしたいと思います。

今まで2回の核実験、もちろん今朝方も発射されましたけれども、30発以上の弾道ミサイルを発射して、しかも4週連続ですかね。我が国に向けてもその矛先を向けた挑発が続いているわけです。関係各国は、自制を求めて圧力でやろうというような厳しい対応をしているわけですが、また一方、我が国もですね、国際法上認めることはできないというような見解を示しているわけです。

そこで初めにですね、現在まで上位機関からの指示で、消防、防災を含めてですね、対策会議などあったのか。また、国・県レベルで、何らかの情報がマニュアル化されて、そういった対策の会議とかあったのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 北朝鮮のミサイル発射につきましては、今年に入り、議員言われましたように30発、5月29日までには9回の発射を数えておりまして、本日も地对空ミサイルの様なものを発射したというふうな情報が入っております。ほとんどが日本の排他的経済水域と呼ばれるEEZと呼ばれる海域に落下しております。この水域は、漁業や天然資源の探査、開発等の権利を沿岸国に認めておるわけございまして、この水域では、他の国に邪魔されず主体的に経済活動が行えるというふうなことになっております。このことから日本の漁船なども操業しておる水域で、大変危険な行為であります。

このようなことから、県下の市町村や消防本部を対象とした国民保護・防災・消防に係る会議が開催されております。山江村からも参加をいたしております。ま

た、国が把握しております北朝鮮の情勢、また大きな動きにつきましては、ファックスによりまして国のほうから流れてきております。このほか、北朝鮮のミサイルの発射の情報につきましては、内閣官房から消防庁、県等を通じて、一斉ファックスによってもたらされておりますし、Q&Aのようなものもですね、情報としてはもたらされておるような状況でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 時に触れ、そういった会議があるということはわかりましたが、でも必然にですね、避難訓練をしている所もあるわけですね。この間は福岡でやっておりましたが、あつてはならないけれども、要するに予想できない不測の事態が起きた場合ですね、迅速に村の人に情報をどういうふうに伝えていくのかですね、その辺があれば教えてください。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 村民への迅速な情報伝達ということでございます。このような状況を受けまして、国においては、J-A L A R Tというものが設備をされております。このJ-A L A R Tは全国瞬時警報システムと申しまして、地震、津波、噴火、竜巻、土砂崩れなどの大災害の情報のほか、弾道ミサイルの発射、大規模テロ、航空機の攻撃、ゲリラ、特殊部隊攻撃など、国民の生命、財産に危害を及ぼしかねない危険情報を国民に知らせ、早期の避難や予防措置などによって被害の軽減を図るというふうな目的がございます。もし万が一、ミサイル等が発射されて、日本の領土に落ちるとか、上空を通過するといった場合には、そのJ-A L A R Tが起動いたしまして、政府から市町村の防災行政無線を強制的に起動させて、屋外スピーカーから警報とか避難情報が流れるようになっております。また、登録いただいておりますと、現在携帯エリアのですね、メールであるとか、緊急速報メール等が発信されて、避難を呼び掛けるというふうな状況になっております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 今のそのJ-A L A R T、いわゆる全国瞬時警報システムですね。これは以前地震の情報がありまして流れましたよね。あれと同じような音がするわけですか。どんな音ですか。そして、これは防災行政無線に連動してくるわけですか。その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 北朝鮮がもしですね、ミサイルを発射した場合、先般もあったわけでございますけれども、2月7日に北朝鮮の西岸の東倉里（トンチャンリ）から発射された弾道ミサイル、これは1,600キロ離れた沖縄先島諸島まで10分ぐらいで到達しております。これにつきましては、やっぱり避難するまで時

間がないということで、国のほうから直接町村の防災無線を起動させて、警報なりまた避難の指示ですね、そういったものが流れます。これまでは一回J－ALARTの訓練なども行っておりますし、今年もですね、J－ALARTの伝達訓練が行われる状況になっております。

これにつきましては、やはり町村までの伝達ということで、その場合に応じて、音とか警報の内容というのは予想はちょっとつきませんが、具体的にやはりミサイルが発射されて、どこどこに落ちる可能性があるということで、そういったところまでは呼び掛けて、避難をしていただくというふうなことになるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 本村の場合もですね、昨年ですね、防災行政無線をデジタル化して替えておりますが、電波の性格上、完全に流れないという所もあるそうです。聞こえにくい所もあるようですが、その辺、J－ALARTの試験をされて、ちゃんとこうその防災行政無線で連絡ができるかどうか、確認をされる必要あるんじゃないかと思いますが、今の状況はどうですか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 昨年度、本村の防災行政無線をデジタル化いたしております。その前に一応電波試験というふうなことで、全村的には行っておりますけれども、実際デジタル化をいたしまして放送を開始しましたところ、やはり聞こえにくいというふうな箇所が実際発生しております。このような場所につきましては、その都度連絡を受けたときに、専門業者を派遣いたしまして電波の測定などを行っております。屋外局はある程度調整をいたしておりますので、聞こえるんでありますけれども、個別の局につきましては、やはり聞き取りにくいということがございますので、そういった場合には、屋外アンテナを設置して電波の受信を良くするというふうなことで一応対応をいたしております、連絡をいただければそのケースに応じた対応を今やっているところでございまして、調整をいたしております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） こういう事態が発生してはならないわけですが、もしそういうことがあったらですね、やっぱり情報がここはよく聞こえるけど、ここは聞こえなかったということになればですね、住民も右往左往するわけですので、その辺の確認は是非お願いしておきたいと思います。

普通の自然災害と違ってですね、この災害はですね、数分間で飛んでくるという、きわめて短時間の行動になるわけですが、果たしてその緊急避難する方法があるのかですね。避難施設も多分ないでしょうし、防災の体制も組んどの暇はないと

いうふうに思うわけですね。その辺はどのような組織で対応していきますか。避難の方法があるでしょうかね、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 議員先ほど申されましたように、短時間にやっぱりミサイルが飛んでくるということで、避難の時間も限られてまいります。国のほうからは、情報が入った場合には、頑丈な建物に逃げ込んでくださいということ、また地下施設がある場合にはですね、地下鉄の駅とか地下街がある場合にはそういったものに逃げ込んでくださいと。そういったものがない場合はもう自宅に逃げ込むと、屋外にいる場合はですね。それも窓から離れた部屋、また窓のない部屋に逃げ込んでくださいというふうなことで指示がっております。また屋外にいて、何も無い場合にはですね、物陰に隠れるとかですね、車を運転しておる場合には、降りて低い姿勢を保って頭部を守るとか、そういったものしかできないような状況でございます。そういったものにつきましても、今後ですね、住民の方に対してですね、そういった緊急事態の対応について、周知をしていきたいというふうには考えております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 最後になりますが、本村にはじゃあそういうシェルターみたいな頑丈な建物とか地下施設とか、そういうのはないですよ、ありますか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 今言われたような地下施設というのはほとんどない、ないと思います。昔掘ってある防空壕が使えるようであればですね、そういったものも活用するという事も考えられるとは思いますが、やはり先ほど申しました頑丈な建物に逃げ込むとかですね、そういったものを日頃から頭の中に入れていただくしかないのではなかろうかなと思っているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 今、いろいろお答えをいただきました。何せこの問題はですね、小さな自治体で取り扱うような問題でもないわけですが、大変不適切な質問であったかと思いますが、お答えいただきましてありがとうございました。

以上で、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時15分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に6番議員、谷口予志之議員より、高齢者福祉対策について、高齢者福祉について、運転免許証の自主返納者対策についての通告が出ております。

谷口予志之議員の質問を許します。6番、谷口予志之議員。

谷口予志之君の一般質問

○6番（谷口予志之君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、6番議員、谷口より一般質問を行います。今回、高齢者福祉対策ということで、2項目について通告をしております。通告に従い質問をします。

まず、高齢者福祉について質問いたします。近年、都市、地方に関係なく、少子高齢化社会を迎え、高齢者は年々増加しております。山江村においても高齢者の一人暮らし世帯、また高齢者のみの世帯も多くなっていると思いますけれども、山江村においてその実態調査は行われているのか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。一人暮らし世帯、高齢者世帯の実態調査についてということですが、まず、本村の一人暮らし世帯、高齢者世帯の状況についてお答えします。平成29年4月1日現在の65歳以上の高齢者独居世帯は153世帯で、65歳以上の高齢者のみの世帯は151世帯となっております。独居世帯、高齢者のみ世帯を合わせますと304世帯となり、村内全体の世帯数1,215世帯に対し、約25%の割合となっております。

次に、独居・高齢者世帯の生活実態調査についてですが、生活の実態に特化した調査ではありませんが、昨年度において本年度策定します第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に係る介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しております。29年1月1日現在で、65歳以上かつ要介護認定を受けていない高齢者1,008名を対象に、高齢者の生活状況や健康状態に関する項目、大項目で8項目の調査を行っております。29年3月1日から31日までの間で実施しております。現在集計を行っているところであります。

また、在宅で介護をしている要支援、要介護認定を受けている人のうち変更、も

しくは区分申請に伴う認定調査を受ける人を対象に、認定調査員による聞き取り調査を行っております。こちらにつきましては、28年12月1日から29年3月31日までの4カ月で実施しております。こちらの調査につきましても現在集計を行っているところでありまして、生活実態等の中身については、また集計ができた後に計画等に反映をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 今、集計中のこともあろうかというようなことでございますけれども、高齢者の独居世帯、高齢者のみの世帯を合わせまして304世帯で、村全体1,215世帯に対し25%ということは、4世帯に1世帯というようなことになるかと思えます。この状況は今後も減ることはなく、増加するのではないかと思います。このような傾向は山江村のみならず、どこの町村も同じだと思います。高齢化が進むと、自ずと高齢者の孤立化が多くなってくると思えます。社会的に孤立に陥りやすい高齢者の特徴として、一人世帯、暮らし向きが苦しい、健康状態が良くないなどあると思えます。その背景には、高齢者一人世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加、近所に話し相手がないなど、世帯構成、経済、社会の変化が関係しているとも言われております。

山江村としまして、このような高齢者の孤立化を防止するような対策はとっておられるのか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） ただいまの質問にお答えいたします。高齢者の孤立が進んでいくのではないかということで、山江村の対策としましては、平成27年3月に策定しました第3期の山江村地域福祉計画というものがあります。計画期間は平成27年から31年度までということで、こちらは社会福祉法第107条に基づく市町村の地域福祉計画となっております。この中の基本目標の一つに、地域の福祉力を伸ばすという目標が掲げられております。その中の取り組みとしまして、民生委員による見守りや相談活動、社会福祉協議会等関係機関との連携、区長や地域の方による見守りネットワークの推進が取り組むべき活動として掲げられておりまして、現在三つの項目につきまして実施をしているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 今、答弁いただきましたように、第3期の山江村福祉計画の中の基本目標としまして、地域の福祉力を伸ばすということで、民生委員の方々や社会福祉協議会等の関係機関との連携、また区長、地域の見守りネットワーク、協力者による推進が取り組むべき活動だというようなことでもございました。

一昔までは親しい近所付き合いがありました。が、過疎化が進み、地域のつながりが減少等により、地域の支え合う力が低下してきているのも原因ではないかなというふうにも思っております。孤立化により最悪の結果を招かないためにも、地域で見守ってくれる体制づくりを切に願うものでございます。

そのような中、一人暮らし、高齢者のみの世帯等において、体調不良とか災害等というときの緊急連絡体制について、山江村としましてはどのようなことをされているのか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、山江村の緊急連絡体制ということになりますので、お答えいたします。災害時等に支援が必要な避難行動要支援者につきましては、現在33名の方から同意を得ておまして、災害時要支援者システムのほうに登録を行っております。緊急の際の連絡先は把握しておまして、事前に消防署、警察署、社会福祉協議会等、関係機関に対しまして情報の提供を行っているところです。

また、山江村在宅老人緊急通報装置の貸与事業によりまして、今まで65歳以上の一人暮らしで利用を希望される方については、緊急の通報装置を貸与しております。現在の利用者は22人で、24時間体制で緊急時に利用者の安否確認や救護等が可能な事業者2社のほうに委託をしているところです。

それから、先ほども申しましたが、地域での見守りということも必要であるということで、民生委員と地域見守りネットワークの協力員によりまして訪問活動を行っていただいております。民生委員につきましては、28年12月の改選によりまして、現在16地区全てに民生委員のほうを選任させていただいております。高齢者の困りごとや相談など、地域と行政、関係機関とのパイプ役として活動してもらっておりまして、毎月開催されます民生委員の定例会には、福祉係包括支援センターの担当者が出席をして情報の共有を図っているところであります。

また、社会福祉協議会が行っております地域見守りネットワーク事業につきましても、16地区全てで組織化されておまして、より身近なところから一人暮らしや高齢者等の定期的な見守りをしていただいているところです。

このほかにも在宅生活支援サービス事業として行っております配食サービスによる高齢者等の安否確認を社会福祉協議会のほうで行っていただいているところです。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 災害等の緊急時には、要援護者システムによる登録とか、緊

急通報装置の貸与等によって対応されておるといふようなことでございまして、また日常においても、民生委員の方々や地域でつくられております地域見守りネットワークの協力員による訪問活動とか、各機関で情報を共有されるなど、先ほどの孤立化防止にも大変役立っているものではないかというふうに思います。

高齢者になりますと、さまざまな原因で脳の働きが悪くなり、記憶、判断力の障害が起こり、意識障害ではないものの社会生活や対人関係に支障が出る認知症について、山江村でその患者数等の把握はされておるのか、答弁をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。山江村の認知症患者数についてであります。健康福祉課として把握をしている分ですので、全体を網羅しているとは言えませんが、今65歳以上の認知症のある方として把握している人数は154人です。平成29年4月1日現在の住民基本台帳の65歳以上の人口1,150人に対しまして、約13.4%の割合となっている状況です。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 役場のほうで認知症患者というふうなことで、154名の方を把握されているというふうなことでございます。認知症にならないという絶対的な方法は見つかっていないようです。しかし、高齢になったら誰もがかかるような病気ではないかなとも思っております。しかし、認知症になりにくい生活習慣を心がける、認知症で落ちる能力をトレーニング等で鍛えることで、認知症を発症せずに過ごせたり、認知症になる時期を遅らせたりできる可能性が高まるように、どうすれば認知症になりにくいかということ、何か少しずつわかってきているようなことも書かれておりました。認知症の大部分を占めるアルツハイマー型や脳血管性認知症は、生活習慣病、高血圧とか糖尿病、高脂血症等でございますけれども、との関連があるとされ、例えば、野菜や果物、魚などをよく食べるなどの食習慣や定期的に有酸素運動を行う習慣を身に付けるなど、普段からの生活管理が認知症の予防につながることも聞いております。

また、先ほどの中竹議員の質問の中で、「認知症の薬はないか」というようなことで、答弁の中では「ない」というふうなことで言われた訳ですけれども、私インターネットで調べた限りでは、このようなことも書かれておりました。というのが「症状が軽い段階のうちに気付き、適正な治療を受ければ、薬で進行を遅らせたり、場合によっては症状を改善できる」というようなことも書いてございました。こういうことから、早期診断、早期治療によっては、高い治療効果が期待できるのではないかと思います。その認知症の予防対策として、山江村としてはどのようなことを行われているか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、山江村が行っている認知症予防対策についてお答えいたします。現在行っている予防対策としましては、地域包括支援センターの実施する「たっしゅかクラブ」などの介護予防事業や出前福祉「にこにこ食のつどい」等による外出や人との会話の機会を増やしたり、社会福祉士や保健師、栄養士による健康指導、栄養指導のほうを行っております。また、ご本人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるよう地域で支えていくことが必要であり、本年度も認知症サポーターを養成するための講座を開催することとしております。

また、29年度からの取り組みとしましては、ICT機器を活用した認知症予防対策事業に取り組むこととしております。タブレット端末に導入したソフトを使って、記憶力や判断力などのご本人の健康度をチェックしたり、ゲーム感覚で頭の体操を行ったりすることで、認知症の予防につなげるものです。地域包括センターの事業や各地区の公民館事業等でも利用できますので、是非村民の皆様にもご活用いただければと考えております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 村としてもいろいろな対策をとっておられるようでございます。今、はやっているのはタブレット端末とかを導入したりとか、そのようなことでやって、できるだけ認知症予防につなげるというようなことでございますけれども、最も重要なのは、先ほども言いましたけれども、認知症の早期発見だと言われております。認知症は本人のみならず、ご家族の方にも身体的、精神的、経済的に大きな負担が発生すると思います。

早期に発見することで適切な治療につなげたり、ご本人やご家族の意思を尊重しながら、自立した生活を送れるようサポート等は行っておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。認知症の早期発見についてですけれども、そのような環境を整えるために、国は認知症施策推進総合戦略、通称「新オレンジプラン」において、市町村に認知症初期集中支援チームを設置するように求めています。認知症初期集中支援チームとは、保健師、看護師、作業療法士、社会福祉士などの国家資格保有の専門職が2名以上、認知症などの専門医療の経験がある1名を含むチームで構成され、早期に認知症の識別診断が行われ、迅速かつ適切な医療、介護が受けられる初期の対応体制が構築されるよう、家

族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら、認知症に対する適切な治療につなげ、自立生活のサポートを行っていくこととされております。

本村におきましても、保健師、看護師、それから山江には医療機関がありませんので、近隣の医療施設の専門の先生の協力を得ながらですが、平成29年度中に認知症の初期集中支援チームのほうを立ち上げる計画としております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 国のほうでも認知症の施策を推進総合戦略というようなことで「オレンジプラン」において市町村に認知症の初期集中支援チームを設置するように求めているというようなことでもございましたけれども、この今はチームを立ち上げる予定ということでもございますけれども、いつぐらいに立ち上げるのか、まだわかっておりませんか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。研修等行う必要もありますし、関係機関との連絡、調整とかですね、会議を行いながら、本年度の3月中には立ち上げを目指していきたいと考えております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 今年度中にはというようなことでもございます。先ほどから何回も答弁をいただいたように、また質問しましたように、認知症の予防はやっぱり早期の発見だと思いますので、認知症初期集中支援チームの早期立ち上げを提言したいと思います。

また、高齢者福祉についての質問の最後に、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となる2025年の問題ですね。この後期高齢者に向けた山江村の対策について、どのような対策を考えておられるのか答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、2025年の後期高齢者時代に向けた対策でございますが、平成29年4月1日現在の住民基本台帳の総人口は3,553人、65歳以上の人口は1,150人ということで、現在の高齢化率は32.4%となっております。一方、国立社会保障人口問題研究所の資料によりますと、2025年の山江村の総人口は、3,156人で397人の減。65歳以上の人口は1,175人、25人の増で、高齢化率は37.2%、4.8%の増となると見込まれています。高齢化率のほうは山江村のほうでも上昇しますが、人吉球磨管内の市町村の中では、錦町の34.8%に次いで低いという見込みであり、比較的緩やか

に高齢化が進んでいくのではないかと考えております。

あと8年後に迫りました2025年の後期高齢者時代を迎えるに当たっては、若者の定住促進、子育て環境の整備、働く場の確保や地域産業の活性化、医療費、介護給付費の削減、健康寿命の延伸など、山江村「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、総合的な政策を展開することによって人口減少に歯止めを掛けつつ、持続可能な村づくりを推し進める必要があると考えております。

健康福祉課におきましては、村民の皆様が住み慣れた地域で健康で暮らしていけるように、早期に病気を発見し、治療につなげる健診や人間ドック等の受診勧奨を勧め、健康増進や介護予事業に取り組むとともに、地域で支え合うサポート体制の整備を図っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 2025年問題は、答弁のとおり、あと8年後に迫っております。答弁されましたように、高齢化がピークに達し、4人に1人が後期高齢者になることは、認知症をはじめ複数の病気を抱えた人も増えるということで、医療や介護のリスクも重要な問題だろうと思います。そのため2025年問題は、「医療費2025年問題」とも言われているようでございます。

このように迫りくる2025年問題は、本当に深刻な問題でもあり、早い段階からそれらに対する対策を練る必要があると思います。現在もその問題に向けた政策もとられているところでございますけれども、答弁されましたように、高齢者ご本人が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らし続けられるような村をつくっていただきたいと思っております。

また、いろいろと答弁の中で、民生委員の方や地域見守りネットワーク協力員の活動が多くあるというようなことも出てきておりましたので、その活動に感謝を申し上げまして、福祉関係についての質問は一応終わりたいと思います。

次にもう1点、運転免許証の自主返納者対策というようなことで通告をしておりますので質問を行います。運転免許証の自主返納は、平成10年から制度化されたというようなことで聞いております。経緯としましては、高齢化社会に伴い、高齢運転者が増えるということで、高齢ドライバーによる交通事故等が年々増加し、本人や家族などから相談が多数寄せられ、高齢運転者への対策として制度化されたものだそうです。

このようなことから、山江村においても高齢運転者の免許証自主返納者がおられると思いますけれども、昨年度28年度において、運転免許証を自主返納された方の人数について、わかっておりましたら答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 運転免許証の自主返納者の内容でございます。平成28年度人吉署管内におきましては、127件返納されておりまして、そのうち山江村関係者は11名が返納されておるようでございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 山江村でも運転免許証の自主返納者は、1年間で11名の方が自主返納されたというようなことでございます。また通告のほうでは、自主返納を促進する取り組みについてと、自主返納者に対する特典制度についてと分けて通告をしておりましたけれども、これは返納者に対する特典制度を設けることが自主返納を促進する取り組みになろうかと思っておりますので、併せて質問をするわけでございますけれども、山江村として、この高齢者運転免許証の自主返納を促進するために、どのような特典制度があるのか答弁を求めたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 運転免許証の返納を促進するということと、その特典でございます。まず、運転免許証の取り消し、返納制度について少しお話をいたします。免許取得者が病気や高齢などによりまして、身体機能の低下を自覚されたり、運転の必要がなくなった等の理由により、免許証の有効期限内に運転免許証を返納することができる制度でございます。取り消し手続きをして運転免許証を返納された方には、運転経歴証明書が交付されるようになっております。この返納手続きは、運転免許センター及び各警察署で申請でき、申請は本人のみしか申請できないことになっております。申請をした日前5年間のですね、自動車の運転に関する経歴について表示したカードが交付され、これは身分証明書としても利用できるものでございます。

山江村におきましては、運転免許返納により交通手段がなくなった方に対しまして、まるおか号を活用していただき、日常生活へ支障を来さないような取り組みを本年の4月から開始をいたしております。具体的には、まるおか号へ乗車される際に、先ほど申しました運転経歴証明書を提示していただければ、乗車料金が半額になる制度でございます。対象者は、先ほど申しました道路交通法に基づく運転経歴証明書を提示されました65歳以上の方ということで、現在チラシを作成して推進するために周知を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 先ほど、冒頭述べましたように、高齢者の交通事故というのは、テレビとか新聞でも皆さんが目にする事だろうと思っております。交通事故という

のは、単に自損事故もあるわけですが、他人を巻き込んだ重大な事故を起こしますと、後々後悔することを考えると、自主返納を選択される方も多いのではないかとこのように思います。

運転免許証の自主返納者特典としましては、それぞれの自治体でもいろんな特典制度を設けておられます。山江村としては、運転免許自主返納者に対し、まるおか号へ乗車された場合には、運転経歴証明書ですか、それを提示すれば、乗車料金が半額になる特典を設けておられるというようなことをございます。運手免許証を自主返納する場合は、事故を未然に防ぐというようなメリットもありますけれども、人それぞれでございますけれども、買い物や病院、または農作業に行くのに自由が利かないとか、家族の負担が増すとか、車を手放すことで外に行く意欲がなくなり、運転をしないことで記憶力や判断力が欠如するなどのデメリットもあろうかと思えます。自主返納されるには、地域性を考えると、それなりの覚悟といたしますか、そういうものが要るのではないかと思います。しかし、高齢者を交通事故等から守るためには、自主返納というのを促進していくことが大事ではないかと思えます。

公共機関のまるおか号の運行の見直しによりまして、便利になり、また個人の負担も軽減されてはおりますけれども、その山江村のまるおか号の半額になる特典を、例えば半額と言わず期限付きで無料にするとか、無料の回数券を配付するとかをして、運転免許証の自主返納をより一層促進されることを提言をいたしまして、一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（秋丸安弘君） 次に、4番議員、西孝恒議員より、1、税の収納率向上対策について、2、小学校部活動の社会体育移行について、3、学校のトイレ施設環境改善についての通告が出されております。

西孝恒議員の質問を許します。4番、西孝恒議員。

西 孝恒君の一般質問

○4番（西 孝恒君） こんにちは、4番議員、西です。議長の許しが出ましたので、通告に従いまして、一般質問をいたします。

通告いたしております質問内容は、1、税の収納率向上対策について、2、小学校部活動の社会体育移行について、3、学校のトイレ施設環境改善についての3点であります。

まず、1点目の税の収納率向上対策についてであります。本村では、3月議会定例会におきまして提出されました議案の中で、山江村債権管理条例制定等2件が

閉会中の継続審議となっておりますが、その条例の目的は、本村が所有する債権の管理について、取り扱いの基準を統一し、適正な事務処理を行い、公正かつ公平な村民負担の確保及び村の債権管理の一層の適正化を図ることにより、財源確保に努めるためとあります。債権の種類により、その対応は変わりますが、時効を含め、事実上回収できない状況がそろった場合などは、そのような不良債権を長期間抱え込むことは大変な労力であると思います。それで今回の条例の必要性もあるわけでありま

す。村民の皆さんが納期限までに税金など100%納めていただきますと、滞納問題もなく、それで督促や強制執行、強制徴収、また滞納処分などもないわけでありま

す。しかし実際には、全国そのような所はないのではと思っていたのですが、一昨日の人吉新聞にはですね、ここにありますが、「五木村3年連続で収納率100%」と、第1面にありまして、五木村は大変納税義務意識の非常に高い所だなと感心いたしました。

それで、本村でも対策はやっておられますけれども、これまでの地方税や使用料など、収納の現状とその推移などについてお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。地方税収入は、毎年2億円を超える貴重な自主財源でございます。地方税におきましては、主なものといたしまして、村民税、固定資産税、軽自動車税、いわゆる三税と言われているものがあるわけでございますが、それに今回国民健康保険税を加えました四つの税についてご説明いたします。

各税の現年度分の直近3カ年の収納率でございます。まず、村民税でございますが、平成26年度が99.1%、平成27年度が99.0%で前年度比0.1ポイントの減でございます。次に、平成28年度でございますが、99.3%で、前年度比0.3ポイントの増でございます。

次に、固定資産税でございますが、平成26年度が97.8%、平成27年度が98.3%で、前年度比0.5ポイントの増。平成28年度が98.6%で、前年度比0.3ポイントの増でございます。

次に、軽自動車税でございます。平成26年度が98.5%、平成27年度が98.8%で、前年度比0.3ポイントの増。平成28年度が100%でございましたので、前年度比1.2ポイントの増でございます。

次に、国民健康保険税でございますが、平成26年度、一般が93.1%、退職が98.2%のトータルの93.3%、平成27年度、一般が94.9%、退職が99.2%、トータルの95.0%で、トータルの前年度比1.7ポイントの増でござ

います。平成28年度におきましては、一般が95.0%、退職が100%、トータルが95.1%で、トータルの前年度比0.1ポイントの増でございます。

以上のことをもちまして、当村の税収納率の推移を見ますと、直近3カ年ではございますが、右肩上がりに伸びているものと考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 村税などですね、今報告ありましたが、良いところで軽自動車税なんか100%、それから悪くても国保の93.1%が26年度にあったぐらいで、かなり高収納率であると思います。

次に、今後の財源徴収の体制強化対策について伺います。村税等は計画的な村づくりを推進するために、大切な財源として皆様が義務として納められているとこですけれども、中にはそれが難しくてですね、滞納になることもあるわけです。それで負担の公平を図り、収納率を上げるための納税意識の高揚につながる対策は、本村でも例えば、広報やまへの今月号にもありますように、県と連携した税徴収や南九州税理士会による無料税金相談など、十分に取り組んでおられるようですが、例えば、他町村におきましても収納対策、そして村税納付や相談窓口の時間外開設や納税コールセンターの開設、また相良村の口座振替促進キャンペーンの実施例とか、また五木村の100%収納率など、それぞれの市町村でも苦心されて、結果を出しておられるようですけれども、本村として今後のそのような対策をですね、今、引き続きお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。現在、税務課におきましては、財源確保という職員統一目標を立てておりまして、それに向かって業務に取り組んでおります。また、県南広域本部及び下球磨市町村との併任徴収を実施しております。徴収職員不足を補って体制強化に当たっているところでございます。

ご質問の納付相談窓口の時間外開設でございますが、納税者の方が時間内に納付が困難な場合、現在では時間外でも個別徴収を行っているところでございます。納税相談につきましても相談を受けていただきたい納税者の方は、今のところほとんど相談済みでございます。分納等の納付誓約書をいただいている状況でございます。しかしながら、今後要望等がございましたら、検討していきたいと考えているところでございます。

次に、納税コールセンターの件でございますが、この事業は、平成28年度及び平成29年度の国民健康保険税が対象の県の補助事業でございます。職員の代わりにコールセンター業者が滞納者へ電話での納付勧奨を行うもので、現在、この事業

を実施しているのは県内で4市町、郡市では多良木町のみでございます。この補助事業につきましては、申告時期の繁忙期にですね、職員に代わりまして電話勧奨を行うわけでございますが、国保税のみが対象であること、徴収や納付相談等が対象外であることによりまして、急な徴収依頼や納付相談が窓口集中しまして、待機職員での対応が困難な面から、事業を実施していない市町村が多いものと考えます。今後、このような面を改善してもらい、使い勝手の良い事業になるよう県へ要望していきたいと考えているところでございます。

次に、口座振替についてでございます。現在、当村におきましては、税の口座振替を行っている額は、全体の約20%でございます。現在も毎月14件から15件ほど申請があるところでございます。口座振替におきましては、納付の利便性を拡大しているものでございまして、相良村さんにおきましては、窓口、銀行振込、口座振替の三つの方法があるようでございます。当村におきましては、それに納税組合がございますので、四つの納付方法が選択できるようになっております。最近におきましては、コンビニ収納の問い合わせも多くあるところでございますので、時代に合った納付方法も今後検討が必要かと考えているところでございます。ただ、しかしながら、当方には納税組合もありますとおり、全体の約16%を占めている貴重な組合でございますので、そちらも維持も勘案しながら、バランスの良い納付体制にしていくことが体制強化の一つにつながるものと考えているところでございます。

いずれにしても、地方税法など法律、条例に基づいて、しっかりとした徴収業務を行うこと、また広報、ケーブルテレビ、ホームページの掲載、租税教室の実施等を通して、納税者の方の納税意識を高めていただくことが一番ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 今、いろいろな対策、それぞれの対策についてですね、それぞれ説明をいただきました。本村では納税組合もありますから、納税組合は大変利点があると思います。是非それはまた続けていただきながらですね、財源確保に努めていただければと思います。

先ほどもご説明にありましたけれども、最近の税収納率はですね、かなり上向いているようであります。その高収納率を維持して、さらに100%へ向上していくためには、たゆまぬご苦勞かと思えます。村民の方の納税相談には十分受けていただきながら、ただいまのお考え、是非取り組んでいただきまして、さらに公正かつ公平な村税負担の確保及び債権管理の一層の適正化を願いまして、この1点目の質

問を終わります。

次に、2点目の質問ですが、小学校部活動の社会体育移行についてであります。これにつきましては、少し前の回覧の中に、山江村小学校部活動社会体育移行に関するQ&Aのお知らせがありました。社会体育移行に関する質問、答弁が書いてあるわけですね。それを見ましてもわかりましたが、既に通告をいたしておりましたので、予定の質問をさせていただきます。その回覧にもありましたが、これまで熊本県では、小学校部活動が児童のスポーツ活動を担っていましたけれども、さまざまな課題、少子化に伴う困難さやニーズの多様化もあると思いますが、平成30年度末には、熊本市を除く全ての小学校の運動部活動は社会体育へ移行するとの方針ですので、本村としまして、これまでの課題や移行へ向けた考え方の基本方針などお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。平成27年3月、熊本県教育委員会は、児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針を策定いたしました。内容といたしましては、小学校の運動部活動は社会体育へ移行する。中学校、高等学校の運動部活動は社会体育と連携する。児童生徒の発育、発達に応じた運動部活動を行う。指導者の資質向上を図るという四つの基本方針でございまして、先ほど議員申されましたとおり、小学校の運動部活動は、平成30年度までに社会体育へ移行するというものでございます。その方針に基づきまして、本村も小学校運動部活動の社会体育移行に向け、準備委員会を設立しまして取り組んでいるところでございます。

ご質問のこれまでの課題についてですけれども、まず課題として挙げられますのが、指導者の確保でございます。アンケートの結果を見ますと、活動時間帯として放課後が最も求められている時間帯でございますけれども、現状としては社会体育の指導者が活動できる時間帯は、夜間か休日がほとんどでございます。

次に、保護者の負担でございます。活動組織への入会費及び活動クラブへの毎月の会費などの活動費や活動場所までの送迎など、保護者の負担が多くなると考えられます。山田地区、万江地区の児童及び保護者の負担も考慮して、活動する会場や時間帯などを考える必要もございまして、マイクロバスとかですね、まるおか号など練習会場までの送迎なども考える必要があると考えております。

そのような中で、県の基本方針、検討委員による会議やアンケートでの課題を踏まえ、本村の基本方針を作成したところでございます。方針1として、小学校の運動部活動は社会体育へ移行するを掲げまして、社会体育移行に向けた取り組みの推進、村及び学校の実態に応じた活動体制づくりや指導者の確保、学校体育施設の積

極的な活用などを進めているところでございます。

方針2といたしまして、児童の発育、発達段階に応じた活動を行うということでございます。児童の発育、発達段階に応じた複数の種目のバランスの良い実践、それから児童のバランスの取れた心身の成長を図るための適切な大会参加や休養日の設定、好ましい人間関係や社会性を育成する場とするなどでございます。

方針3といたしまして、指導者の資質向上を図るでございますが、指導者に必要な知識や技能等習得のための研修会の実施、科学的根拠に基づいた指導内容、指導方法及びスポーツ医学の積極的な習得などを考えているところでございます。

以上、三つの基本方針を柱として、社会体育移行に向け取り組んでいるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 今、三つの基本方針について話していただきました。

では次に、本村の社会体育移行へ向けての準備状況についてであります。これまで熊本県では、小学校部活動は熊本独自の歴史があり、他県に比べて学校のウエイトが大きく特異なものであったことから、つまり先生方も大変な労力であったわけでありまして、移行にはさまざまな段階があると思っておりますが、PTAやコミュニティスクールでの報告状況や各関係団体の連携を含め、準備状況をお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。本村の取り組みといたしまして、平成27年度に学校教諭及びPTA代表者、協議団体の代表者、総合型スポーツクラブの代表者など、24名で組織します検討委員会を設立しまして、部活動の現状や課題などの意見交換、課題シートの取りまとめ、保護者へのアンケート調査の実施などを行い、移行に向けての基本方針及びイメージを作成いたしました。その結果、本村は1年前倒しの平成29年度末までに小学校運動部活動を社会体育へ移行する方向で進めていくことといたしました。

また平成28年度は、検討委員会を開催いたしまして、学校教諭及び保護者代表者、総合型スポーツクラブの代表者など16名で組織します準備委員会を設立いたしまして、5回程度会議を開催いたしました。内容といたしましては、先進地の視察研修、総合的な運動プログラムの必要性、それから送迎体制の整備、受け入れ組織の設置、指導者の育成、クラブの週間活動スケジュール、各クラブの入部対象者、保護者への説明会の実施などを行ってきたところでございます。

平成28年2月に、村内小中学校児童の保護者を対象にアンケート調査を実施いたしました。回答率は58.86%でございました。意見といたしましては、「社会

体育に移行された場合、個人負担が発生する」「勝利優先でなく、参加体験型のクラブであってほしい」「指導者は確保できるのか」「活動場所はできるだけ学校で」「山田地区と万江地区で地域差が生じないように」「学校行事等を考慮して、練習日や試合数を決めてほしい」などがございました。

それから平成28年11月には、教育に関して山江村の重点施策等を協議いたします総合教育会議を開催いたしまして、教育委員、PTA代表者、学校運営協議会、教育関係団体代表者など総勢15名の出席を得まして、小学校運動部活動の社会体育移行についての意見を聴取したところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 準備状況については、検討委員会からアンケート方針から、それからまた準備委員会に変わって、またアンケートもとられたということでありす。

では、社会体育への移行に向けたですね、先ほどの回覧はここにもありますけれども、一応教育委員会社会教育係から発行されていますが、完全移行した後のですね、これまで学校が行ってきた事務を含めた作業ですね、この受皿はどこになりますか。また、代表者についてもお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。これまで行ってきました準備委員会や教育関係者などの意見も踏まえまして、現時点では、社会体育完全移行後の受皿といたしまして、本村の総合型スポーツクラブ「わいわいクリスポやまえ」を考えております。この事務局については、教育委員会に置くこととしております。また、代表者につきましては、現在もですけども、ジュニアスポーツクラブを指導しておられる一般会員の方が会長をされておりますので、引き続きこの体制でということと考えております。ちなみに、現時点の会員数としましては、ジュニア会員が63名、一般会員が18名ということでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 失礼しました。先ほどの質問にはまだ先があったんですが、途中ですみません。総合型スポーツクラブ「わいわいクリスポやまえ」ですね、一応受皿ということで了解いたしました。

それから、社会体育化によって、本村のスポーツや競技種目はですね、どのように変わりますかですね。例えば山田小学校では、部活動種目を前期と後期に分けて行われていますことや種目はご承知のことではありますが、前期は特に夏場ですね、

バレーボール、ソフトボール、陸上、行われていまして、後期としては主に冬場ですね、バドミントンとかサッカー、陸上などがあります。また万江小学校では、夏はソフトボール、水泳、秋は相撲大会や音楽祭の練習、冬はまたサッカーなど、このように山田小学校、万江小学校ともに、現在も内容ある部活動を展開いただいているわけでありまして、これは先生方や地域のコーチの方などの大変なご労苦もあると思います。

そのようなそれぞれの種目によって、今後は指導者の方を確保することが大事ですけれども、そのような種目の維持について、さらに回覧にもありましたが、社会体育に移行される理由の一つに、児童がやりたい、保護者がさせたい種目が学校にないなどあります。また、その回覧にありました総合運動クラブの役割とかですすね、などそのようなこれまでの種目は維持できるのか、また今後希望する種目については、どのような見通しでしょうか、お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。現在活動しております村内小学校の部活動につきましては、今議員が申されたとおりでございます。山田小学校、万江小学校それぞれ各種目の活動をしてございます。そのようなこれまでの学校でのすね、部活動の種目、中学校部活動種目との関連性、指導者の確保、アンケートによる児童や保護者が参加したい種目のニーズ調査などを踏まえまして、活動クラブを「わいわいクリスポやまえ」のスポーツクラブとして現在活動中でございますバドミントン、サッカー、少年剣道、空手道、この4種目に加えまして、現在休部中の少年野球、バレーボール、それから新規種目といたしまして、女子ソフトボール、陸上競技、それから先ほど議員申されました、これはまだ仮称でございますけれども「総合運動クラブ」の9クラブを予定しているところでございます。

この「総合運動クラブ」につきましては、どちらかといえば運動が苦手な児童がおられるかと思いますが、そのような児童を対象に、競技力向上が主というよりもすね、運動の楽しさや喜びを味わうようなスポーツ活動、それから複数の種目をすね、実施することによりまして、バランスの取れた体力づくりを目的としたクラブとして考えているところでございます。それから、このクラブにつきましては、平成29年度からこのジュニアスポーツの指導を兼ねたコーディネーターをすね、教育委員会のほうで雇用しておりまして、本年度途中からすね、試験的に活動を実施する予定でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 大体これまでの種目ですすね、その維持、それから現在総合運動クラブですか、総合型スポーツクラブですすね、この中にも大体先ほど9クラブほど

あるということでございます。総合運動クラブについてもですね、例えば体育の今話がありましたように、不得手な児童とかですね、そういう方の居場所とかいうことにも十分気を向けていただければと思います。

では、この質問の最後にですが、小学校部活動の社会体育移行に必要な予算や運営についてですけども、施行後もその体制のバランスの取れた維持管理、運営を続けなければなりませんから、移行後の安定した運用に必要な予算の確保について、可能な部分でお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。まず平成29年度の村の予算といたしましては、先ほど申しましたコーディネーターの人件費、それから指導者講習会の経費、先進地研修の旅費、準備委員会の会議等の活動経費など、250万円程度を計上しているところでございます。それから平成30年度につきましては、移行後もですね、組織を運営していくための必要な人件費、それからその活動のための助成金、それから指導力向上に向けた指導者講習会の経費など、そのような予算が必要になると見ておるところでございますが、可能な限りですね、補助事業等がございましたら、その補助事業を活用していきたいと検討しておるところでございます。

それから、この活動組織「わいわいクリスポやまえ」の運営のための予算といたしましては、入会者からの会費が必要になります。それから、村からの先ほど申しました助成金などが収入源というふうになるかと思いますが、それを基にいろいろな教室とかイベントを行うための事業費、先ほど申しました九つのクラブへの活動助成金、各種大会参加の旅費、それからスポーツ用具等の購入費、それからイベント等を行う際のチラシの印刷費、それから活動を行うについて保険料ですね、などの支出が必要になるかというふうに見込んでおります。

また、その活動クラブの予算としましては、各クラブ加入者から毎月まず会費を取る必要があるかと思いますが、それから、この運営組織「わいわいクリスポやまえ」からですね、各クラブへ経費として活動助成金が来るかと思いますが、それからいろいろな事業収入、例えば廃品回収とかですね、そのようなものを行った際の事業収入などが活動の収入源になるかと思いますが、それを基にまず各クラブへの登録料ですね、県の組織とかですね、そういう登録料、それから大会へ出る際の参加料、指導者の謝金、それから交通費などですね、そのような支出が必要になるのではないかというふうに見てるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 私も29年度の当初予算は見ましたけれども、そこには今申しさ

れました人件費とかさまざまな経費、旅費とか活動費とかいうことであります。実際にはクリスポやまえとかのですね、この活動費というのはそれが始まってから、それに対する予算というのは、お話のようにいろいろな必要がありますから、出てくるんだろうと思います。

最後にですね、これまでの小学校部活動のときも、保護者の方は部活動を維持するため育成会などがありまして、その会費も年間に幾らか必要だったと思いますが、社会体育移行後の育成会やその会費など、その活動費は小学校部活動のときと比べてどうなるでしょうか。また、村よりそのための活動費の補助はないでしょうか。一応把握いただいている分をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。現時点ではですね、学校部活動の活動費、それから社会体育移行後のスポーツクラブの活動費についてはですね、比較をまだしてない状況でございますが、移行後の保護者の負担といたしましては、先ほど申しましたけども、この運営組織の「わいわいクリスポやまえ」への入会費とそれから児童が所属する先ほど言いました九つのクラブのいずれかに入られるかと思っておりますけども、そのクラブへの月々の会費が考えられます。

この運営組織への入会費についてはですね、一律の額になるかと思っておりますが、各スポーツクラブにつきましては、現在の学校の部活動も同様かと思っておりますけども、大会へのですね、参加の頻度とか、それから部員数などによりましてですね、月々の会費が若干相違が出てくるのではないかと、それぞれで違うのではないかというふうに見ております。平成28年2月に行いました保護者へのアンケート調査を見ますと、「妥当だと思われる月謝」の問いにですね、「3,000円程度」が最も多い結果でございました。このようなですね、アンケート調査も踏まえ、それから現在の各学校の部活動の会費ですね、それぞれ違うかと思っておりますので、その会費、それから現在活動しているバドミントン、サッカー、少年剣道、空手道などの現在の会費ですね、どのぐらい会費を納めておられるかなど調査いたしまして、社会体育移行後もですね、学校部活動と比較してですね、保護者の負担が過大にならないよう準備委員会で今後検討していきたいというふうに考えております。

村としましては、これまでどおり運営組織「わいわいクリスポやまえ」の助成金をこれまでも交付しておりますが、この助成金をまず「わいわいクリスポやまえ」のほうへ交付しまして、今度はその「わいわいクリスポやまえ」からですね、各クラブへ今度は活動費を助成する仕組みを今後も続けていきたいというふうに考えておりますので、この移行後の活動に必要な経費、それから入会者からの会費などを基にですね、そしてまた村内、ほかにも団体がございますので、その団体との公平

性も考慮して、助成金額を検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 保護者の方の負担、負担というのもですね、今ご説明ありましたが、入会金とかそれぞれのクラブの会費、それはもう種目によって変わると思いますが、先ほどの質問につきましてはですね、実は八代市の市立小学校運動部活動の社会体育移行に関する基本方針案の中で、ここは5本の柱でまとめてありますが、その中の2番目にですね、「家庭の経済力に起因するスポーツ機会の喪失を防ぐ」とありました。つまり「活動費については、今後少々高くなっていくのではと考えられるが、家庭の経済格差によって子どもたちからスポーツをする機会が奪われるようでは残念なことであるので、この点は検討すべき重要な要素である」と、八代市教育委員会議事録にありましたので、本村ではどうかなと思ったところでもあります。ご検討いただければと思います。

県教育委員会では、この社会体育への移行を31年度から完全実施を求めているようですが、本村では先ほど課長よりありました30年度には完全移行を目標ということで、スムーズな移行と本村の特色ある社会体育になりますようお願いして、この質問を終わります。

では、3点目の学校のトイレ施設環境改善について伺います。この質問につきましても、実は近いうちに村では学校トイレの修理などの予定があるようですが、通告後にそれは聞きましたので、予定どおりに質問をさせていただきます。

これまでの例えば公衆トイレなどのイメージですが、臭い、汚い、暗いといった3Kなどといわれるイメージでしたけれども、それが最近はその印象が変わりまして、例えば駅とか公園とか、パブリックなトイレや和式トイレもきれいに清掃、管理されていることに近年気付きました、そのような公園は公園全体もさらにきれいな感じがしまして、気分が良くなります。また、各家庭も上下水道によりまして、トイレの環境も大変良くなっていると思います。

ところで、本村の学校ですけれども、3校とも校舎は現在耐震基準を満たしているということですので、耐震化の次に改善が必要と思われる施設は、全国的な調査において、小中学校では1位がトイレで6割から7割が学校トイレの改善が必要と考えられているようです。家庭やパブリックトイレがきれいになる中で、学校トイレ整備は遅れているような調査結果でした。実際には子どもたちも我慢をしているようで、子どもたちの心理に悪影響を与えたり、身だしなみの指導はされても、手洗い場やトイレの環境は衛生上問題があるとされているようです。

それで本村ではどうかと思いますので、学校トイレが抱える課題や改修事例、和

式、洋式、便器のですね、設置数など、各学校の現状をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。平成28年度に熊本県が公立小中学校施設のトイレの状況の調査を実施いたしました。平成28年4月1日現在で、山田小学校では洋式便器が10基、和式便器が22基で、洋式便器率は31.25%でございます。万江小学校につきましては、洋式便器が6基、和式便器が8基で、洋式便器率は42.86%、山江中学校につきましては、洋式便器が19基、和式便器が22基で、洋式便器率は46.34%でございます。この山江村全体では40.2%でございます。この数値につきましては、県内47自治体の中で洋式便器率の高いほうから28番目に位置しております。ちなみにですね、これは全国的に行われた調査でございますが、全国平均は43.3%、それから熊本県の平均は40.4%でございますので、本村は県平均並みぐらいで、全国平均に3.1%下回っている状況でございます。

また、トイレについて学校が抱えております課題としましては、やはり最近はですね、家庭のトイレが洋式化、洋式が増えているということもございまして、洋式便器をですね、使用する児童生徒が増加傾向にあるというようなことでございますので、休み時間のですね、トイレが混雑するような状況であるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 今、村内のですね、状況をお知らせいただきました。私も各学校のトイレ設置状況につきましてはですね、私もその通告の後にいろいろ調べてみましたら、文科省の公立小中学校施設トイレの状況調査結果について、報道発表されておりました。ご覧になっているかと思いますが、今ですね、課長よりありましたようにですね、全くそのとおりでございました。文科省が発表したこの日はですね、平成28年11月10日、語呂合わせで「いいトイレの日」となっています。今回、文科省は熊本地震を受けて、初めて学校トイレ調査を実施されたそうです。全都道府県と全市町村もありまして、その中で山江村は設置数がですね87で、洋式の設置率がですね、先ほどおっしゃいましたように40.2%、県内45市町村の平均は40.4%でご答弁にあったとおりでございます。

山江の方針としてですね、その資料では洋式、和式をおおむね半々に設置する方針のようでありました。またその通告後に聞きましたことじゃありますけども、山江村では学校のトイレ改修についても予定があるようですが、学校のトイレ環境改善、また今度の文科省のトイレ調査も熊本地震を受けてということですから、災害

避難時のトイレ機能確保についても、その改修の内容とかありましたらお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。学校トイレの環境改善につきましては、平成29年度に山田小学校の屋外トイレの建て替えによります和式便器からの洋式化ですね、洋式便器へ替えるということ、それから併せまして多機能トイレも設置を予定しております。

それから、小学校校舎内の和式便器の洋式化、洋式便器に変える予定といたしましては、山田小学校8基、それから万江小学校2基、洋式便器に整備をいたしまして、新規で保健室内に1基設置したいと考えております。なお、小学校校舎内の洋式便器の整備につきましては、先ほど議員申されましたように、本定例会の補正予算に計上しておるところでございます。

また、村内小中学校で、現時点で洋式便器率が一番高かった山江中学校でございますけれども、この山江中学校につきましては、平成30年度以降にですね、まず校舎内のトイレの洋式化、それからグラウンド利用者のための屋外トイレですね、これが今ございませんので、その設置についても検討したいというふうに考えているところでございます。

それから災害避難場所として考えられます体育館のトイレでございますけれども、現時点では使用頻度が高い校舎内外のトイレの洋式化をまず優先いたしまして、財政状況を見ながら、年次計画で整備できればというふうに考えているところでございます。

学校トイレの整備につきましては、完全洋式化にしたほうがいいのか、または一部和式を残してですね、洋式化にしたほうがいいのか、児童生徒とかですね、使われる方のニーズ調査も行いながら、今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 本村のですね、トイレ改修の予定のところをちょっとお話いただきました。和式を洋式に、また多機能トイレを付けるとかですね、あります。現在は洋式化率が40.2%ですけれども、今度の改修によりまして、その洋式率は何パーセントぐらい上がるのでしょうか。簡単をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。今回の洋式化に伴いまして、洋式便器がですね、50基、それから和式便器が41基ということで、全部で91基になる見込みでございます。率にしまして54.95%、約55%になる

見込みでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 県の平均、現在は40.4%ですから、約55%に予定ではなるといふことでもあります。一応本村の目標としては50%ぐらいで、完全に和式をなくすのもどうかという考えは私にもあるわけですが、一応ほかの町村では、大体85%が洋式トイレを多く設置する方針ということでありましたので、本村でもですね、そのようにもう少し上がるといいかなと思います。

先ほど話しましたが、校舎の耐震化が終わりました後、次に改修希望が多いのはトイレだそうです。次に空調とかICTの整備だそうです。本村は空調もICTも進んでいますので、あとは全校舎、全トイレの環境が良くなりますと、また手洗い場とかもですね、そういうのが良くなりますと、子どもたちは安全・安心、快適で衛生的な環境の中で充実した授業とともに、精神的にも気分よく学校生活を送れるのではないかと思います。また、3校の児童生徒さんも皆さん優秀ですから、トイレ環境も大切にきれいに使ってもらえるのではと思います。よろしくお願ひいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を2時50分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時41分

再開 午後2時50分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に5番、立道徹議員より、1、村有施設の管理について、2、防災対策について、3、公共工事についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。5番、立道徹議員。

立道 徹君の一般質問

○5番（立道 徹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、5番議員、立道が通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

さて、今年もいよいよ梅雨の季節となってきました。去年はですね、県北部では大雨により大きな災害が発生し、1年たった現在でも復旧工事が行われている状況

でございます。本年はですね、本村をはじめ全国においても大きな災害が発生しないようお祈り申し上げたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。まず初めには、村有施設であります尾寄崎地区のヤマメ養殖場と平成2年に廃校になった山田小尾寄崎分校の校舎を整備した尾寄崎キャンプ場の施設の現状と、その経営状況及び利用状況について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、ご質問にお答えいたします。二つの施設のご質問がございましたので、まずヤマメの養殖場についてご説明申し上げます。ヤマメの養殖場、正式名称は山江村淡水魚養殖施設という施設名になっておりますが、ヤマメの養殖場という呼び名がですね、皆さんご承知だと思いますので、私のほうも養殖場というふうに呼ばさせていただきます。この施設につきましては、先駆的な特産物の開発と林業地域の活性化、雇用の確保を図る目的で、昭和63年度に内水面漁業振興対策事業により山田尾寄崎地区に整備されたものです。間もなく整備後30年を迎えようとしております。近年では集中豪雨による崩土により、水路がふさがり、水路に水が供給できず養殖魚が窒息したりですね、逆に大量の水が水槽に流入し、養殖魚が川へ逃げ出してしまうなどの事案が出ております。だいぶ施設のほうもですね、老朽化をしておりますが、大規模な改修等を近年村のほうで行っているという事案はございません。施設の管理につきましては、山江村ヤマメ生産組合へ管理委託を行っており、毎年管理委託契約書を締結しております。近年では組合員の構成が難しくなり、現在お一人での組合組織となっております。ちなみに委託費は無償となっております、管理、運営に関する経費は、ヤマメ生産組合の負担となっております。

続きまして、養魚場の利用状況でございます。現在成魚、稚魚合わせて約7万匹のヤマメを養殖されておられます。人吉球磨管内のホテル、旅館等に鮮魚として卸販売をされているほか、お中元、お歳暮の宅配サービス、ヤマメの塩焼きとして各種イベントに出店販売をされておられます。また、ヤマメのオイル漬けや甘露煮等の加工品販売も行っておられまして、その販売規模は全国的に展開をされておられます。

経営状況につきましては、年間数百万円収入があつていとお聞きしておりますけれども、施設の維持管理に相当な経費を要しているため、収支的には黒字が出たり赤字が出たりというような状況になってるというお話を伺っております。

続きまして、尾寄崎キャンプ場についてお答えいたします。先の議会でも質問がなされておりましたので、重複する答えになるかもしれませんが、山田小学校尾寄

崎分校跡地の有効活用として、地域の活性化を図る目的で平成2年度に第3期山村振興対策事業により施設の整備を行っております。キャンプ場施設におきましても整備後二十数年が経過しており、皆さんご承知のとおり、だいぶ老朽化が進んでいる状況です。飲み水につきましては、山水を使用しております、大雨後の管理に苦労されている状況でありますし、現在、温水器が故障しております、シャワーのほうも水だけ、いわゆるお湯のシャワーが出ないというような状況になっております。また施設内でもですね、床の一部が腐食しておる状況でもございます。施設の管理につきましては、尾寄崎キャンプ場等施設管理組合へ管理委託を行っており、管理委託契約書をこちらも毎年締結しております。こちらも委託費は無償となっておりますが、浄化槽管理費、消防設備管理費については、村のほうで負担をいたしております。こちらにつきましても、現在お一人での管理ということになっております。

尾寄崎キャンプ場の利用、経営状況につきましては、施設の老朽化や近隣に新設された同様の施設の影響から、利用される方は年々減少している現状でございます。最盛期には、年間600名を超える利用があつておりますが、一昨年は271名、昨年は176名の利用というふうになっております。経営状況につきましても、収入は数十万単位ということでございまして、電気料などの支払い、また施設の軽微な修繕等を行うとですね、ほとんど費用は残らないということで、ここ数年は人件費につきましては、ほとんどもらっていないというような状況になっているということです。最盛期の時期には、地域の方々が交代で管理を行い、日当などを払っていた時期もあつたようですが、キャンプ場の管理については、ここ数年ボランティア的なものになつてるといふことでございます。

このキャンプ場につきましては、先ほどから申しておりますとおり、施設の老朽化が大変進んでおります。国の補助金等を活用して大規模な改修等も計画をしたいというふうに考えておりますが、まずは地元の方とですね、話し合いを行いまして、今後の活用方法についても協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） キャンプ場がとても問題でございます。私たちもですね、現場を視察して見てきましたけど、本当にかなり傷んでおります。早急にですね、地元の方といろいろ話し合いながら、その対策というか、どのように、これから改修するのか、解体するのか、その辺も一刻も早く対応していただきたいと思っております。

どこの地区にも言えますけど、高齢化が進む中、この地域の振興、また活性化な

ど、今後の方向性ですね、どのように考えておられるか、このことは村長から答弁をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 尾寄崎キャンプ場、また尾寄崎地域の今後の振興、活性化をどう考えるかということでございました。特にヤマメの養殖場とキャンプ場を要して、村有施設を要しております。その村有施設を今まで活用されながら、中心に活性化を図られたということではありましたが、議員のご指摘のとおり、施設も老朽化をしてくている、また残る人もなかなか全員ですね、協力し合うという、高齢化が進んできたというようなこともあろうかと思えます。

養殖場、またキャンプ場をどうするかという件ではありますけれども、まずはですね、その地域の方の意思をやっぱり確認する必要があるんじゃないかならうかと思っております。地域の方がしっかりそのキャンプ場あたりをまた新しく作り替えてもらいながら、人をいっぱい行きながら交流したいんだ、またこの地域を活性化させていくんだというようなことがありまして、またそのことがこの村づくりについてですね、非常に有効だということの検証も、税金を投入するわけですので必要かと思えますけれども、その付近の確認をさせていただきたいと思えます。

これは尾寄崎の問題だけではなくてですね、全村的な課題も見え隠れいたします。いわゆる限界集落というような問題であります。その地域をいかに活性化させていくかというようなことについては、東北の震災はですね、よく見てみますと、津波に飲み込まれて本当に住んでいる所が津波でなくなった。要するに家の基礎しかなかったというような所が多々あるわけでありましてけれども、そういう状況からいかに復興していくのか、また日常の生活を取り戻していくのかということは、その地域の強いですね、住む人たちの意思とお互い助け合う、また全国的な方々が協力し合うというコミュニティがあってこそだと思っております。その付近ところをしっかりと地域と話し合いをさせてもらいながらですね、今後の対応について考えていきたい。ただ、その限界集落だから何もしないということではなくてですね、当然限界集落といいますか、そういう地域に住んでいる人たちは、「出てきたらいかがですか」と言われても、「やっぱり住み慣れた所が一番暮らしやすいんだ」というようなことを言われるわけでありまして、それはそれでしっかりその暮らしを守っていかなくちゃいけないということと併せて考える必要があるのかと思っております。

もし今後ともということであれば、地域おこし協力隊を張り付けるというようなこともできるわけでありまして、その地域コミュニティがなくなったらですね、協

力隊1人でやれと言っても、到底苦しい話ではありますので、もしそういう意思がないということであれば、その村有施設につきましては、尾寄崎を訪れられる人は山紫水明な地域でありますから、何らかの手立てが要るんだらうと。人手を要しないそういう活用しやすい施設として姿を変えろということもですね、考えていきたいと思っているところでありますので、この件は、先般はもうキャンプ場についてはですね、管理はしがたいというような管理者の方もですね、そういう意見をおっしゃったというふうには伺っておりますが、またさらにそういう管理者の方、またその地域の方々との意見をちょっと聞いてみたいと。それからまたいろんな検討をさせていただければと思っているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） ちょっと山江村にとってはいい話があるんですけど、先日ですね、地元の方からお話を聞く機会がありまして、この地域の活性化、また山江村の活性化のためにですね、ヤマメ養殖場だけではなく、ヤマメの釣り堀をつくる計画、そしてまたこの地区に住んでおられた出身者の方がですね、Uターンして、これは女性の方ですけど、このキャンプ場をどうにかして改修して、民泊等をしたらどうかという方もおられますので、この地区全体をですね、公園施設にしたいとも言われておりました。自然に触れてですね、いろんな企画でお客さん呼んで、これも一つの活性化につながるのではないかと考えております。そのときにはですね、行政の方もいろんな面からご指導していただければと思っております。

次の質問に入りたいと思います。次に、村営住宅の件でございますけど、新寺の下団地、これは昭和48年建立ですかね。それと林田団地、これは昭和49年、どちらもですね、築44年、43年とたっております。かなり年数がたっております。今後の方向性でありますけど、つまり地震に対する耐震構造のお考えはあるかないか。またそれが無理だったら、そろそろ建て替えのお考えはあるか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。まずは新寺の下団地、それから林田団地の状況について説明いたします。新寺の下団地は、議員申されましたように、昭和48年度に建設されました準耐火構造平屋建住宅で5棟建設されまして、1棟が4戸から6戸の長屋住宅で、築44年を迎える建物でございます。現在は24世帯、57名の方が入居されているところでございます。一方、林田団地でございますけれども、昭和49年度に建設された準耐火構造2階建住宅で6棟建設されました。1棟がそれぞれ4戸、2階建住宅で築43年を迎える建物でございます。現在は24世帯、79名の方が入居されている状況でございます。

公営住宅法施行令での公営住宅等整備基準で規定されている耐用年数は、準耐火構造平屋建の新寺の下団地は30年、それから準耐火構造2階建の林田団地は45年の基準となっているところでございます。ともに準耐火構造で建築されており、構造形式、それから平面、立面、形状などから、耐震性ありとされておりますが、旧建築耐震基準で建築された住宅ですので、耐震化の対策としての耐震診断等の調査、検討が今後必要かと思われるところでございます。

議員のご質問の今後についての方向性ですけれども、平成25年度に策定しました山江村公営住宅等長寿命化計画の改善計画に基づきました計画では、新寺の下団地は、耐用年数を経過しており、経年劣化は見られますが、日常的に不便になる箇所は補修、修繕を行っていく計画ですので、全般的に比較的程度は良く、安全性からも特に支障はないため、建て替え等も検討されますけれども、敷地等の問題もあり、修繕、改善などを進め、長寿命化型改善事業として整備しながら維持していく計画でございます。また、林田団地におきましては、近年、外壁及び屋上などの改善を行っておりまして、日常的に良好な状態が保たれているということで、今後も維持管理を進めながら、必要であれば補修、修繕を続けながら対応していく計画でございます。

いずれにしましても、点検等を実施しながら、支障を来す箇所は補修、修繕を行い、住民の要望にできる限り対応しながら、維持管理を行っていく計画でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） これは何年か前に、林田団地にお住まいの方で、2階ですので、階段の手すりをですね、付けたいということで、これも多分白川課長にもちょっとお聞きしたことがあったと思うんですけど、それはそういう高齢化社会になってきますので、その辺はもう自費で付けるということが原則でしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） 住宅の公営住宅法としましては、基本構造等がある場合には、申請をいただき模様替え申請というのがあります。日常的支障であればですね、まず担当係のほうから出向きまして状況等を確認し、支障であれば付けていく。日常的支障でなければ個人で修繕、補修されるということでございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） じゃいろいろ相談した場合は、村のほうも補助的なことがあるということでよろしいんですかね。それでよろしいですね。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） はい。とりあえずですね、公営住宅につきましては、現状を確認したいということで、まずは現状を確認して、その後検討し進めるということで整備したいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） いろいろですね、かなり団地のほうも古くなっております。いろいろ補修等でカバーしていくというようなお考えのようですので、くれぐれも相談あたりがあったらですね、行政のほうもいろいろ検討して、少しでも負担にならないよう、ご検討していただきますようよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に入りたいと思ひます。昨年発生した熊本大地震、まだまだ現在も復旧、復興には時間がかかる状況でございますけど、この熊本地震から学ぶ本村の防災対策、そして災害マップの活用など、防災・減災力を高める対策について答弁をお願ひしたいと思ひます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 昨年発生いたしました熊本地震では、関連死を含め200名を超える犠牲者が出ております。震災後の避難所運営や避難者対応に、いろいろな課題が浮き上がってきております。

このようなことから、本村におきましては、まず地域防災計画、それに山江村災害対策本部設置運営マニュアル等ですね、見直しを行っております。平成28年度におきましては、これまで策定をしておりました地震に対する防災体制配備基準及び職員の参集基準ですね、見直しを行っております。このほか、災害対策本部の組織及び業務内容の見直し、避難所運営マニュアルの策定、災害廃棄物処理計画などの策定の追加を行っております。平成29年度におきましては、建築物等災害予防計画の見直しによりまして、民間住宅の耐震化ですね、補助が受けることができるような体制を整備いたしておきまして、本年度予算化をいたしておきまして、こういったことで、住宅ですね、耐震化を推進することといたしておきまして、

また、災害マップなどということでございますけれども、防災・減災力を高める取り組みといたしまして、球磨川水系防災・減災ソフト対策事業の補助金を受けまして、ハザードマップの作成を進めております。このハザードマップは、村内全16区を全て作成する計画でございます。平成27年度3地区、平成28年度4地区の計7地区を作成済みでございます。作成いたしましたハザードマップは、全家庭へ配付いたしまして、防災・減災のツールとして活用いただこうと思っております。平成29年度におきましては、4地区程度の作成を予定しておきまして、先日の防災会議時に、未作成の区長さん方へ概要を説明したところでございます。現

在、本年度作成いただく区を調整中でございます。作成に当たりましては、住民説明会を開催いたしまして、地区の方々と危険箇所の現地確認を行い、マップを作成しております。このことで防災意識を高め、日頃から避難経路の確認や安全確保を心がけていただき、防災・減災に努めていただこうということで考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） いろいろですね、対策としては素晴らしいものがありますけど、昨年ですね、現在までですけど、本村、また各地区における防災訓練等の実施状況はいかがでございましょうか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 防災訓練等の実施状況でございますけれども、昨年は11月に山江村総合防災訓練を実施しております。また、地域におきましては、避難訓練を実施していただきまして、実際に農村環境改善センターのほうへ避難をいただき、その後防災講話を行っております。本年度におきましては、11月に県南地域の総合防災訓練を予定いたしております、本村も参加いたします。このほか、地域におきましては、消火訓練とAEDの操作講習会の開催であるとか、自主防災組織による防災無線を活用した避難訓練を実施したいというふうなご相談がっておりますので、これも近日中に開催する予定でございます。また、地域の老人クラブにおきましても、防災に関する研修会を行いたいというふうな申し出がっておりますので、防災専門家も派遣いたしまして防災講話を実施する予定でございます。

防災訓練以外にもですね、こういった防災意識を高めるためのソフト事業としての取り組みも計画をいたしております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） やはり防災訓練、大変必要だと思います。特にですね、まだ連携プレーというか、高齢化が進んでおりますので、老人あたりですね、カバーするそういう体制づくりも必要だと思います。

次にですね、これからまた台風シーズンになってまいります。特に老朽化してる空き家ですが、台風により飛散して、隣の家とかなんかに災害を発生する恐れもありますので、このような空き家については、どのような防災対策を考えておられるか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 空き家につきましては、基本的に所有者、または管理人の責任において管理をすべきであると思っております。しかしながら、先ほど申され

ましたように、老朽化した空き家が周辺へ被害を及ぼすようなことがございます。国におきましては、これを受けまして、平成26年11月に空き家対策に関する特別措置法が制定されておりまして、平成27年5月26日から施行されております。背景には、先ほど申しましたような適正な管理が行われていない空き家が防災上、衛生上、景観上、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼすというふうな状況でございます。特別措置法では、「空き家等の所有者の責任として、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空き家等の適切な管理に努めるものとする」というふうに明記してございます。しかし、空き家の所有者や管理者が近くにいない、都会へ引っ越してしまったようなケースが山江村でも多ございます。

このようなことから本村では、村内の空き家の状況につきまして、調査を行っておりますけれども、所有者や管理人の調査を行いまして、調査時点では112件の空き家が確認されておりまして、そのうち倒壊等の恐れがあるものが11件、さらに倒壊により周辺に影響を及ぼすような危険な空き家が21件確認されております。特に周辺住民の方からですね、危険であると相談のあった2件につきましては、村長名で納税管理者の方へ、空き家等の対策に関する特措法に基づいた改善をお願いしております。2件ともですね、改善の回答をいただいておりますけれども、1件は改修を行っていただきましたが、もう1件は平成28年5月、昨年5月には改修するということで回答いただいておりますけれども、熊本のほうで震災に遭われまして、そのままになっているような状況でございます。

今後、このような周辺に影響を及ぼすような空き家が増えてくるということが予想されます。そういうことから、現在改善をお願いしておるような状況でございますけれども、今後につきましては、この特措法に基づきます各種の法的措置ができるようなですね、村の条例を整備すべきではないかということで、現在その検討をしながら準備を進めており、村のほうでそういった対策が具体的にできるような仕組みをつくるような計画をいたしております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） この空き家対策、空き家にはいろいろですね、問題があると思います。本当は村長が前からよく言われてますように、山江を希望される他町村からの希望者もたくさんおられるのにですね、空き家もたくさんあるんですけど、その辺がどうも私には理解できないのでございますけど、その辺、今後もですね、空き家に対しては徹底的にじゃないけど、本当その辺は厳しく取り締まりじゃないですけど、お願いしたいと思います。

最後の質問に入りたいと思います。現在、万江地区の下之段橋橋梁架替工事が施

工中であります。橋梁工事においてはですね、約四、五年ほどの期間を要し、多額の費用もかかると思いますが、本村でもですね、たくさんの橋がありますが、中でも万江地区の柚木川内橋、これは昭和38年ですかね、に完成し、今年で54年目ですかね、になると思います。この橋の架け替えの計画は今後考えておられるか、答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。まずは村内には村道橋として管理している橋梁は83橋あります。橋梁の長寿命化計画により、点検及び修繕、補強、補修、架け替え等の計画をしているところでございます。昨年28年度では、国のインフラ整備計画により、5年に1度の近接目視の点検を実施したところでございまして、全83橋のうち10橋が判定区分が3とされました。判定区分3というのは、早期措置と判断される区分でございまして、本村でも通学路や主要道路など優先順位を付け、架け替え等や補強、補修に取り組むよう計画を進めているところでございまして、今後の橋梁整備は、判定区分3とされた橋梁の詳細点検調査を行い、補強、補修を順次整備する橋梁整備計画を進めてまいります。

ご承知のとおり、現在は下之段橋を架け替え工事中でありまして、今年度下部工の右岸側、平成30年度、上部工、それから平成31年度が既設橋の撤去となる計画でございまして、

ご質問の柚木川内橋の架け替えでございましてけれども、路線測量、地質調査測量、それから橋梁詳細設計などの調査業務は、下之段橋上部工が完了する次年度、現在のところですがけれども、平成31年度以降から事業着手と考えているところでございまして、

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 足早先5年後ぐらいですかね。この橋がですね、やはり流された場合は、この地区の方は横手方面の山を越えて行く道があるんですけど、この横手方面の道もですね、大変厳しいところがあると思います。このことを踏まえて、是非この橋の架け替え工事をお願いしたいと思います。

もう1点がですね、村道吐合宇那川線でございますけど、この道路もですね、平成5年、大水害において、道路も完全になくなって崩壊し、尾寄崎地区は完全に孤立状態になりました。その災害復旧工事からも約20年たっております。最近はですね、道路の陥没があちこちに発生し、とても危険な状態でございます。その原因を考えますと、ブロック積の根元が洗掘され、裏の採石を洗い流して陥没したと考えられますけど、特にこの時期、梅雨時期には水量も増して、ますます危険な状態になると思いますが、今後どのような方法で対処されるか、答弁をお願いしたいと

思います。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） 村道吐合宇那川線でございますけれども、議員申されましたように、平成5年の大雨による集中豪雨により、災害関連事業として道路災害復旧工事を行い、現在の道路となったところでございます。整備後20年以上を経過しまして、道路も経年劣化や法面の崩落、河川護岸のブロック基礎部の河床の洗堀など、近年見られまして、道路陥没の被害が発生しているところでございます。

ご質問の対応策ということですが、現在は、道路点検等で確認された警備な補修箇所につきましては、シルバー人材センターのパトロールと併せまして、作業を行っているところでございまして、また、村民からの異常箇所の連絡があった場合は、建設課現業職員によりまして随時対応をしているところでございます。さらに突発的な陥没、亀裂、崩壊など大がかりな補修を要する場合は、山江村災害時支援活動に関する協定から村内の建設業者と行政区別に担当区割りをしておりますので、管轄区域での作業により復旧作業を行うようにしております。また、大雨等で河川氾濫などによる災害が発生した場合においては、災害復旧事業によりまして対応したいと考えております。経年劣化等で支障を来している箇所につきましては、補修、修繕を行いまして、大規模な補強、補修については予算的な問題もありますので、今後検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 現在はですね、落石防護防災工事が行われております。特にですね、この護岸のほうも本当に危険な状態で、目を向けていただきたいと思っております。

先ほど言いましたとおり、上流にはですね、今後活性化のために頑張ろうという計画もされている方もいらっしゃいますので、お客様を呼ぶためにもですね、安心・安全な村道の確保に努めていただきたいと思います。

これをもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を3時40分といたします。

-----○-----

休憩 午後3時28分

再開 午後3時40分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、10番議員、松本佳久議員より、1、山江村の教育方針についての通告が出ております。

松本佳久議員の質問を許します。10番、松本佳久議員。

松本佳久君の一般質問

○10番（松本佳久君） 10番議員、松本佳久です。平成29年6月議会一般質問を行います。質問事項は、山江村の教育方針についてであり、答弁を求める者は、教育委員会及び村長としております。質問の中でも、特に先生方の勤務時間や去年文部科学省が取りまとめた学校現場における業務の適正化に向けてについて質問し、執行部、教育委員会の答弁を求めたいと思います。

今さら、今ここで私が改めて言わなくとも、教育の大切さはもう皆さんよくご存じのとおりです。今、私たちのこの便利な暮らし、豊かな暮らし、安心・安全な暮らしは、ひとえに長年にわたる先輩方の努力の賜であり、中でも子どもたちの教育に、昔から力を入れて来られた結果だったからだと考えております。明治7年に山田小学校や城内小学校、その他の学校がスムーズにスタートできましたことも、その背景には、その前の寺子屋教育の歴史や文化の積み重ねがあったからだと考えています。私は昭和25年生まれで、戦後教育を受けた者の1人です。誰でもそうでしょうが、小学校1年生以来の担任の先生の名前は今でも全員覚えておりますし、また先生方に感謝もしております。教育が大切だからこそ、先生方のことを恩師と呼ぶのだと考えております。教育の大切さを考えるときに、教育こそが国を救う、村を救う、教育こそが人類を救うと言っても過言ではないとさえ考えております。

さて、質問の通告文にも記載しておりますが、パリに本部を置いているOECD（経済協力開発機構）が2013年（平成25年）2月に国際教員指導環境調査を行っております。これは2014年6月に結果が公表されております。調査に参加したのは、OECD加盟国等34カ国及び地域で、この中には日本、韓国、シンガポールなどアジアの国々から、アメリカ、カナダ、メキシコ、ブラジル、イギリス、フランス、スペイン、スウェーデン、クロアチア、セルビア、そのほか34国及び地方など、世界中の広い範囲に及んだところで調査がっております。それぞれ各国200校、各学校20名の先生方を抽出して調査しており、日本では中学校、中等教育学校前期課程、全国192校。先生方の内訳は、校長先生192名、教員3,521名の方の調査でした。合計して3,713名です。この調査の結果か

ら、文部科学省も業務の適正化に向けて、今後取り組むべき政策を立案しているようであります。

その中で、このOECDの報告書の中で、非常に特徴的なことを書いてありますが、それは先生方の勤務時間についてであります。この報告書によれば、先生方の1週間の勤務時間は、参加34カ国中ダントツの53.9時間であり、参加国平均の38.3時間よりも大幅に長い結果となっております。またその中身では、1週当たりの授業時間は、日本が17.7時間であるのに対し、参加した国の平均は19.3時間とあまり変わりませんが、しかしほかのところで、例えば事務業務は、参加した国平均が2.9時間であるのに対し、日本では5.5時間、事務業務に要する時間は5.5時間、そのほかスポーツ、文化等課外活動、部活動などだと思いますが、それは参加した国平均が2.1時間に対して、日本は7.7時間の調査結果が出ております。それらのほかの要因も加わって、34カ国の中では一番勤務時間が長いという結果となっております。

OECDの報告ではこのようになっておりますが、山江村の現状について、教育委員会としてはどのように認識されておられるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。今議員言われましたように、平成25年度のですね、経済協力開発機構が行いました調査のご説明がございましたけれども、今言われましたように、日本が非常に時間が多いということで、53.9時間ということで、参加国でも一番多かったということですが、その内容あたりを見ても、やはりどうしても部活動とかスポーツ活動、それから事務業務ですね。それから授業の準備が教員の場合は必ず要りますので、この時間等で多いということがございます。これは先ほど説明ありましたように、中学校が中心と考えていただければ大丈夫かと思っておりますけれども、そういう結果が出ております。

それから、文部科学省が平成28年度に行いました教員勤務実態調査によりますと、学校内勤務時間が週60時間を超える教諭がですね、小学校で33.5%、それから中学校が57.6%となっております、これは教諭の場合は週40時間が労働基準法で定められておりますけれども、週20時間以上の時間外労働をしているというような実態が出たわけがございます。週勤務時間の平均は、小学校の教諭で57時間25分、それから中学校で63時間18分となっております。

そこで、山江村の教員の勤務時間の状況でございますが、山江村教育委員会では、教員の勤務時間につきましては、毎月学校より一人一人の勤務時間を一覧表にして提出をいただいております。それを基に、ワークライフバランスの観点か

ら指導や改善を行っているところでございます。

山江村の教員の勤務実態について、ちょっと申し上げます。平成23年度でございますけど、このときからICT機器の整備を行っております。それで平成24年度には、通知表、それから出席簿、指導要録等ですね、作成を行う校務支援システムを導入いたしました。そして平成25年度から本格的な運用を始めたわけでございます。そういうことで出張等を含めまして、校務のデジタル化を図ったわけでございます。それから、現在はですね、シンクライアントの方式で、学校の情報は家庭で持って帰って仕事をするというか、それはできません。昔は私たちが教員の頃は、家で持って帰ってしてたわけですがけれども、情報の流出ということでセキュリティの関係上持って帰れませんので、本村ではどうしたかといいますと、Windowsログインシステムというのを導入いたしました。これはですね、どうしてもしなければいけない業務がございますので、それを家庭でできないかということで、もちろんその情報の安全性を確保した上でございますけれども、そういうシステムを導入いたしまして、平成28年度の小学校教諭、山江村でございますが、週平均勤務時間は48時間26分、国と比べますと8時間59分のマイナスということで、少ないということでございます。それから、中学校の教諭でございますけれども、これが週平均勤務時間が53時間18分、これは国と比べますと10時間のマイナスということで、少ないほうでございます。

先生方のいろいろご意見を聞いてみますと、非常に効率的に仕事ができるということと、その分をですね、子どもと遊ぶ時間にしまして、非常にこう子どもと遊んでいろんなことが良くなったということも聞いておりますし、それから、土日学校に来なくてもいいと、どうしてもしなければならぬことが出た場合には、家でできるのでストレスがたまらないというような意見もいただいております。さらにはですね、教材作成を行いますICT支援員も雇用しておりますし、それから子どもの心のケアを行いますスクールソーシャルワーカーの配備なども行いまして、教諭の負担軽減を図っているところでございます。それから、毎週水曜日はですね、定時退勤日といたしまして、定時に退勤しましょうという取り組みも行ってまいります。

教育委員会といたしましては、さらにワークライフバランスの観点からですね、事務業務の効率化、それから先ほどもありましたが、小学校部活動の社会体育への移行などを行いながらですね、先生が子どもと向き合う時間をより多く取りまして、先生方が生き生きと意欲的に指導に当たれるように、さらに充実した勤務環境を構築していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 丁寧な答弁をありがとうございます。まず、先ほどのOECDの報告書の中でもですよ、ICTについても触れてあります。その報告では日本では子どもたちがですね、9.9%は利用している、しかし34カ国平均では37.5%が利用しているといつて、これでは低いですけど、多分山江村の子どもたちはこの参加国平均よりもずっと高い、100%に近い子どもがICTを利用してるんじゃないかなと教育長の答弁を聞きながら思ったところです。

それから、そのWindowsログインシステムとかを利用して家庭でも仕事ができる、これについては後でもう一度聞きたいと思っております。それでその先生方の労働時間は全国平均よりも少ないんだと、小学校で48時間、中学校で53時間ということでございます。私は万江小の近くに住んでおまして、田んぼも万江小の近くにあります。4月、5月は入学式や体育大会の都合もあったろうとは思いますが、多分一番早い先生はもう6時過ぎには来られます。7時ぐらいには大体全員の先生方が来られて、7時15分ぐらいかな、子どもが来る前にはほとんどの先生が来られているようですし、夜は私も農業しておりますので、8時ぐらいまでは田んぼにいてもありますが、それでも電気がついてるし、ホテルを見に行っときは9時ぐらいに電気がついてるときもありました。それやら考えれば、こらあ先生たちはだいぶ長く働いておられるんじゃないかなという気がします。

そういう中で、さっき毎月報告書が上がってくると言われましたけど、学校はやっぱり役場のようにタイムカードか何か押す、どのようなシステムになっておりますか。そのWindowsログインシステムとそのタイムカードのシステムについて2点伺います。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） 勤務時間につきましては、パソコンにシステムを組み込んでおりますので、朝来てから自分のところをクリックしてポンと押しますと、そこで出勤、それから帰るときはそこの自分のところにまたクリックしてリターンを押しますと、そこで退勤時間が出ますので、それが月間ですね、月に合計されましてどれぐらいの超過時間だというのが出てきます。途中で毎日打っていきながらですね、60時間を超えたら赤になります、その合計が。それで先生たちも、あ、これじゃないかないということで、意識しながらやっぱりこう勤務時間ですね、時間内に終わるよというふうな心がけをしているわけでございます。そういうふうにして、パソコンを使いながら管理しながら自分で意識をしながら取り組んでいるというふうなところでございます。

それから、Windowsログインシステムでございますけれども、これはシン

クライアント方式でやっておりますので、そこにデータがございますので、そこに家のパソコンから読み込みにいって、データをですね。そして自分の家のパソコンでできるというようなシステムでございます。だから、家で自由なときにいつでもできるということで、本当に今まででしたら学校に来なければできなかつたんですけども、特に距離が遠い先生なんかはですね、結構時間をかけて土日も来ていた先生がいたんですけども、このシステムを導入しまして、本当に先生方からは喜ばれているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 今、パソコンのON、OFFで時間を測られるということですが、よく議会がやる方法は現地調査ですけど、そのようなことも是非やられてはどうかというふうに考えております。それから、水曜日は定時退社ですか、水曜日は早く帰る。原則として土日は休みとなっていると思うんですけど、土日も熱心に仕事をされる先生もおられるようです。そういうこともありますので、是非実態調査といたしますか、そういうのをされてはいかがかと思っております。

（新聞切込みを示しながら）これは先生方じゃありません。熊本地震があった後の熊本市や熊本県の職員がやっぱり過労死ライン何とかかんとか書いてありますけれども、月に80時間、あるいは100時間を超えると、過労死ラインになってくるんだということもありますので、是非そのような労働時間管理といたしますかね、そういうところにも先生方が倒れることがないようにですね、やっていただければと考えております。

それで、先ほど少し教育長の答弁の中にもあったんですが、そういうようなそのOECDの報告が来たからかどうか、文科省は「学校現場における業務の適正化に向けて」という通知を去年の6月に出しております。これは政令指定都市、それから各都道府県に来ており、その中では、各都道府県の教育委員会は市町村の教育委員会へ十分な周知、必要な指導、援助、助言をなささい、お願いしますと書いてあります。それをちょっと分厚い資料だったですけど、かいつまんでみますと、例えば、これまでの日本型学校教育は、国内、国外で高く評価されているということを書いてありますし、また、これまでのように、先生方は献身的であるべきだとか、そういうことを固定化して、それを先生方は献身的な教員であるべきだということを前提とした学校の組織体制では、質の高い学校教育を持続、発展させることが困難であるとか、教員が担うべき業務を大胆に見直し、働き方を改善する。これが文科省の資料として出てきているようでございます。

それでその改革の基本的な考え方としてですね、とにかく先生方の長時間労働を

是正するんだと、これは文科省の方針であり、熊本県の教育委員会にも来てるし、恐らく山江村教育委員会でもそのようにやっておられることだろうと思います。

そして次に、業務は大胆に見直しをして、業務の適正化を図るんだと、そして先ほど教育長答えていただきましたけど、教員が子どもたちと向き合える環境をつくるんだという方向に進んでいるようであります。先ほど小学校の部活動については、西議員からの質問に対し、またその答弁もあったところで、私たちもよくわかったところでありましたけれども、中学校の部活についてはどのようになっているのか。それから、文科省から来た改革の基本的な考え方、教員の長時間労働の是正、業務の大胆な見直し等については、山江村ではどのように取り組んでおられるのか質問をします。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。先ほど申されましたように、学校現場における業務の適正化についての文書につきましてですけども、この通知文につきましては、文科省よりまいっております。それから文科省ではですね、昨年4月に、それを受けまして、次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォースというのを庁内に設けまして検討を行っております。その報告の取りまとめも行っているところでございます。この中で、部活動における休業日の設定の徹底をはじめとした運営の適正化、それから勤務時間管理の適正化の必要性を示しているところでございます。

そこで、山江村教育委員会といたしましては、以下の4点について計画を策定して、今取り組んでいるところでございます。まず、1点目は、教職員の先ほどから言いますように、長時間労働という働き方を見直す改革でございます。それから2点目が、教職員の部活動における負担軽減、これも教職員の長時間労働につながるわけでございますけれども。それから3点目が、教職員の業務に、先ほど申し上げましたようにICTを効果的に活用した業務改善を図ると。それから4点目が、労働安全体制の見直しでございます。もしそういう働き過ぎによりまして、先生方が体調を崩すとかですね、そういうこともございますので、そういう労働安全体制の見直しを行うというようなことでございます。その4点を計画を立てて今取り組んでいるところでございます。その計画でよろしいでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 多分文科省の通知では27年から始めて、28年でほとんど作って、29年実働というふうになっておりますが、ただいま教育長が答弁されましたような方向でいくのではないかと考えております。

それで、労働安全体制について、山江村でも平成26年3月20日に教育委員会

規定第1号として、山江村立学校職員安全衛生管理規定をつくってもらっております。この中で、衛生推進委員会の設置等々がありますけれども、これはどのような活動をされておりますか。それから、医師は今山江村ではどなたを指定されておられますか。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） 労働安全体制でございますけれども、これは労働安全衛生法では、もうご承知かと思っておりますけれども、労働者が50人以上の事業所におきましては、安全委員会、または衛生委員会を設置しなければならないとなっております。それから、時間外労働が月100時間を超えた場合は、本人の申し出があれば面接指導をしなければならないとなっております。

本村の学校規模はそれには該当いたしませんけれども、教職員の労働安全を図る上から、各学校に衛生委員会を設置しております。校長が安全衛生責任者として、学期に1回、学校衛生委員会を開催し、教職員の労働安全に努めているところでございます。

それを受けまして、教育委員会におきましては、先ほど申されましたように、山江村学校安全衛生管理規定がございました。今年4月に見直しまして、一部改正を行いまして、教育委員会内に統括安全衛生管理者を置くことにしました。これは私が務めるということでございます。この衛生管理者は、各学校の教職員の安全衛生に関して指導を行うということでございます。また、統括安全衛生委員会を教育委員会で開くというようなところもございます。現場の状況を見ながら、ちょっと考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 今、答弁がありましたその統括何とか委員というのがその50人以下、小規模校では複数の学校が集まったときに設けるという、特例的なものでやっておられる、はい。

それで、私は学校には滅多に行きませんが、時々しか行かなくて大変だなと思うことが、どの先生も忙しいんでしょうけど、例えば山田小であれば、40人ぎりぎりのクラス、38人、39人で、教室いっぱいです。あるいは万江小であれば、複式学級の担任の方は、授業の準備等も大変だと思うんですが、そのようなことに対する何かチームティーチングというのかな、何か手立てはございませんかね。何かありますか。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。教材等のつくりといたします

か、そういうことだと思いますけども、先ほど言いましたように、教材作成につきましては、特に今本村ではICT教育が進んでおりますので、機器を活用しまして、ICT支援員等が教材あたりをですね、教員の要望に応じまして授業の実態に応じまして、お願いしておけばつくってくれますので、先生がつくる必要もないというようなところで、そしてまた効率的にできますので、子どもたちにもわかりやすいというようなところで、先生方も授業がしやすいということで、相乗効果かなと思っているところでございます。そういう感じで、教材研究につきましてはですね、そういうICT支援員等も活用しておりますし、それから学習支援員も配置しております。山田小2名、それから山江中1名、それから万江小1名ですね、これは特に入学当初は、子どもたちがなかなか落ち着かないということもございました、そういう面で支援員を配置して、そういう子どもたちの指導に当たっているというようなところでございます。

それから、先ほど申し上げました教材づくり等につきましては、放課後等におきまして、あるいは休み時間等におきましてですね、いわゆるチームをつくりまして、お互い話し合いながら、分担をしながら軽減するといえますか、そういう形で行って授業に当たっているというようなところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 先生方の勤務状況、労働環境について、いろいろ質問してきたところですが、まずは先生方が幸せでなくては子どもは幸せになれないと思っております。是非教育委員会、あるいは財政的な支援を村長のほうからも、教育に対してさらなる支援を、是非お願いしたいと思っております。

ここまでのいろいろ質問してきましたが、そのような先ほど西議員の質問でも、近いうちに洋式トイレが80%か何かになるらしいですし、もう山江村の学校環境は素晴らしいです。ICTでも恐らく日本でも1番か2番か知りませんが、上のほうを行ってるんじゃないかと思えますし、そういうところで、今山江村は非常に注目されているところだと思います。この教育に関してもですね。

それで、教育長が考えられる理想的な教育といえますか、山江村立でいえば小学校、中学校があるわけですがけれども、教育とはこういうものでなければならんというのがあれば、是非お伺いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。私の理想とするということでございますけれども、一番はやはり子どもたちの安全・安心な学校づくりだと思っておりますので、まずは命あっての学校だろうと思っておりますので、まず私はいつも先生方に言うておりますのは、子どもたちの安全確保ですね、これを一番にしております。

ます。その次が学力向上だろうと思っております。それで学力向上につきましては、教員の指導力を上げなければいけないし、授業改善を行っていかねばいけないということで、今は本当に先ほど申されましたように、ICT教育が非常に進んでおりますし、またうまく皆様のお陰をもちまして進んでおりますので、非常に子どもたちも素晴らしい学力を身に付けておりますし、先生方も非常に生きがいを感じながら指導に当たっておられます。そういうお互いの相乗効果があって、こういう成果が出てるんだろうと思っているところでございます。

そういうことで、私としましては、そういう山江村の子どもたちをやっぱりグローバルな人材に育てたいということは考えているところでございます。それで、私が考えますグローバル人材といいますのは、いわゆるICT教育ですね、ICTがうまく使えて、あとは英語力だと私は思っています。だからこの前質問ございましたけれども、英語教育に力を入れるというような方向で、今後ですね、進めていきたいと思っておりますし、来年度からは、小学校英語が教科化になるということの移行措置になります。それもいち早く山江村教育委員会としましては、手を挙げまして、進めてまいりたいというようなことで考えておりますので、そういうことで子どもにつきましては、そういう子どもたちが育ちますように、子どもたちが世界で活躍する、日本で活躍する、そういう人材を育てていきたいなということで考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 是非そのような理想の教育を推進していただきたいと思えます。と同時に、実際学校の管理は校長先生がされると思えますが、校長先生も教育委員会の下でおられますからですね、先生方の体調管理にも十分気を付けていただきたいと考えております。

そして今、教育長申されましたような素晴らしい教育を推進するには、必ず財政的支援が必要であります。それらのことも含めて、村長はどのような教育が理想と考えておられますか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからその教育行政について、指針を述べるというのはいかがかと思ひまして、しっかりとした支援をするというようなことが私の立場であらうかと思ひます。

ただ、ちょっと考え方を述べさせてもらいますと、実は教育長はですね、先ほど言いました先生方の時間を超過する労働の問題についてはですね、先般のICTソリューションの中で、企業ブースでですね、そのことも併せて発表しておられます。従いまして、私から見て感じるのは、山江村はそういう、現場の先生方はどう

思ってるか私ちょっと聞いてませんが、非常にモデル的にですね、そういう仕組みをつくっておられる。それを発表して、よその先生方が、学校が、教育委員会が聞きながら、真似していくとは言いませんけれども、そういうモデル的な取り組みをされてるというのは言えるかと思います。

ただ、今教育もですね、この世の中もそうですけれども、第4次産業革命が起きていると言われております。第4次産業革命とは何かということではありますが、要するにIoTとかICTとかAIとかですね、人工知能がもう将棋で人間に勝つ、自動車が自動運転できる、今では離合するののもうどこで待つかということを計算して人工知能が待てと判断する、そんな実用化もいずれされるというようなふうに聞いております。そういうまたビッグデータをどう使うかというようなことでありまして、これは時代の大きな流れですね。流れでありますから、もう好もうが好まざろうが、そういう時代が流れているということでもあります。

従いまして、ICT教育も、当然のごとくですね、この全国に浸透していくんだらうと思うわけでありまして、逆を言うと、ICT教育の講演を聞いていまして、慶応大学の元の塾長、安西先生という方が話されましたのは、「今は第4次産業革命の中であって、現代の教育は、江戸時代の寺子屋から明治の近代教育に変わるような変化を迎えているような時期なんだ」というようなことを言われまして、私もびっくりするやらなるほどやら目からうろこやらということを感じたところであります。

いずれにしましてもですね、そういう時代変化の中で、しっかりとして子どもたちがその時代に対応した能力を身に付けていくということを期待して、ICT教育も10年計画でありますから、しっかり支援をしていきたい。それからまた2021年からは、そのICT教育の次のセカンドステージに入ろうかと思えます。グローバルな人材を育てるということで、英語教育も実は導入されますし、小学校で、プログラミング教育も実は始まるということになっております。そういうやっぱりグローバルな人材もしっかり支援したいという教育委員会の意向を、私としてもしっかりこう支援をしていきたいと思っているところであります。

いずれにしましても、そういう子どもたちがグローバルな人材と言いながらも、しっかり山江に残る人は残るわけですから、当然そういう子どもたちはいろんなICTを駆使しながら、農業、林業を続けていくんだらうと思えます。ということ期待をしているわけでありまして。

もう一つですね、と言いながらですね、という私もアナログであります。人間は基本的にアナログでありますから、そのアナログの人間が、そういうICT、IoTをどう使っていくのかというようなことになるわけでありまして。ということで、

じゃあ教育の基本は何なんだろうということになるわけですけども、それはやはり家庭の中における教育が基本になってくるんだろうという、その不易な部分、変わっていけない部分についてはですね、しっかり家庭における子どもの教育を受け持ってもらいたいと思いますし、またその学校、地域はその子どもたちをしっかりとそういう力を付けていく、見守っていくというようなことになっていくし、そういうふうに推進していかなくちゃいけないんだろうということを思っているところです。

これは私の思いであります、その教育行政に関してはですね、しっかり今後とも協力し合いながら、子どもたちを見守っていく、協力していくということを申し上げたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 教育長申されますように、グローバル人材の育成、是非お願いしたいと思います。そしてやはりまず山江を知って、そして世界を知るような人材を是非育成していただければと考えております。また、村長言われますように、財政支援も考えながら応援していくということでございますので、私たち議会としても研究したいと思っております。

今、日本国全体でいえば、少子高齢化が進行しています。先日の新聞では2016年生まれの赤ちゃんは、100万人を切ったそうであります。これは明治32年以来、統計を取り始めてから初めて100万人を割ったと書いてありました。少子化対策もみんなで考えていかなくてはなりません、でもせっかく産まれてきてくれた、この大事な私たちの宝物、赤ちゃんをですね、みんなで大事に、大切に大切に育てようではありませんか。そのようなことを申して、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） これで通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後4時16分

第 3 号

6 月 9 日 (金)